

博士論文

論文題目 ワレリウス・マクシムス『著名言行録』の修辞学的側面の研究

氏名 吉田 俊一郎

## 目次

はじめに	3
第一章:ワレリウス・マクシムス『著名言行録』の概要	4
第二章:ワレリウス・マクシムスの執筆目的	29
第三章:ワレリウス・マクシムスの典拠としての修辞学文献	45
第四章:ワレリウス・マクシムスと修辞学理論	80
第五章:ワレリウス・マクシムスの文体	117
I:『著名言行録』における範例記述の構造	118
II:白銀ラテンへの転換点としてのワレリウスの文体	129
III:黄金ラテン散文の継承者としてのワレリウス	137
結論	145
引用文献一覧	148
『著名言行録』の章題一覧	153

## はじめに

本研究はワレリウス・マクシムス『記憶に値する行為と言葉』(Valerius Maximus, *Facta et dicta memorabilia*)の修辞学的諸側面の研究である<sup>1</sup>。この作家と著作が様々な点で修辞学とつながりを持っていることはすでに知られているところである。しかし修辞学校、そこで教えられていた修辞学理論および模擬弁論、それに影響を受けた白銀ラテン文学など、彼の生きた時代の修辞学の重要な諸側面について、『著名言行録』との関わりを詳細に検討した研究はまだない。これらの現象は『著名言行録』全体に大きな影響を及ぼしており、それをできるだけ正確に測定することは、この著作を理解する上での重要な問題である。本研究はこの問題の解明を目的とする。

各章の内容は以下のとおりである。第一章では、著作者と著作の概要が述べられ、『著名言行録』が修辞学と関わりを持つのはどのような点においてなのかが整理される。それは、この著作の執筆目的、その典拠、そこにおける修辞学理論の利用、その文体の四点である。続く四章ではこれらの点が順番に検討される。第二章では執筆目的が扱われ、この著作が修辞学校での使用を目的としているか、また他の目的を合わせ持っているかが検討される。第三章では典拠が扱われ、ワレリウスがこの著作を書くさいに修辞学校における訓練から得た情報をどの程度そしてどのように利用していたかが検討される。第四章では修辞学理論の利用が扱われ、ワレリウスが修辞学理論にどの程度習熟し、それをどのように『著名言行録』の執筆において利用していたかが検討される。第五章では文体が扱われ、『著名言行録』の形式や同時代の散文の潮流や前世代の作家の模倣がこの著作の文体に与えた影響について、従来考慮されてこなかった三つの側面の解明が試みられる。結論ではこれらの章で得られた知見が集約される。

---

1 ワレリウス・マクシムス『記憶に値する行為と言葉』(Valerius Maximus, *Facta et dicta memorabilia*)を本研究では『著名言行録』と表記する。同書からの引用は Briscoe (ed. 1998) により、誤解の恐れがない限り著者名と著作名を省略して巻、章、節の数字(および場合によっては記号)のみで表記する(『著名言行録』第1巻第1章第1節を1, 1, 1と表記する)。また『著名言行録』の巻、章、節に「第～」を付して言及するさいには算用数字を用いて「第1章」などとし、本研究の章立てである「第一章」などと区別する(他の古典作家についても同様の場合には算用数字を用いる)。同著作の巻、章、節の構成の詳細については下の第一章「(2) 著作の概要」を参照。他のラテン著作については *TLL* に従って表記し、そこに記された版から引用する(正書法や句読点も含めて当該の版に従うが、uとvのみは全体の統一のため、当該の版での表記にかかわらず本研究では一貫して区別して表記する)。なお原文の引用において、... は原文の一部の省略を、イタリックの語句は引用者による補いを示す。

## 第一章:ワレリウス・マクシムス『著名言行録』の概要

### (1) 著者と執筆年代

『著名言行録』の著者について知られていることは多くない。彼の名前ワレリウス・マクシムスはこの著作の写本だけでなく、これを引用しているゲリウスやプルタルコスからも確かめられる<sup>2</sup>。幾つかの写本では彼の個人名として P. または M. を付しているが、それらには根拠がない<sup>3</sup>。彼についての同時代の言及は全くなく、彼についての情報はすべてこの著作の内部から引き出されるものである。

ワレリウスの生きた年代についての推測は『著名言行録』の執筆年代と関わっている。なぜなら、著者についての外部の情報が欠けているため、彼のその他の活動の時期、たとえば生没年を定めることができないからである。執筆年代について推測する根拠となる記述は、以下の通りである<sup>4</sup>。

5, 5, 3 では「我々の元首にして親である」人物が、自分の兄弟であるドゥルススの死に立ち会うためにゲルマニアまで騎馬で急行したことが語られている<sup>5</sup>。名前は示されていないものの、この皇帝がティベリウスであることは明らかである。したがってまずここから、彼の皇帝としての在位期間中にこの箇所が書かれたと推測される。4, 7 ext. 2b では、ワレリウスとポンペイユスという人物との友情が語られている<sup>6</sup>。そこで後者は身分が高くワレリウスを様々な面で援助してくれた人物として描かれており、彼がワレリウスの庇護者であったことが知られる。またここでは二人の関係についてすべて完了形で語られており、彼がすでに死去していることが推察される。ワレリウスは 2, 6, 8 でも、自分が彼とともにアジアへ旅行したことを述べており、そこでの状況から、彼は公職者としてそこに赴いたことが推測される<sup>7</sup>。以上の状況に適合するのは紀元後 14 年の執政官であったセクストゥ

2 後代の引用については下の「(7) 後代の影響」を参照。

3 Helm, 'Valerius Maximus', 90.

4 Briscoe, 'Some Notes', 398-404.

5 5, 5, 3 *illo exemplo saeculum nostrum ornatum est, cui contigit fraternum iugum Claudiae prius nunc etiam Iuliae gentis intueri decus: tantum enim amorem princeps parensque noster insitum animo fratris Drusi habuit ut cum Ticini ... gravi illum et periculosa valetudine in Germania fluctuare cognosset, protinus inde metu attonitus erumperet.* この出来事については LIV. perioch. 142 他を参照。

6 4, 7 ext. 2b *clarissimi ac disertissimi viri promptissimam erga me benivolentiam expertus sum.*

7 2, 6, 8 *illam consuetudinem etiam in insula Cea servari animadverti, quo tempore Asiam cum Sex. Pompeio petens Iulidem oppidum intravi.* 彼が公職にある有力者だったことは、彼に従った人数の多さや、自ら命を絶つにあたり特に彼がその場にいることを望んだ老婆の態度から推測される (Shackleton-Bailey, *Valerius Maximus*, 2 n. 1)。

ス・ポンペイユスであり、彼がアジア総督として赴任したのは後 25 年頃と見積もられている<sup>8</sup>。もう一つの情報は 6, 1 praef. から得られる。そこでワレリウスは章の主題である貞潔さを擬人化してそれに呼びかけ、それが「ユリアの結婚の床」に常にいることを述べている<sup>9</sup>。このユリアは、章の序における高揚した呼びかけの中に現われることから、高貴な女性、つまりカエサル家の一員を指すと考えられ、彼女をティベリウスの母であるリウィアとする推定が有力である<sup>10</sup>。この記述は現在形であり彼女がまだ生きていることを想定させるが、彼女は後 29 年に死去している。最後に、9, 11 ext. 4 は皇帝に反逆して自ら権力を握ろうと試みたある人物を、その名を挙げないままきわめて激しく非難しており、これはセイヤヌスのことであると想定されている<sup>11</sup>。彼の失脚は後 31 年であり、彼がこのように匿名で言及されていることと、彼に対して激しい非難がなされていることは、この節が書かれたのが彼が処刑された後あまり時間が経っていない頃のことであったことを示す。以上の箇所と言及されている出来事はいずれも後 25～31 年を示唆しており、これ以降の出来事についての言及は見られないので、『著名言行録』全体の執筆時期は、ティベリウス帝の治下およそ紀元後 25 年から 31 年の間と推定される。

上記の情報には互いに齟齬する部分がある。後 29 年に死んだリウィアが生存しているように第 6 巻で書かれているのに対し、後 31 年のセイヤヌスの失脚が第 9 巻で言及されているのがそれである。これについては二つの説明が考えられる。一つは、この著作の各巻がそれぞれ異なる時期に発表されたとするものである<sup>12</sup>。この考えに沿って上記の情報を整理すれば、各巻の執筆時期は、第 2 巻が後 25 年以降、第 6 巻が後 29 年以前、第 9 巻が後 31 年頃と想定される<sup>13</sup>。もう一つ

8 Syme, *History in Ovid*, 156-68.

9 6, 1 praef. (*ad Pudicitiam*) tu Palatii columen augustos penates sanctissimumque Iuliae genialem torum adsidua statione celebras (Iuliae: Iuliae gentis dett.)

10 アウグストゥスの遺言によって彼女はカエサル家の一員となり、ユリアという呼び名を得ていた (Helm, 'Valerius Maximus', 91)。なお、後代の写本の一部では *gentis* が補われ、「ユリウス一族の」*Iuliae gentis* となっているが、現在これは受け入れられていない。

11 9, 11 ext.4 quis enim amicitiae fide extincta genus humanum cruentis in tenebris sepelire conatum profundo debita execrationis satis efficacibus verbis adegerit? tu videlicet efferatae barbariae immanitate truculentior habenas Romani imperii, quas princeps parensque noster salutari dextera continet, capere potuisti? これが紀元後 16 年のスクリボニウス・リボの反逆を指すと見る見解 (Bellemore, 'Valerius Maximus', 77-9) は、すでに反論されている (Briscoe, 'Some Notes', 401-2)。

12 Helm, 'Valerius Maximus', 93.

13 ただしこれらの現行の巻分けがワレリウスに由来すると断言することはできない。以下の「(2) 著作の概要」を参照。

の説明は、ポンペイユスをすでに死んだものとして扱っている 4, 7 ext. 2 と、セイヤヌスに言及している 9, 11 ext. 4 とを、すでに大部分書かれていた著作に後で付け加えられた部分と想定することである。これらの節がローマのことを扱っているにもかかわらず、国外の範例の最後に加えられるという点も、この想定をより確からしいものとするように思われる<sup>14</sup>。ただしこれらがこの位置にあることは、後からの挿入を必ずしも示すわけではない。後からの挿入が可能であったならば、ワレリウスはこれらを当該の章のしかるべき位置、つまり国内の範例の最後に挿入することもできたはずだからである。むしろこのことは、これらの特筆すべき出来事を章の終わりという目立つ位置に置き、それらへの称賛や非難を強調するという目的を持っていたと考えられる<sup>15</sup>。

著者について年代以外に推測できることはきわめて僅かである。彼の出身の階層については、上記のようにポンペイユスの庇護について述べている箇所その他、漠然と自分の卑賤さや貧しさに言及している箇所が見出されるのみである<sup>16</sup>。ここから彼は裕福ではなく有力者の庇護を必要とするような階層の出身であったことが推察される。彼の家系についても何も確かなことは言えない。この著作には、幼少時に自宅にある祖先の像を見て育つということへの言及があり、もしこれが著者自身の経験に基づいているならば、彼はそうした像を持つような古い家系に属していたことになる<sup>17</sup>。このことから、著者が由緒あるワレリウス・マクシムス家の出身であるとする推測が行われたことがある<sup>18</sup>。しかしこの箇所での祖先の像への言及は著者個人の経験ではない一般的な描写にすぎず、ここから彼の家柄について何か推論することはできないとする方が自然であろう<sup>19</sup>。また出身地についても同様に何の手がかりもない<sup>20</sup>。

---

14 『著名言行録』では、個々の章の前半でまずローマ国内の範例が、後半で国外の範例が述べられる。したがって国外の範例の最後にこのように再び国内のことに言及するのは異例である。

15 Briscoe, 'Some Notes', 401 を参照。

16 1. praef. (*ad Tiberium*) mea parvitas eo iustius ad favorem tuum decucurrerit. 4, 4, 11 haec igitur exempla respicere, his adquiescere solaciis debemus, qui parvulos census nostros numquam querellis vacuos esse sinimus. ただし前者で呼びかけられているのはティベリウスであり、皇帝に対するこのような謙遜がワレリウスの実際の身分について何か証明すると考えることは難しく、後者は一般化した形で語られており、必ずしもワレリウス自身についての情報とは言えないように思われる。

17 5, 5 praef. quam copiosae enim suavitatis illa recordatio est: in eodem domicilio antequam nascerer habitavi, in iisdem incunabulis infantiae tempora peregi, ... parem ex maiorum imaginibus gloriam traxi!

18 Skidmore, *Practical Ethics*, 115-6.

19 Shackleton-Bailey, *Valerius Maximus*, 1. Combès, *Valère Maxime*, 11 も参照。

20 Helm, 'Valerius Maximus', 90. Combès, *Valère Maxime*, 11.

著者についてのより実りある推測は、彼の政治的思考に関わるものである。既に多くの人が指摘しているように、ローマの政治に関するワレリウスの思考は、アウグストゥスとティベリウスが推し進めた帝政初期のプロパガンダにきわめて忠実である<sup>21</sup>。このことは『著名言行録』を通じて見られるカエサル家の人々に対する熱烈な称賛にも現われている。こうした称賛を、帝政において強制されていたという理由だけでなされた表面的なものとなすのは正しくないだろう。ワレリウスのような階層の人間にとっては皇帝を個人的に知る機会はなかったと考えられ、それだけいっそう熱心に、皇帝の作り出す公式のイメージに心酔していたというのはありそうなことである。この点で彼の態度は、政治の中核にいて皇帝とその行動を冷静に観察できた元老院階級の作家たちよりも、その外側にいた大衆に近い。したがって、タキトゥスのことは言うに及ばず、この皇帝と軍隊において個人的なつながりを持ち彼の熱心な支持者であったウェレイユス・パテルクルスと比べてさえ、ワレリウスの帝政に対する無条件の称賛は際立っている<sup>22</sup>。

帝政以前のローマの人物に対する彼の見方も、アウグストゥスやティベリウスの公式見解に沿っている。アウグストゥスが自分の政治を古代ローマの政治の復興として描こうとしたのと同様に、ワレリウスは古代ローマ人の優れた言行を、同時代の人々が直接模倣すべき手本として描き出している。帝政によって政治状況が実際には大きく変化したことに彼は言及していない。共和政における元老院の第一人者たちは、そのまま皇帝の先駆者として描かれている<sup>23</sup>。彼はこうした理想的な古代ローマ像を、特にポエニ戦争期の事例に多く見出している<sup>24</sup>。それ以降のローマの政治は問題を抱えいわば墮落したものとして描かれる。グラックス兄弟やスラやマリウスは、個々の優れた能力は認められているものの、概してそうした時代の代表者である<sup>25</sup>。共和政末期の内乱はより微

---

21 Alfonsi, 'Caratteristiche', 11. ワレリウスが過去のある時代をどう描写しているかを検討することは、彼が当時の公式見解にどれほど忠実であったかを示すことになる。たとえばカエサルの描写については、Wardle, 'Sainted Julius'を見よ。

22 両者の差は、たとえばカエサルの神性に対する態度や(Wardle, 'Sainted Julius', 325, 338を参照)、ブルトゥスに対する評価(Fleck, *Untersuchungen*, 80-1, Weileder, *Valerius Maximus*, 259-60を参照)に見られる。

23 両者はともにラテン語で *princeps* である。共和政期の人物にこの語が(*civitatis* や *senatūs* などの)限定なしで用いられている例としては、4, 1, 12. 5, 3, 2a. 7, 5, 2. 8, 5, 6がある。Hinojo, 'El léxico de grupos políticos', 53-4も参照。

24 Chassignet, 'La deuxième guerre punique', Coudry, 'La deuxième guerre punique'を参照。

25 Bloomer, *Valerius Maximus*, 147-84. カルタゴ滅亡後にローマの退廃が始まったとする歴史観は、サルスティウスの影響を受けている(Guerrini, 'Moduli sallustiani', *idem, Studi*, 29-60を参照)。スラの描写については本研究第

妙な問題であり、ワレリウスはこの点でより慎重である。カエサルやアウグストゥスの立場は常に正しいものとされるが、彼らに敵対した者たちが必ずしも悪く描かれるわけではない。ポンペイウスはカエサルには及ばないものの偉大な人物で、彼がカエサルと対立したことは不幸であったとされる<sup>26</sup>。小カトやキケロに関しては、政治とかかわらない哲学や弁論の分野での行為は称賛され、政治的な態度も強い非難は受けていない<sup>27</sup>。アントニウスでさえ完全な悪者とはされない<sup>28</sup>。それに対して、カエサルの暗殺者たちには常に激しい非難が向けられている<sup>29</sup>。共和政末期についての帝政初期の公式見解にワレリウスが疑念を抱いていたと推測させるものは何もない。彼がこうした見解を心から受け入れていた可能性は大いにある。しかし他方で、この時期の出来事についてそうした見解に反することを述べるのが危険になっていたことも、ワレリウスは知っていたはずである。歴史家クレムティウス・コルドゥスが自分の著作でブルトゥスとカッシウスを最後のローマ人と呼んだために断罪され、彼の著作が焼き捨てられたという事件は、『著名言行録』の執筆開始時期とほぼ重なっている<sup>30</sup>。

## (2) 著作の概要

『著名言行録』は「範例集」*exempla* というジャンルに属する著作である<sup>31</sup>。範例 *exemplum* とは、ある抽象的概念を良く体現した具体的な行為や発言などの事例である。そこで示される概念は、人の持つ特質や、人が遭遇する状況であることが多い。範例は通常、歴史から取られた事実とし

---

五章 III も参照。

26 1, 6, 12 (Bloomer, *Valerius Maximus*, 207-26 も参照)。

27 小カトについては Bloomer, *Valerius Maximus*, 187-91、キケロについては *ibid.*, 191-204 を参照。

28 5, 1, 11 M. etiam Antoni animus talis humanitatis intellectu non caruit (3, 8, 8 も参照)。

29 たとえば次の箇所を見よ: 1, 8, 8 C. Cassius, numquam sine praefatione publici parricidii nominandus (Bloomer, *Valerius Maximus*, 207-26 も参照)。

30 後 25 年。Wardle, 'Sainted Julius', 328. Briscoe, 'Some Notes', 404-5 を参照。

31 範例集というジャンルに関しては Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 36-53 および Skidmore, *Practical Ethics*, 31-50 を参照。以下に記述されているような意味での *exemplum* を本研究では「範例」と表記する。本研究で「範例」と言った場合には、ワレリウスによってここで述べられているような目的とそれに沿った形態でなされた或る一まとまりの記述を指すものとし(以下に述べられるように、これは通常、『著名言行録』の最小区分である「節」に等しい)、その範例のもととなった歴史上の事件は「事例」、「出来事」などと表記して区別する。したがって、たとえば 9, 11 ext. 4 について、「この範例(またはこの節)では、セイヤヌスの反逆という事例(または出来事)が扱われている」などと記述する。



て語られ、その行為者は歴史上のよく知られた人物である。範例を用いる目的は、何らかの行為の正当性や、ある出来事が将来起こることの蓋然性を、それに類似する先例によって例証することであったり、ある状況において取るべき行動を類似の先例から学ぶことであったりする。範例は、それに類似する何らかの行為の正当性や出来事の起こる蓋然性が問題となるときに、それらについて判断する基準として働く。したがって範例は、過去や未来の行為について裁定を下すような場、すなわち法廷や議会において用いられるし、また、行為の判断基準を学ぶ教育の場においても用いられる<sup>32</sup>。範例集はこうした目的のために範例を集成した著作である。

『著名言行録』はこうした範例を約一千例収録している著作であり、その構成はおおよそ以下のようになっている<sup>33</sup>。現在の刊本では全体が9巻に分割され、個々の巻は8から15の章を含み、個々の章は2から33の節を含む(なお、1, 1 ext. 4の途中から1, 4 ext. 1までの本文はワレリウスの写本全てにおいて欠けており、後代の二つの要約によってのみ伝えられている)<sup>34</sup>。これらの区分のうち、全体の構成の根本をなしているのは章である。個々の章は、範例によって体現されるべきある抽象概念を主題としている。章の中にはその主題に関わる範例が複数収められており、通常一つの範例が一つの節を構成する。章の中の範例は、まずローマ国内の範例、次にローマ国外(おもにギリシャ)の範例というように大きく二分されている<sup>35</sup>。複数の章が集まって巻を構成する

---

32 法廷や議会における範例の使用は、弁論と強く結び付けられる(修辞学理論における例証については、Alewell, ‘rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ’, 5-35を参照)。なお、『著名言行録』の目的については、「(3)執筆目的」および第二章を参照。

33 本著作には現在慣行の区分では節が957あり、通常一つの節は一つの範例を含む。しかし複数の範例が含まれる節もあり(下の注35を参照)、それらを一つ一つ数え入れると、私の数えるところでは全体の範例の数は1018となる。コンベは写本では931が含まれ、自分の版には989が含まれることになる(Combes [ed. 1995-7], 22 n. 2)。

34 各巻の章立てについては本研究末尾の章題一覧を参照。著作全体には91の章がある。二つの要約については下の「(7)後代への影響」を参照。

35 これにしたがって、国内の部分には節番号として通常の番号(1. 2. 3 ...)が与えられ、国外の部分には節番号として数字の前に ext. (externum の略)を付した番号(ext. 1. ext. 2. ext. 3 ...)が与えられている。なお、一つの節に複数の範例が収録されることがある(特にそれらが同じ者の行った出来事である場合に多い)。このような範例は数字の後のアルファベットによって区別されるが(1a. 1b ...)、底本としたタイプナー版では必ずしも全てのこうした節がこのように区分されているわけではない。本研究ではロウブ版に従って、常に区分して引用する。なお、幾つかの章は国外の部分を持たない。たとえば主にローマの国制が問題となる第2巻では、全10章のうち国外の例を持つのは二つのみである(第7章と第10章)。

が、一部の巻を除いて巻頭に特別の序はなく、巻ごとの統一性はわずかしかない<sup>36</sup>。したがって、巻分けがこの著作の構成にとって重要であるとは言えない。

次に、著作の構成に関わる個別の問題に言及しておきたい。まず、章題と章の序と現行の刊本での章分けの関係の問題がある。多くの章には序が付されている。その長さは様々であり、短いものはたんに前章からの移行と、その章の主題を述べるだけであるが、長いものはそこで扱われる主題についての修辞に満ちた長い記述や、それ自体範例と言えるような出来事の描写を含むこともある<sup>37</sup>。なおこれとは別に個々の章の主題は章の冒頭に記された章題にも記されており、この重複は、章題のほうが後から追加されたものであるという可能性を示唆する<sup>38</sup>。現行の章分けの大部分はこの章題に即しており、章題に順番に数字を当てているが、必ずしも一致していない場合がある<sup>39</sup>。また一つの章番号のもとに複数の主題が収められ、それらが略号によって区別されている場合もある<sup>40</sup>。これらの多くが、ワレリウス自身が複数の関連する主題を連続して扱い、それら全てに言及する序を最初の章に付している場合である。

章の中の範例の配列については、先に述べた国内と国外という大きな区分の他に、明確な基準は見出されない。範例がおよそ時代順に並んでいるところも見出されるが、それが常に守られているわけではなく、同名の人物の言行を幾つも並列したり、類似の話の話を続けて述べたりするような、

---

36 第2巻のみは冒頭の序で巻全体の主題が言及されている。巻分けについての以下の議論を参照。

37 修辞的な記述を持つ長い序についてはたとえば 2, 9 praef. 4, 7 praef. 5, 5 praef. 8, 13 praef. を参照。範例たりうるような出来事が語られている例は 4, 4 praef. である。

38 Helm, 'Valerius Maximus', 97-8.

39 第5巻第4～6章は敬虔さを扱っているが、それが向けられる対象は両親、兄弟、祖国とそれぞれ異なっており、すべてに序が付されているので、これらは現行の数字付け通り三つの章と扱うべきである。しかし章題は、第四章の最初に「両親と兄弟と祖国への敬虔さについて」という全てを総合するものが付けられている。逆に第7巻第8章には、「破棄される理由があったのに有効のままであった遺言」と「人々の予想に反する相続人を指名した遺言」という二つの章題が含まれている。これらの主題は、先行する第7巻第7章の序で、第7章の主題とともに言及されている。したがってここでも、三つの関連する主題が連続していると言える。他には第1巻第1章および第8巻第11章を見よ。

40 第8巻第1章は、「被告が放免された裁判」、「被告が断罪された裁判」、「被告が放免も断罪もされなかった裁判」の三つを扱っており、それぞれに略号 *absol.* と *damn.* と *amb.* が付されている(たとえば 8, 1 *absol.* 1 など)。「暴力と蜂起について」と題された第9巻第7章は、市民の事例と兵士の事例とを分けて扱っており、後者には略号 *mil. Rom.* が付されている(たとえば 9, 7 *mil. Rom.* 1) など。

内容上の関連に基づいた配列も部分的に見られる<sup>41</sup>。

『著名言行録』全体の中の章の配列は、より興味を引く問題である(本研究末尾の章題一覧を参照)。章の配列について多くの考察がなされているが、全ての章の配列を説明するような完全に納得の行く説明はまだないし、そうした説明が可能であるとも思われない<sup>42</sup>。ただし幾つかの巻については、大まかな傾向を把握することが可能である。第1巻は神々に関わる話題を扱っている。第2巻はローマの国制、とりわけ軍事制度に関わる。第3～6巻はより個人的な主題に移行し、主に人間が持つ美点を取り扱っている。これらの巻は当時重視されていた倫理的規範を扱ったものと考えられ、特に第3～5巻の冒頭付近で扱われる三つの美点(勇気、節制、寛容)は、ティベリウスが公的に誇るものであった<sup>43</sup>。第7～8巻は最も雑多な巻と言って良く、特定の傾向を見出すことは困難である。ただしこれまでの巻と比較したとき、個人が社会において行う様々な活動やそこで遭遇する状況を扱うという傾向が見られる<sup>44</sup>。第9巻は第3～6巻と対比しうるもので、主に悪徳や死を扱っている<sup>45</sup>。これらを総合するに、最初の二巻では主題は公的なことに関わっており、残りの巻ではより私的なことに関わっていて、その中心は第3～6巻に見られる個人の徳であると言えることができる。

最後に、現在我々の見ている全九巻という巻分け自体にも問題がある。『著名言行録』では章が構成の基本単位であり、巻ごとの統一性は希薄であることはすでに述べた。ほとんどの章に分

41 Combès (ed. 1995-7), 48-50.

42 すでにヘルムは、幾つかの章の配列の不備について述べている(Helm, 'Valerius Maximus', 95)。以下に述べるように第3～6巻には個人の徳が列挙されており、これを著作全体の構成の中心に据える考えは有力である(Römer, 'Zum Aufbau'を見よ)。コンベは同様の考えに基づきつつ、個々の章がその位置に置かれている理由を、修辞学における発想の理論を利用して詳しく解明しようと試みているが、これほど細かい分析が完全に説得的であるとは言えない(Combès, *Valère Maxime*, 25-45)。異なる試みとしては、著作全体を人間の一生の各段階における学習や活動と結び付けようとするものがある(Thurn, 'Der Aufbau')。

43 Wardle 'Sainted Julius', 326. 第三巻については、第1章「才能について」は短い導入のような章であり、第2章で勇気が扱われている(Wardle, *ibid.* n. 19)。残りの二巻ではこれらの美点はそれぞれの第1章で扱われている。なお、第6巻の冒頭には先に見たリウィアへの言及があるので、ワレリウスはここで扱っている貞潔をも皇帝家と結び付けて考えていると言える。

44 『著名言行録』全体を人生の各段階の描写と見なす見解(Thurn, 'Der Aufbau')の長所は、この二巻にともかく何らかの説明を与えられることにあるように思われる。また、ローマにおいては社会におけるこうした活動の一つに弁論があるので、これらの章は本研究の主題にとっては興味深いものである。以下の各章、特に第四章を参照。

45 本研究末尾の章題一覧を参照。

量の差はあれ序が付されているのに対し、巻全体の序は第1巻と第2巻にしか見られない。このうち第1巻の序は著作全体の序と見なしうるので、ワレリウスが巻の統一性を明らかにしているのは第2巻だけである。今見たように、この二巻は神々と国制という他と異なる統一された主題を持っており、ワレリウスによって元来このように構成されたと考えられる。しかしそれ以外の七巻は、ワレリウス自身によってこのように巻分けされたという保証を欠いている。のみならず、実際に古代において異なる巻分けがあったことを推測させる事実がある。一つはアウルス・ゲリウスの記述で、彼は現在 8, 1 amb. 2 とされている節で述べられている逸話に言及し、「この話はワレリウス・マクシムスの『記憶に値する行為と言葉』の第9巻に書かれている」と述べている<sup>46</sup>。もう一つはユリウス・パリスによる要約の冒頭で、彼は「私はワレリウス・マクシムスの『記憶に値する言葉と行為』の十巻を一つの要約の本にまとめた」と述べている<sup>47</sup>。これらのいずれも著者の間違いではないとするならば、考えられる説明は二つある。一つは第8巻より前に存在したある一巻がパリスの要約が作られた後に失われたとすることであり、もう一つは現在の巻分けと異なる巻分けが古代において行われていたとすることである<sup>48</sup>。

『著名言行録』に収められた範例の内容についても少し述べておく必要があるだろう。すでに述べたようにワレリウスは一つの主題についてローマ国内の範例と国外の範例を記している。ローマの範例については、著者を論じるさいに言及したように、多くは共和政期から取られており、特にポエニ戦争に関わる範例が多い。それに対して共和政末期以降、特に前42年以降の事例は少ないことが指摘されている<sup>49</sup>。アウグストゥスやティベリウスは時折範例とされているが、その数は多くない<sup>50</sup>。ただしこうした近い時代への言及の少なさを政治的な理由からだけ説明することは誤りで、むしろ以下のような事情が影響していると考えられるべきである。まず、範例は多くの人によく知られた

---

46 GELL. 12, 7, 8 scripta haec historiam in libro Valerii Maximi factorum et dictorum memorabilium nono (後代の写本では nono を octavo としているものがあるが、これはワレリウスを見ての修正と考えられる)。以下の「(7)後代への影響」を参照。

47 PARIS praef. decem Valerii Maximi libros dictorum et factorum memorabilium ad unum volumen epitomae coegi. この要約に関しては下の「(7)後代への影響」を参照。

48 Helm, 'Valerius Maximus', 115.

49 Bellemore, 'Valerius Maximus', 68 (*ibid.* n. 8 に前42年以降の範例の一覧がある)。ただしこの原因を、リウィウスのこの時代を扱った巻がティベリウス帝の治世の初期にはまだ刊行されていなかったことに求める彼女の見解は反論されている (Briscoe, 'Some Notes', 402-4)。

50 アウグストゥスは約20回、ティベリウスは10回以下の言及にとどまっている。

出来事でなければならないという性質を持っているので、古い時代の出来事がそれに選ばれることが多くなる。また、ワレリウスは先行する著作から範例となる事例を抜き出しており、そのさいに彼が依拠しているのは主に共和政末期から帝政初期の作家であるので、彼らが扱っていない時代の出来事が取り上げられる機会は少ないと考えられる。

国外の例の多くはギリシャのもので、好んで言及される対象は、たとえばアレクサンドロスやスパルタのように軍事的にある程度ローマ人に比肩しうる人々である<sup>51</sup>。他の国、たとえばカルタゴも扱われている<sup>52</sup>。

『著名言行録』の内容について特に注意すべきことは、ワレリウスがしばしば歴史的事実に関して誤りを犯しているということである。最悪の例は 7, 5, 2 であり、ここでは異なる時代にいた四人のスキピオ・ナシカの事跡が一人の人物に帰されている<sup>53</sup>。こうした誤りは彼の記憶違いや執筆手法に起因すると考えられ、近代以降この著作の評価を大いに下げた一因となった<sup>54</sup>。しかしこうした誤りをすべて彼の不注意に帰するのはおそらく正しくない。この著作は歴史記述ではなく範例集であり、範例の目的は事実を誤りなく伝えることよりも、ある概念の例証にできるかぎり効果的に貢献することにある。『著名言行録』の各範例は、それが収められている章の主題を例証するものである。したがってワレリウスは、ある範例の細部を省略したり変更したりすることでその範例は章の主題をより効果的に例証するはずだと考えたならば、そうすることを躊躇しなかったと考えられる<sup>55</sup>。したがって、歴史的事実に関する誤りが彼のこのような意図に基づく可能性も検討する必要がある。

### (3) 執筆目的

『著名言行録』が執筆された目的は論争の的になっている。その一因は、範例集という形式の書物が古代にどのように用いられていたのかがあまり明確でないことにあるように思われる。この著

---

51 ともに約 20 回言及されている。なお両者が軍事的側面においてローマと比較して扱われていることについては、Weileder, 'Valerius Maximus', 122-9, 230-2 を参照。

52 総体として頻繁に言及されるほか、個人、たとえばハンニバルだけで約 30 回言及されている。

53 Briscoe, 'Some Notes', 406-7. 他の誤りについては Briscoe, *ibid.* 407-8, Helm, 'Valerius Maximus', 100-2, Kempf (ed. 1854), 26-34 を参照。

54 以下の「(5) 執筆手法」、「(7) 後世への影響」を参照。

55 Bloomer, *Valerius Maximus*, 19-20, 39. 特定の時代についてのワレリウスの描写をこうした観点から分析したものとしては、Chassignet, 'La deuxième guerre punique', David, 'Valère Maxime et l'histoire'などが挙げられる。

作の他にも範例集と言えるような著作があったことは知られている。ヘレニズム時代にギリシャで作られたことが知られている幾つかの集成は、内容がより限定されたものであるので、そこから用途が推測される<sup>56</sup>。しかしおそらくこの著作の先駆者と言えるような、共和政末期から帝政初期に書かれたことが知られているラテン語範例集の用途はあまり明らかでない。それらはすでに現存しておらず、それらについての言及も僅かだからである<sup>57</sup>。したがって『著名言行録』の執筆目的は、著作自体の中から探求されねばならない。

ワレリウスは執筆目的について著作冒頭の序で、「明証を得ようと望む人々が長い探求の仕事をせずにはすむように」この著作を著したと述べているだけであり、これは様々な解釈を許容する<sup>58</sup>。旧来支配的であった考えは、「明証を得ようと望む人々」を、弁論において例証のための材料を必要とする弁論家と同一視するものであった<sup>59</sup>。このことは特に、当時隆盛を極めていた修辞学校における模擬弁論と結びつけて考えられている。これに従えばワレリウスは、模擬弁論家が自分の弁論を様々な例で飾るための材料を提供する書物を書いた修辞学者と想定されることになる。

こうした考えに真っ向から反対する意見は、この著作を倫理的教育のための書物とみなすものである<sup>60</sup>。これに従えば『著名言行録』の主眼は、多くの序に強調されているように人間の倫理的な美点を称賛し、それを身につけるように読者に促すことにある。そしてこの著作は修辞学校の生徒とは関係なく、より成熟した読者が個人的に読むためのものということになる。

より最近の研究では、この著作と帝政初期の様々な社会変化との関係に注目することが行われている。そうした社会変化には、官僚的な新階級の勃興や家族関係の変化が含まれる。これらを重視すればワレリウスの著作は、帝政初期の社会の価値観や問題に関わる範例を扱うことで、それらに対処する指針を読者に与えるものであることになる。

これらの意見をどのように評価すべきかは、とりわけ修辞学校との関係に焦点を当てて、本研究の第二章で詳しく論じられるので、ここでは取り扱わない。簡単に言えば本研究は、この著作に上

---

56 Skidmore, *Practical Ethics*, 35-43.

57 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 36-53. Skidmore, *Practical Ethics*, 44-50. コルネリウス・ネ波斯とヒュギヌスは、それぞれ『範例集』*exempla* という書物を著したことが知られている。ポンポニウス・ルフスという人物の『集成』*collectorum liber* はワレリウス自身によって言及されている(4, 4 *praef.*)。これらの著作に関しては以下の「(4) 典拠」も参照。

58 1 *praef.* ut documenta sumere volentibus longae inquisitionis labor absit.

59 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 36-9.

60 Skidmore, *Practical Ethics*, *passim*.

記のような様々な目的があったことを認める一方で、これの用法としてはつねに修辞学校における教育や模擬弁論が念頭にあったことを前提としている。

さらに、『著名言行録』を執筆したさいのワレリウスの意図には、上記の様々な見解と異なる観点から注目すべき点があつて、それは彼の文学的野心とでも言うべきものである。それが現われている一つの特徴は、彼がこの著作をたんに例証を必要とする人のための参照文献としてではなく、通読可能な文芸作品としても意図していたと考えられるということである。彼が述べている範例の一部、とりわけ国外の範例は、そこから何らかの教訓が引き出されるようなものではなく、純粹に読者を楽しませる目的で語られていると考えられるし、彼が個々の範例の間や章の間に移行を滑らかにするような語句を差し挟んでいることも、こうした意図の結果と取れる<sup>61</sup>。文学的意図のもう一つの現われは、この著作の範例の多くがたんなる事実関係の描写に留まらず、修辞技巧を多用して、その劇的な側面を強調したりワレリウス自身の見解を感情を込めて述べたりしているということである<sup>62</sup>。こうした部分の役割を、弁論における範例の使用の実例を示しているとするにせよ、徳の習得へ読者を駆り立てるために文体的手段を駆使していると取るにせよ、ワレリウスが修辞技巧を操る自分の能力を示す意図も持っていたということは、こうした箇所を頻繁さと過剰さから明らかであるように思われる<sup>63</sup>。

#### (4) 典拠

多くの歴史上の出来事を収集したこの著作を書くための情報源として、ワレリウスは既存の他の著作を必要とした。しかし彼は自分の依拠した典拠の多くを明らかにしていない。彼は著作全体への序において、彼の扱う言行が「著名な作家たちから選び出した」ものであるとだけ述べている<sup>64</sup>。『著名言行録』を通じて典拠として言及されている人名は 21 人であるが、それらの多くは一

---

61 Helm, 'Valerius Maximus', 95. ワレリウス自身が読者を楽しませる意図を明らかにしている箇所もある(2, 10 ext. 1 dandum est aliquid loci etiam alienigenis exemplis, ut domesticis aspersa ipsa varietate delectent. 3, 8 ext. 1 も参照)。移行の語句については以下の「(6) 文体」および第五章 I を参照。

62 以下の「(6) 文体」および第五章 I を参照。

63 もちろん、このようにして誇示されている彼の文学的才能がどの程度のものであるかは別問題である。

64 1 praef. facta simul ac dicta ... ab inlustribus electa auctoribus. なおこの auctoribus を「作家」と取らない解釈も提示されているが(Loutsch, 'Procédés rhétoriques', 30-2, auctor の意味については *ibid.* 30 n. 14)、ここではそれに従わない。

部の箇所集中しており、しかもそれらをワレリウスが直接読んだのかどうか定かではない<sup>65</sup>。したがって、大部分の箇所については、ワレリウスの典拠は彼の記述と我々の知るその他の古典作家の記述との比較によって推測するほかはない。このような試み、すなわち典拠探索は、十九世紀から二十世紀の前半まで、ワレリウス研究の主たる関心であった<sup>66</sup>。

一つの極端な見解は、彼の序における言明を否定し、ワレリウスの行ったことをほとんど無にまで矮小化するものであった。これによれば、彼の著作は、共和政末期から帝政初期にかけて作られた範例集からの引き写しに過ぎず、彼自身は様々な典拠から範例を収集するという作業を全く行わなかったのみならず、先行の範例集の模倣においても間違いを犯したということになる<sup>67</sup>。しかしこうした見解は、現在では受け入れられていない。

現在では、ワレリウスが既存の範例集に頼った箇所は僅かであり、大部分の範例について彼は実際に様々な先行著作を渉猟し事例を収集したと考えられている<sup>68</sup>。ただし彼の読書の範囲はかなり限定して見積もるべきであり、これまで典拠として想定されたことのある作家のかなりの数が、実際には典拠ではなかったと考えられる。現存する諸古典著作との比較から推論するに、彼が確実に依拠していたと言えるのは、一世代前のラテン散文作家たちのみである。その中ではとりわけキケロとリウィウスへの依存が高く、サルスティウスやポンペイユス・トログスも利用したと考えられるが、その他の作家、たとえばカエサルやフロヤネポスを利用したかどうかは確実ではない。年代記作家ワレリウス・アンティアスの記述を彼が利用したかどうかは考察されてきたが、その可能性は低い。ワレリウスが韻文作品を典拠としたかどうかについての考察は少ないが、範例集という性質上、特に韻文作品にのみ現われるような出来事を彼が取り上げたとは考えにくい。

ギリシャ語の著作については、確実に典拠と言えるものはないと言ってよい。これまで検討されたことがあるもっとも有力な作家はシチリアのディオドロスであるが、これについても現在は否定されている<sup>69</sup>。国外の事例の多くはキケロやトログスに由来すると考えられるので、ワレリウスが自分

65 Bloomer, *Valerius Maximus*, 62-3. ギリシャの作家 11 人のうちプラトンを除く 10 人は第 8 巻第 13~14 章で言及されている。

66 この時期になされた典拠探索の試みの簡潔な一覧が Wardle, *VALERIUS MAXIMUS*, 15 n. 68 にある。

67 Klotz, 'Exempla und Epitoma', *idem, Studien zu Valerius Maximus*.

68 以下、典拠としてのラテン作家については Helm, 'Valerius Maximus', 102-14 および Bloomer, *Valerius Maximus*, 59-146 を参照。

69 デイオドロスを典拠として想定したマイル (Maire, *De Diodoro Siculo*) の主張はブルーマーによって論駁されている。(Bloomer, *Valerius Maximus*, 79-99)。



で実際にギリシャ語著作を広範に利用した可能性は低い<sup>70</sup>。

これらに加えて最近の研究では、ワレリウスの記憶からの引用と、修辞学校が彼に与えた影響とが考慮されている。20世紀前半までに盛んに行われた典拠探索は基本的に、ワレリウスの典拠はすべて何らかの書かれた著作に直接依存していたという前提に基づいている。したがってそこでは、彼と現存するその他の古典著作と同じ出来事を伝えている場合、それらの関係はいわば写本の系統図のように書き表すことができるものであると見なされている<sup>71</sup>。また、それらの著作の細部の違いを全て、典拠の違いに還元するという傾向も見られる。したがって、ある二著作の記述が他と比較してより密接な関係にある場合、それらがともに依拠していたが現在は失われている中間の典拠を(あたかも写本伝承において、現存のある写本群に共通する失われた親写本を想定するかのように)想定することが行われてきた。典拠探索のこうした硬直した手法は早晚矛盾に陥り、行き詰らざるを得なかった。上記の二つの要因を考慮に入れれば、ワレリウスに見られる他の著作家と異なる細部についてより柔軟な説明が可能となる。

古代作家の多くは、自分が読書によって得た情報を書き記すさいに記憶に頼っており、その情報源である著作をそのつど確認することはなかったと考えられる。ワレリウスも、ある出来事についてある著作から情報を得た場合に、細部については記憶違いによってその著作と異なる記述をしたということが十分にありうる<sup>72</sup>。したがって、彼や他の著作家の記述の細部全てを利用して、ある出来事の伝承について系統図のようなものを考えることは有意義な試みではない。また、ローマ史上の偉人の逸話のように誰もがよく知っている出来事の場合には、ワレリウスはいかなる書物にも直接依拠することなく、自分のすでに記憶していることだけから範例を書くことができたはずである。こうした点を考慮すれば、ワレリウスと先行著作との僅かな細部の相違から複雑な伝承過程を想定する必要はなくなる。

修辞学校における経験も、ワレリウスにとって歴史上の様々な逸話を知る重要な機会であった。当時の修辞学校における教育は、生徒による模擬弁論の実演を主な内容としていた。模擬弁論

---

70 Bloomer, *Valerius Maximus*, 146. 彼は著作の中で時折ギリシャ語の語句を引用している。しかし彼がたとえばホメロスを(3, 7 ext. 3で Il. 3, 156-7を、3, 7 ext. 4で Il. 1, 528-30を)引用している箇所では、詩句は範例の内容に深く関係しているので、この出来事を伝える典拠にすでに引用されていたものであるように思われる。したがってこれは、ワレリウスが自分でホメロス自体をよく読んでいたことを示すものではないだろう。

71 実際にフレックはそうした図でワレリウスと他の著作との関連を説明している(Fleck, *Untersuchungen*, 14, 28, 36ほか)。

72 Helm, 'Valerius Maximus', 102, Bloomer, *Valerius Maximus*, 60.

に習熟することは、二つの点で歴史上の出来事に親しむことになる。まず、模擬弁論の主題の一部は実在の人物の行為に基づくものであり、そこでは必然的に歴史上の出来事が扱われた。さらに、模擬弁論においては歴史上の事例の引用が、例証または装飾の手段として用いられた。これらの使用を通じて、修辞学校の生徒は歴史上の著名な出来事を記憶していったと想定される。ワレリウスがこのような学校教育を受けていたことは、当時の知識人としては当然のことと想定されるし、彼と模擬弁論家たちとの文体の類似によっても示唆されている<sup>73</sup>。したがって彼もまた、模擬弁論を通じて歴史上の逸話に若い頃に親しんでいたはずであり、『著名言行録』執筆の時点ではこの活動からすでに離れていたとしても、なおそれらの逸話を記憶に留めていたと想定される。この点は、本研究の第三章で詳しく論じられる。

さらに典拠の問題においても一つ考慮に入れねばならないのは、すでに指摘したようにワレリウス自身が出来事の細部に変更を加えている可能性である<sup>74</sup>。彼の語る細部が他の著作家に見られない独自のものであり、それが章の主題を示すことに貢献していると考えられる場合には、それは彼自身による変更であるかもしれない。そうした箇所では、その細部を根拠として典拠について何かを結論することは危険である。

このようにワレリウスの必ずしも書物に頼らない情報源と典拠の柔軟な利用方法とが考慮されるようになったことから、現在ではかつての典拠探索のように僅かな細部の一致をもってワレリウスの典拠をある古典著作に決定するという手法は取られていない。上に述べたようにワレリウスの典拠として確実と言えるものがはるかに限定されて考えられるようになったのも、このことに関係している。こうした手法の代わりに、ある著作をワレリウスの典拠と確実に判定するには、たんなる内容上の一致だけではなく、彼がそれを利用しなければ存在しなかつたであろうような表現上の一致が見られることを前提にすべきである。ある場合にはワレリウスは典拠をほぼそのまま引き写しているといつてよく、そうした場合にはこの一致は簡単に読み取れる。別の場合には彼は様々な手段で典拠の文章を改変しており、そうした改変の代表的な手法を知っておくことが典拠の判断に役立つことになる<sup>75</sup>。

---

73 以下の「(6) 文体」を参照。

74 「(2) 著作の概要」を参照。

75 Bliss, 'Valerius Maximus and his Sources' および以下の「(6) 文体」および第五章 III を参照。ヘルムはこのような表現上の一致にも問題がありうることを警告している (Helm, 'Valerius Maximus', 104-5)。

## (5) 執筆の手法

ワレリウスが『著名言行録』をどのように執筆したのかについて、確実に言うことはできない。しかしこの著作の形式と典拠に関してすでに述べたことから、彼が次のような作業をこなさねばならなかったことは推測できる。すなわち、まず多くの著作から範例となるような出来事を集めること、次にそれらが例証している主題ごとにそれらを分類すること、そして、一つの主題のもとに集めた様々な出来事を自らの文章によって一つの章にまとめ上げることである。著作全体をこうした作業によって執筆すれば膨大な情報を扱うことになり、そこには何らかの記録手段の補助があったに違いない。このことから、ワレリウスは抜書きを用いて執筆を行ったと想定されている<sup>76</sup>。個々の著作を読む過程で範例になりそうな出来事を抜き出して記録して行けば、多数の著作を渉猟し終えたあとで、それら全体を見て、個々の章立てを考え、それに属するべき事例を選び出していくことは、比較的容易であったと考えられるからである。

抜書きの使用は、ワレリウスが犯している事実に関する誤りからも推測される。すでに触れたような、同じ個人名を持つ異なる人物を一緒にしてしまうような事態は、抜書きの不完全さによって説明できるだろう。元の著作における時代や背景の説明なしにある人物の人名と行為だけを彼が抜書きしたとすれば、抜書きだけを見て執筆するさいに同名の人物を混同することは容易に起こりえただろうからである<sup>77</sup>。このことはまた、ワレリウスがこの著作を執筆するさいには抜書きだけに依拠し、その原典を確認することはなかったことを示唆する。彼が主に依拠しているキケロやリウィウスの著作については、このような抜書きを介して『著名言行録』に取り入れられたと想定するのが最も妥当であろう。

他方でワレリウスは、典拠についての考察で述べたように、抜書きなしに記憶から範例を書いていくこともできた。その場合には、彼が抜書きをもとにある章を執筆している途中で、その章の主題に適合する事例が思い出されるということもあったと考えられる。こうした過程が想定できるのはたとえば 6, 1, 12 においてであり、そこでは登場人物の名前に 6, 1, 9 に登場する人物との混同が見られる。こうした混同は、6, 1, 12 が記憶ではなく何らかの典拠からの抜書きに依拠しているとすれば想定しがたいものであるので、ワレリウスが記憶からこれを引用した可能性が高いと言える<sup>78</sup>。

---

76 Helm, 'Valerius Maximus', 102. Bloomer, *Valerius Maximus*, 60-1.

77 Helm, 'Valerius Maximus', 100-2.

78 この出来事が修辞学校で扱われていた題材であるという点は、ワレリウスがこれを記憶していたという推測を強める。上の「(4) 典拠」および本研究第三章とそこへの注 197 を参照。

## (6) 文体

ワレリウスの文体に対する評価は概して高いとは言えない。ノルデンの次の言葉は、彼に特段の興味を抱かない人の目にその文体がどのように写るかを端的に表していると言えよう。「ワレリウス・マクシムスは、不自然さのゆえに絶望的に耐えがたい作家たちの一群のラテン語における始まりである。(中略)主に膨れ上がりの特徴とする彼の文体の不快さについて詳述する気は私には全くない<sup>79</sup>」。

この記述がワレリウスの特徴を捉えていないと言うことはできないだろう。しかし彼の文体は、彼の同時代のラテン散文の代表として興味深いものであるし、また著作の性質上、彼の文章は彼の典拠と比較可能であり、この点の考察は文体の研究だけでなく典拠の確定にも役立つものである<sup>80</sup>。これらの観点から以下のような特徴が観察されている。

第一にワレリウスの文体は、帝政開始以降に生まれた新しい潮流、いわゆる白銀ラテンの散文における最初期の例として捉えられる。この点で彼は同時代のウェレイユス・パテルクルスとともに論じられ、彼らの文体には多くの共通する特徴が認められるし、それらのうち前の世代の著作に見出されないものは、この時代に創始された新しい文体の特徴と見なされることになる<sup>81</sup>。それらの新しい特徴のうちには、彼らに始めて現われる語彙、語義、語法あるいは語の組み合わせといった辞書的な側面も含まれているが、最大の特徴は、彼らの修辞技法への過度の依存である。この観点からワレリウスの文体を分析することは、『著名言行録』に含まれる主な修辞技法を列挙し、それらが見られる箇所を網羅するような研究に結びついている<sup>82</sup>。

このような修辞技法の多さは、当時の修辞学校およびそこでの模擬弁論の隆盛に起因すると考えられる。ワレリウスやウェレイユスの文体のみならず、白銀ラテン全体が修辞学校的、模擬弁論

---

79 Valerius Maximus eröffnet die lange Reihe der durch ihre Unnatur bis zur Verzweiflung unerträglichen Schriftsteller in lateinischer Sprache. ... Auf das Widerliche seines Stils, an dem der tumor am meisten charakteristisch ist, habe ich keine Lust einzugehen (Norden, *Die antike Kunstprosa*, 304-5). ただしこうした評価が模擬弁論から遠く離れた現代の人間のものだけではないことは、5世紀に『著名言行録』の要約を作ったネポティアヌスの序が示している(注96に引用)。

80 上の「(4)典拠」を参照。

81 Ungewitter, *Quaestiones Selectae* および本研究第五章IIを参照。

82 Sinclair, 'Evolution of Silver Latin' を参照。

的と評価されることも珍しくない<sup>83</sup>。このことは当時の模擬弁論とワレリウスとの文体的比較の重要性を示唆する。そして多くの模擬弁論家の弁論の抜粋とそれらの分析と論評とをワレリウスと同時代に行った大セネカの著作は、この比較のための格好の材料である<sup>84</sup>。ただ、こうした表現上の両著作の比較はまだ十分であるとは言いがたい<sup>85</sup>。

ワレリウスと彼の典拠とした著作との表現の比較も、キケロとリウィウスに関してすでに詳細に行われており、そこから、ワレリウスが典拠の表現を改変するさいの手段として、語順の入れ替え、同義語の置き換え、接頭辞の追加や除去や変更などが繁用されていることが明らかになっている<sup>86</sup>。こうした研究は、既存の文章に変更を加えて新たな表現を模索するさいの彼の意図と能力とを証明していると言える。

ワレリウスの文体のこの側面は、すでに触れたように主に典拠探索と関連づけて行われてきたものであるが、ここから彼の文体において考察すべきもう一つの側面が見えてくるように思われる。それは、ワレリウスによる前世代のラテン散文作家たちの模倣である。彼の文体は上述の特徴によって白銀ラテンの嚆矢と見なされているため、それと前世代との関連はあまり注目されてこなかった。しかし彼は黄金期の作家たちの文章をよく知っていたのであり、それを利用して自分の文章を新たに作り上げることは、今まで研究されてきたように彼らが直接の典拠となっている箇所に限らず可能であったと考えられる。したがって、ワレリウスと彼らとの表現上の比較を、彼らが直接の典拠ではない箇所にも広げて行うことは、今後ワレリウスの文体研究において有意義であると考えられる<sup>87</sup>。

## (7) 後代への影響

---

83 たとえば Alfonsi, 'Caratteristiche', 5 ('il prepotere della retorica: intesa come studio della parola, come esercizio del sapere, ed insieme come palestra di educazione civica e di sentimenti umani'), Duff & Duff, *Literary History*, 8 ('Foremost of all the influences at work was the contemporary education in letters and rhetoric').

84 大セネカの著作の執筆時期は後 30 年代後半と考えられる。ただし彼はその時期の模擬弁論を扱っているのではなく、過去に聞いたものを思い出して記録しているので、扱われている弁論家たちはおもにアウグストゥスの時代に属していることは注意を要する。

85 これに関する重要な試みは Morawski, 'De sermone' および Sinclair, 'Declamatory Sententiae' であるが、これらは網羅的なものではない。本研究第三章(6)における 5, 3 ext. 3c と SEN. contr. 9, 1, 4 との比較も参照。

86 Bliss, 'Valerius Maximus and his Sources' が詳細に検討している。他には Carter, 'Valerius Maximus', 41-7 を参照(ただしワレリウスの文体に対する彼の評価は不当に低いと言わざるをえない)。

87 本研究第五章 II および III を参照。

『著名言行録』はその後の古代世界において知られていない著作ではなかった。古代の作家の中では、大プリニウス、プルタルコス、アウルス・ゲリウス、プリスキアヌスの四人がワレリウスの名前に言及している。このうち大プリニウスは、『博物誌』第1巻における典拠の列挙において、第7巻と第33巻で彼を利用したことを告げているが、実際の利用は限定的なものだったと考えられる<sup>88</sup>。プルタルコスは彼の名前を二回出しているが、それが彼を直接読んだ結果なのかどうかには疑いが残る<sup>89</sup>。ゲリウスの引用についてはすでに言及した<sup>90</sup>。プリスキアヌスはワレリウスが *alienigena* を中性複数形で用いていることを引用している<sup>91</sup>。またフロンティヌスとラクタンティウスは彼の名前を出していないが彼を利用したことが確実であり、前者は彼のテキストをほぼそのまま引用し、後者は彼の誤った情報をそのまま継承している<sup>92</sup>。これらのことから、『著名言行録』は6世紀まで絶えることなく読まれていたと言うことができる。

『著名言行録』の更なる利用を示すのは、古代後期に作られた二つの要約である。一つは年代不詳のユニウス・パリスによるもので、著作全体の要約が現存している。もう一つは5世紀までに成立したヤヌアリウス・ネポティアヌスによるもので、3, 2, 7までしか現存していない<sup>93</sup>。

パリスの序がワレリウスの著作は十巻からなると述べていることについてはすでに触れた<sup>94</sup>。彼はそれに言及する直前で、自分の要約がどのような人々のためであるかを、「範例を捜し求めること

---

88 Helm, 'Valerius Maximus', 114.

89 PLVTARCH. Brutus 53, 5. Marcellus 30, 5 (Delvaux, 'Valère Maxime' を参照)。『マルケルス伝』における彼の表現 (ταῦτα μὲν οὖν οἱ περὶ Κορνήλιον Νέπωτα καὶ Οὐαλέριον Μάξιμον ἱστορήκασιν) は、彼のここでの典拠がワレリウス自身ではないことを明示しているように思われる。

90 上の「(2) 著作の概要」および注 46 を参照。

91 PRISC. gramm. II 194, 25 (= 2, 1, 10)。なおワレリウスは同じ語形を中性複数形として他の箇所でも使用している (1, 5 ext. 1. 2, 10 ext. 1. 7, 2, 1. 8, 11 ext. 1)。

92 FRONTIN. strat. 4, 1, 31-2 (= 2, 7, 4-5)。ラクタンティウスはワレリウス (1, 8, 3) と同様に、Iuno Regina を誤って Iuno Moneta としている (LACT. inst. 2, 7, 11)。

93 ネポティアヌスは六世紀始めにエンノディウスによって引用されている (Herzog & Schmidt, *Handbuch*, 194-5)。なおヘルムはパリスの要約をおよそ五世紀のものとしているが (Helm, 'Valerius Maximus', 94)、根拠は不明である。

94 上の「(2) 著作の概要」を参照。なお現存のパリスの写本では、第9巻の要約のあとに第10巻として「個人名について」という短い章が置かれている。これはワレリウスとは何の関係もないものであり、パリスが「ワレリウスの十巻を要約した」と述べていることとも関連しない。

は、模擬弁論する者に劣らず論争する者にとっても必要なので」という言葉で示している<sup>95</sup>。ここでこの著作は、論争または模擬弁論のための例証の源泉として扱われており、そこには倫理的教育という目的も、また通読できる著作という文学的価値も認められていない。

ネポティアヌスの序も同様にワレリウスのこの時期の利用状況について興味深い情報を与えてくれる。彼は自分の要約を献呈する相手に向かって次のように述べている。「したがってワレリウス・マクシムスについてあなたは私と同様に、彼の著作はもし短ければ役に立つという意見です。というのも彼は知るに値することを収録してはいるのですが、警句で自分を見せびらかし、定型句で得意になり、脱線で溢れかえっている間に、まとめるべきことを長く引き伸ばしているようであり、おそらく読者の熱心さにとっては時間がかかること自体が嫌なことであるがゆえに、比較的僅かな人々にしか知られていないのでしょう」<sup>96</sup>。ここにはまず、『著名言行録』が長すぎるという苦情がある。このことはこの著作がすでに、ワレリウスが意図したような通読のための書物ではなく、純粋に材料を提供するための範例集として扱われていたことを示唆する。それらの材料を何のために用いていたのかをこの要約者は明らかにしていないが、模擬弁論のためであったというのは妥当な推測であろう<sup>97</sup>。もう一つの興味深い点は、彼が『著名言行録』を比較的少数の人間にのみ知られた著作だとしていることである。このことは先のように長い時代にわたって複数の作家に利用されていることと矛盾するようにも思われる。しかし彼の時代までに『著名言行録』の知名度が低下していたのかもしれないし、あるいは、上記の作家たちはいずれも広範な読書をしていた人々と考えられるので、彼が話題としているのはそうではないより広範囲の人々のことだったのかもしれない。

これら二つの要約は現在、『著名言行録』の写本において欠けている部分を補っているほか、ワレリウスの本文校訂にも寄与している。ただし彼らは要約のさいにたんに言葉を切り詰めるだけではなく、自らの表現によって書き直すこともあり、またとくにネポティアヌスの場合には独自の範例を加えてさえいるので、本文校訂に利用するには注意を必要とする<sup>98</sup>。

---

95 PARIS praef. exemplorum conquisitionem cum scirem esse non minus disputantibus quam declamantibus necessariam.

96 NEPOT. praef. igitur de Valerio Maximo mecum sentis opera eius utilia esse, si sint brevia: digna enim cognitione componat, sed colligenda producat, dum se ostentat sententiis, locis iactat, fundat excessibus, et eo fortasse sit paucioribus notus, quod legentium aviditati mora ipsa fastidio est.

97 『著名言行録』からこのような要約が模擬弁論のために作られたことは、この著作自体が模擬弁論のために書かれたとする意見の一つの論拠になっていた。本研究第二章を参照。

98 Briscoe. 'Some Notes', 398.

これらの要約の後、現存最古の写本が作られた9世紀までの間、『著名言行録』が知られていたことを示すものは何もない。すでに見たように、パリスの要約はワレリウスの全ての範例を要約しているのに対し、現存の写本は全て同じ箇所欠落を持っている。このことは、6世紀と9世紀の間をつなぐ写本伝承がいかに細い糸であったかを示唆する。多くの古典著作と同様に、ワレリウスもこの時期に顧みられる事は少なかったと思われる。

『著名言行録』の写本は600以上あり、他のどの古典ラテン語散文著作と比べても多い<sup>99</sup>。中世の間この著作は、古代ローマ史についての便利な情報源として利用された<sup>100</sup>。ルネサンス期に至ってもその人気は衰えず、ペトラルカを始めとする多くの文人の著作に利用された他、複数の言語への翻訳が作られた<sup>101</sup>。1470年に最初の印刷本が出てから一世紀の間に、『著名言行録』は66もの異なる版で刷られている<sup>102</sup>。『著名言行録』の一つの興味深い使用は寓意画の題材としてであり、ペルジーノやベッカフーミの描いた様々な徳の寓意画において、その徳の具体例を表すために周囲に配置された複数の場面がワレリウスから取られたものであることが指摘されている<sup>103</sup>。しかしその後の数世紀、歴史家を含む他のより信頼できる著作の再発見と史実に関する研究の進展に伴って、彼に対する評価は下落し続けた。19世紀半ばにケンプが『著名言行録』を校訂したときには、彼は序においてワレリウスが犯している史実についての誤りの多さを一覧にし、その冒頭で「ワレリウスが歴史を語るさいにときおり際立って真実から乖離していたことは、どうに知られていた」と述べている<sup>104</sup>。

## (8) 伝承

『著名言行録』の写本はすでに述べた通り600以上を数えるが、現在重要と見なされている写本は三つである<sup>105</sup>。このうち九世紀に書かれたA写本とL写本がきわめて近い関係にあるのに対

---

99 Briscoe, 'Some Notes', 395, Carter, 'Valerius Maximus', 49. 写本の一覧は Schullian, 'List of Manuscripts' を見よ。

100 Briscoe, 'Some Notes', 395, Carter, 'Valerius Maximus', 26.

101 Carter, 'Valerius Maximus', 49-50.

102 Briscoe, 'Some Notes', 395.

103 Guerrini, *Studi*, 61-136.

104 *Iam dudum notum erat Valerium in enarrandis rebus gestis notabiliter interdum a uero aberrasse* (Kempf [ed. 1854], 26). ワレリウスの誤りについては注53を参照。

105 以下この段落における写本伝承についての情報は、別記のない限り Briscoe, 'Some Notes', 395-8 に依拠する。



し、十一世紀に書かれた G 写本は両者の親写本から独立しており、伝承の異なる系統を示している。これらはいずれも、第 1 巻の一部を欠いている。その他の写本はこれらから独立した伝承を伝えておらず、その一部は A 写本に由来し、その他は G 写本に由来するものの A 写本の読みを取り入れており、L 写本に由来するものはないと考えられる<sup>106</sup>。パリスとネポティアヌスは第 1 巻の欠落部分も要約しているので、彼らの要約は我々の知る写本から独立しており、したがって本文校訂に有効である<sup>107</sup>。実際に A 写本はすでに九世紀の段階で、パリスの要約を用いて修正が施されている。『著名言行録』の初版本は 1470 年にストラスブールで出版された。近代における重要な版はケンプの二つのもの(1854 年、1888 年)であり、彼は A 写本の重要性を最初に認識し、第 2 版において L 写本が A 写本とほとんど双子であることを示した。彼の版は写本の読みについての誤った報告を多く含んでいるが、ワレリウスの本文についての有益な議論を呼び起こした。彼に知られていなかった G 写本の重要性には、1937 年に注意が向けられた<sup>108</sup>。

現在標準とされている版は 1998 年のタイプナー版であり、本研究もこれに従っている。より新しい版としては 2000 年のロウブ版がある。1995-7 年に出版されたビュデ版は、G 写本を無視しているなど本文校訂に重大な問題があることが、タイプナー版の校訂者ブリスコーによって指摘されている<sup>109</sup>。

## (9) 研究

『著名言行録』の諸側面についての様々な研究にはすでに上の諸項目で触れてきたが、本章の最後の項に移る前に、それらの研究を時間軸に沿って列挙しておくことは無意味ではないと思われる。これはワレリウス研究史の総括を目指すものではなく、これらの諸研究を前提として行われる次章以降の考察のための簡単な見取り図に過ぎない。

19 世紀から 20 世紀半ばにかけての研究の主な主題は典拠探索であった。20 世紀始めまでに幾つもの研究が、個別の著作家がワレリウスの典拠かどうかを巡ってなされた<sup>110</sup>。この時期の研究

---

106 Briscoe (ed. 1998), XVI-XIX.

107 上の「(7) 後世への影響」を参照。そこで述べたようにこの二人は要約のさいに改変を加えることがあるので注意を要する。

108 Schullian, ‘The Anthology of Valerius Maximus’ を参照。

109 Briscoe, ‘The Budé Valerius Maximus’.

110 注 66 に引いたワードルの一覧を参照。

のもう一つの対象はワレリウスの文体であった<sup>111</sup>。また、修辞学的観点から見た範例と範例集についての重要な考察がアレヴェルによってなされた<sup>112</sup>。20世紀に入って典拠探索の一つの極端な終着点をなしたのがクロッツの研究であり、これはワレリウスをたんなる先行の範例集の稚拙な再構成者と見るものであった<sup>113</sup>。この見解はヘルムによって論駁された<sup>114</sup>。彼は、ワレリウスが実際に先行の諸著作を渉猟し事例を収集したという、現在認められている見解を示した。またパウリーのワレリウスの項は彼の手になるものである。

20世紀後半、80年代までの研究は、典拠探索の続きを引き継いでいると言える。個別の細部から典拠の連鎖を系統樹的に把握する、いわば硬直した典拠探索の手法は、フレックの研究に引き継がれている<sup>115</sup>。彼が修辞学校の影響を重視したことは本研究にも関連する重要な点であるが、彼の扱いは結局のところ、修辞学校の影響を受けた失われた中間典拠を想定するということに留まっており、従来の典拠探索の手法の域を出ていない。マストラコフの研究はリウィウスが典拠と想定される箇所を歴史家の観点から扱っており、示唆に富む<sup>116</sup>。他方で範例集というジャンルとその目的についての関心は、同時期のホンステッターの研究に見られる<sup>117</sup>。文体についての研究もこの時期に進展した。カーターの記述はきわめてワレリウスに不公平であるが、典拠の文章のワレリウスによる書き換えを詳細に検討したブリスと、『著名言行録』における修辞的表現を集成したシンクレアの研究は、ワレリウスの文体を把握する正当な試みであり、現在に至るまでの基礎づけと言ってよい<sup>118</sup>。特に後者はワレリウスの特徴を白銀ラテンの誕生と結びつけて考えており、別に模擬弁論との関連を探る試みもしている。

90年代以降、ワレリウスは新たな興味のもとに多くの研究がなされる分野となった。この時期の始めにブルーマーは、『著名言行録』の持つ数多くの側面についてバランスの取れた記述をしており、この研究は後の指針となっている<sup>119</sup>。彼は典拠について多くの紙幅を費やしているが、そこに見られるのは従来の硬直した典拠探索の修正であり、現在受け入れられているワレリウスと典拠

111 Gelbcke, *Quaestiones Valerianae*. Blaum, *Quaestionum Valerianarum*. Muench, *De clausulis*.

112 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ'.

113 Klotz, 'Exempla und Epitoma', *idem*, *Studien zu Valerius Maximus*. 上の「(4)典拠」を参照。

114 Helm, 'Exemplasammlung', *idem*, 'Beiträge'.

115 Fleck, *Untersuchungen*.

116 Maslakov, 'Valerius Maximus'.

117 Honstetter, 'Exemplum'.

118 Bliss, 'Valerius Maximus and his Sources'. Carter, 'Valerius Maximus'. Sinclair, 'Evolution of Silver Latin'.

119 Bloomer, *Valerius Maximus*.

との関係の基本的な姿はここに描かれているとあってよい。この研究の主張の一つは、『著名言行録』の用途として、旧来のローマの名門で家系の伝統として行われていた先祖の偉業の学習を、帝政期に勃興しそうした先祖を持たない新たな官僚階級が、書物によって行えるようにすることにあるという点である。こうした当時の社会変化との関わりに対する興味は、この後の研究の多くにも見られる。

この研究の数年後に出版されたスキドモアの研究もまた、その後の研究に大きな影響を与えた<sup>120</sup>。彼は『著名言行録』を修辞学校や模擬弁論と関連づけることを完全に拒否して、この書物の目的を純粹に倫理的な教育にあるとし、その読まれ方として修辞学校の生徒の使用ではなく大人の個人的な読書を想定した。この書物に倫理的教育という目的が含まれているという点はその後広く受け入れられている。ただし修辞学校教育との関わりを一切否定する点は極端と言わざるをえず、その後多くの研究がこの点には反論している。

最近十数年の間になされた研究は、ワレリウスと当時の社会との関係に焦点を当てた歴史的立場からのものが多い。『著名言行録』の倫理的側面を強調するスキドモアの研究に触発されつつも、主にワレリウスの歴史観を問題とした論文を収めているのがダヴィド編の論文集である<sup>121</sup>。ワードルの研究は、過去の個別の時代に対するワレリウスの歴史観を扱っている<sup>122</sup>。ヴァイレダーの研究はワレリウスに見られる世界観の研究とでも言えるもので、帝政初期に確立された世界的な覇権についての当時のローマ人自身の見方が『著名言行録』にどう反映しているかを扱っている<sup>123</sup>。ミュラーは『著名言行録』に見られる宗教に関わる範例を、帝政初期の宗教政策と関連づけて論じている<sup>124</sup>。ルカレッリはワレリウスに現われる家族関係についての範例を、アウグストゥスとティベリウスによって推進された家族政策と関連付けて論じている<sup>125</sup>。総じてこれらの研究は、ワレリウスに帝政初期の変化やそれに対処する皇帝の政策の複雑な反映を見ている。

『著名言行録』の注釈書はまだきわめて不完全な状況にあり、最初の二巻に対するものがある

---

120 Skidmore, *Practical Ethics*.

121 David (ed.), *Valeurs et mémoire*.

122 Wardle 'The Sainted Julius'.

123 Weileder, *Valerius Maximus*.

124 Mueller, *Roman Religion*.

125 Lucarelli, *Exemplarische Vergangenheit*.

にすぎない<sup>126</sup>。校訂版についてはすでに言及したとおりである<sup>127</sup>。

#### (10)ワレリウス・マクシムスと同時代の修辞学——本研究の焦点——

『著名言行録』の持つ各側面についてのここまでの簡略な描写においても、彼と修辞学との関わりは様々な点において言及された。ここで今一度総括するならば、これらの関わりは以下の諸点に要約できる。まず、当時の教育を受けた人間として、ワレリウス自身が修辞学校における模擬弁論を中心とした訓練を受けていた。この著作自体が模擬弁論におけるそのような例証や装飾のために題材を提供する役割を持っていたということは、たとえそれが唯一の目的ではないにせよ十分ありうることである(後世に作られた要約は、こうした目的により適合させるためだったと考えられる)。また修辞学校における教育の結果として彼は、模擬弁論で主題として扱われたり例証や装飾のために挙げられたりする事の多かった歴史的出来事を記憶に留めており、『著名言行録』執筆のさいには書かれた典拠に頼らずともそれらを範例として書き加えることができた。同じくこの教育の結果、彼の文体は当時の流行に沿って修辞技巧に満ちたものとなっている。

このような修辞学との関わりは概要は示されるが、その個々の点は十分に検証されているとは言えない。しかし、現在のワレリウスについての研究の潮流は、こうした修辞学との関わりを前提として議論に用いつつも、関心は別のところにあり、研究対象である『著名言行録』にこれほど深く関わっていた修辞学への理解が十分とは言えない。したがって、この関わりを上記の諸側面のそれぞれについてより深く検証することは有意義である。次章に始まる各論はこの検証の試みの集合である。

---

126 Wardle, *VALERIUS MAXIMUS* (第1巻), Themann-Steinke, *Ein Kommentar* (第2巻).

127 上の「(8)伝承」を参照。

## 第二章:ワレリウス・マクシムスの執筆目的<sup>128</sup>

『著名言行録』の執筆目的については、すでに簡単に触れた<sup>129</sup>。そこでは執筆目的を確定するのは困難であることと、にもかかわらず二通りの説、つまり目的を修辞学校のためとする説と、倫理的教育のためとする説とが提示されていることに言及した。繰り返しになるがこの目的を確定するのが困難であるのは、彼自身がそれを十分明確に示していないことと、範例集という同じジャンルに属する他の著作について分かっていることがきわめて少ないことに起因する。したがってこれについて少しでも確かなことを言おうとすれば、『著名言行録』自体の内容と、他の著作について残されている僅かな情報とを詳しく検討しなければならない。

本章はこの検討を中心とするが、その前に最初に執筆目的について現在唱えられている二つの説を簡単に再確認する。それから、この検討が今までどのようにそれぞれの説に沿って試みられてきたかを追跡する。この結果、「修辞学的」、「倫理的」という定義付け自体の曖昧さが浮かび上がるだろう。最後に、これらをもとに『著名言行録』の執筆目的をどのように想定するのが最も妥当であるかを提示する。

### (1) 執筆目的についての二説

『著名言行録』の執筆目的をどのように捉えるにせよ、著作全体の冒頭に置かれた序を無視するわけにはいかない。これはワレリウス自身がその目的に直接言及していることが最も明らかな箇所だからである。彼はここで次のように述べている。

1 praef. urbis Romae exterarumque gentium facta simul ac dicta memoratu digna, quae apud alios latius diffusa sunt quam ut breviter cognosci possint, ab illustribus electa auctoribus digerere constitui, ut documenta sumere volentibus longae inquisitionis labor absit.

ここに明らかにされているように、『著名言行録』によってワレリウスが直接に成し遂げようとしていることは、彼が集めた様々な出来事を誰でも簡単に知ることができるようにすることであった。この著作の内容と形態とはこの言明に即するものであるので、この言明自体を疑う必要はないと言える。

128 本章は以下の論文に基づいている。吉田俊一郎、「ワレリウス・マクシムスの執筆目的」、『東京大学西洋古典学研究室紀要』第3号(2007年)、35-63。

129 第一章「(3) 執筆目的」を参照。

しかし現在これを読む者には、それではこうした多くの出来事を読者が知りたがるのは一体何のためなのかという問いが当然浮かんでくるであろう。この点については、この序文では何も言われておらず、また他にもそれを明示している箇所は見られないため、推測することしかできない<sup>130</sup>。

一つの推測は、この著作を修辞学の伝統と関連づけるものである。修辞学では説得の一手段として、自分が説得しようとする事と類似の事を挙げる例証 παράδειγμα, exemplum がある<sup>131</sup>。こうした「修辞学的な範例」の伝統を追った古典的な研究がアレヴェルのものであり、彼はこの伝統とワレリウスの『著名言行録』を結びつけて論じている<sup>132</sup>。

この著作の目的に対する彼の態度は明快である。彼は、「ワレリウスは自分の著作の目的を明確に述べている」とだけ述べてから、『著名言行録』の序文を引用する<sup>133</sup>。つまり彼にとってこの箇所は、修辞学的な目的を明示するものなのである。これに続く短い記述とそれへの脚注の中で、彼はこのことを補強するために以下の諸点を指摘する<sup>134</sup>。まず、この著作の目的がパリスの要約の序文でいっそう明らかになっており、そこでは範例を収集することが「模擬弁論を行う者に劣らず議論を行う者にも」必要であるとされていること<sup>135</sup>。次に、彼が序文に述べられた計画を著作本体の中で実行するに当たり、自らの修辞学的な傾向と才能に自由な活躍の余地を与えていること。他方で、カエサル家の支配によって打ち立てられたローマの幸福な現状を称賛することや、倫理的ないし教育的な目的など、修辞学以外の目的をこれに付与しようとする試みは恣意的であること。また、彼の著作が専ら修辞学的な目的のみに利用されてきたこと。これに続いてアレヴェルは、ワレリウスの著作の形態も題名における *facta et dicta* という表現も、この修辞学的な目的に合致して

---

130 中世の人々はこの著作を歴史書とみなし、ここからローマ史についての知識を得ていた。Carter, 'Valerius Maximus', 26 を参照。しかし現在、彼を古代の歴史叙述の中に位置づける研究者はいないであろうし、ワレリウス自身もそのように考えていたとは思われない。主題ごとにまとめられ、年代や場所の全く異なる出来事が同じ章の中に並ぶ構成や、しばしば周囲の状況を省略して主題に沿った点のみを切り出して述べる叙述方法、人物や年代や場所に関する頻繁な間違い(これが同時代の歴史家たちに皆無というわけではないが)などを考えるだけでも、このことは明らかであろう。

131 Lausberg, *Handbuch*, §§ 410-26 を参照。

132 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ'. 修辞学において範例がどう扱われてきたかについては、特に同書 5-35 を参照。

133 'Den zweck seines werkes spricht Valerius klar aus' (Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 36).

134 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 38-9.

135 PARIS praef. non minus disputantibus quam declamantibus. ただしこれは、たんにパリスの時代におけるこの著作の用法を示すものにすぎないと反論できよう。

いるとしている<sup>136</sup>。これらのことから彼は、「したがってワレリウスの本の目的には何の疑いもありえない。それは実用的な需要に応じた修辞学的範例集成である」と結論している<sup>137</sup>。

『著名言行録』の目的を修辞学的とする見解と、この著作に見出されるその根拠とは、以上のようなものである。なおこうした見解を取る研究では、これらの範例を求める人々として、実用の場で弁論を行うものよりもむしろ修辞学校における模擬弁論家が想定されることがある<sup>138</sup>。この想定は『著名言行録』の内部から直接結論できるものではないが、幾つかの状況証拠によって支持されうると思われる。そこで、この著作の目的を倫理的とする説に移行する前に、ここでそれらの証拠も見ておくことにしよう。

まず一つは単純に、ワレリウスの執筆していた時代であるティベリウス帝の治下では、まさに模擬弁論が隆盛を極めていたということである。大セネカがほぼ同じ時期に書いていたことを考えれば、このことは十分理解できるであろう。次に、その大セネカを中心とした現存する模擬弁論の中で、ワレリウスの挙げている範例がテーマや具体例として用いられているということである。このような類似は、ワレリウスが選んだ範例の幾つかが模擬弁論に適合したものであったこと、あるいは、修辞学校で行われた題材から採ったものであるという可能性を示唆している<sup>139</sup>。第三に、彼の文体が模擬弁論に類似ないし適合しているという点が挙げられる。彼の文章は、範例としての出来事をただ記述するだけでなく、それに対する彼自身の一種の論評を付け加えている場合が多く、その中では優れた人物や徳の称賛、悪しき人々や悪徳の非難が行われる<sup>140</sup>。こうした箇所ではしばしば模擬弁論の文体を思わせるような高揚が見られ、ときには大セネカの記録しているような警句(*sententiae*)にも類似する表現が見られるのである<sup>141</sup>。

『著名言行録』の執筆目的がこのような修辞学的なものであったことを真っ向から否定したのは、

136 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 39-40.

137 'So ist an dem zwecke von Valerius' buch kein zweifel möglich: es ist eine rhetorische beispielsammlung, die einem praktischem bedürfnis entsprach' (Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 40).

138 'ursprung aus und die bestimmung für die rhetorenschule' (Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 40), 'Valerius ... had a pedagogic purpose: to provide models of proper declamation' (Bloomer, *Valerius Maximus*, 9).

139 この点については本研究第三章で詳しく論じられる。

140 こうした称賛や非難は Skidmore, *Practical Ethics*, 53-82 で扱われている。範例記述におけるワレリウス自身の論評については本研究第五章 I を参照。

141 本研究第一章「(6) 文体」およびそこへの注 85 を参照。大セネカの著作は模擬弁論の全体を収録したものではなく、模擬弁論家たちの警句だけを抜き出して集めたものである。このことは、こうした警句が模擬弁論の重要な特徴であり、それらを上手く発することが修辞学校で強く求められていたことを示す。

1996年に出版されたスキドモアの研究である<sup>142</sup>。この研究の冒頭で明確にされている彼の立場は、この著作をたんなる修辞学書と見なす説は根拠のないものであり、これは倫理的な教育というきわめて真面目な目的を持ったものであるとするものである。したがって彼は、この著作の著者、読者（聴衆）、形態などあらゆる側面について彼以前に（修辞学書であるという了解に基づいて）出された結論を、出発点からしてすべて誤りだと否定し、それらが取り除かれた後の空白を埋めることが自分の研究の目的であると述べている<sup>143</sup>。

従来の説に対してこのようになりに挑戦的なスキドモアの主張は、その後の研究にも大きな影響を与えた。とはいえ後の研究の幾つかは、ワレリウスの倫理的側面を示したことに對しては好意的であるものの、従来の修辞学的側面を完全に否定した点に関しては行き過ぎを指摘している。例えばミュラーは、ワレリウスについての研究のごく簡単な概説の中で、スキドモアの研究を高く評価している。彼はこの研究を、ワレリウスを単なる模擬弁論家のための資料集と見なす人々と、読者の倫理的な教育を念頭に置いて書かれたとする人々との間に長く存続している論争を跡付けたものであると描写し、ワレリウスの深い倫理的な目的を効果的に示したものとしている。しかしミュラーはすぐに、これに付け加えて、彼の主張である倫理的な目的は、それまで支配的な考えであった修辞学的な用途や模擬弁論家の要求と矛盾するものではないことを指摘している<sup>144</sup>。また、ワードルは、ワレリウス第1巻の翻訳と注釈に付した導入の中で、この作品の本質的に倫理的な目的は明らかであるとしてスキドモアの説に賛同する一方で、ワレリウスと大セネカとの類似も指摘し、こうした倫理的な目的が修辞学校での実用的な教育と結合していたと論じている<sup>145</sup>。

これらの指摘はいわば、『著名言行録』が修辞学的であると同時に倫理的でもあると述べていることになる。こうした指摘が着目しているのは、二つの目的が、上記の二論の主張者たちが考えているほど相互排他的ではなく、一つの著作に共存しうるものだけということである。この着想は大いに考慮に値する点であるが、そこに行くためにはまず、目的についてのこれら二説の主張者たちが

---

142 Skidmore, *Practical Ethics*.

143 Skidmore, *Practical Ethics*, xv-xvii.

144 Mueller, *Roman Religion*, 5-6. なおこの二つの対立を「長く存続している」ものとしていることは、スキドモアが自説の革新性を強調しすぎているように見えることへの批判かもしれない。例えばアレヴェル (Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 38 n. 3) はすでに、ワレリウスに倫理的・教育的な目的を付与した研究として Krieger, 'Quibus fontibus', Maire, 'De Diodoro Siculo' を挙げているが、スキドモアはこの二人に言及していない。ワレリウスの倫理的側面を指摘したその他の研究については、Fleck, *Untersuchungen*, 1 n. 1 を参照。

145 Wardle, *VALERIUS MAXIMUS*, 12-5.



「倫理的」、「修辞学的」という語をもって何を指しているのかを明確にする必要があるように思われる。この点は、これらの指摘をしている研究者たちもさほど明確にしていないうように見えるが、これなくしては、この著作の執筆目的が同時に両方であるという指摘は、空虚な言葉遊びになってしまうだろうからである。

本章冒頭で述べたように、『著名言行録』の執筆目的について何かを言うためには、この著作の内容と、これに先行する範例集についての情報との検討が必要である。したがって以下では、執筆目的についての二説の主張者たちがこの二点についてそれぞれ何を重視しどのような判断を下しているのかを整理したい。まず最初に扱うのは『著名言行録』の内容についてである。

## (2)『著名言行録』の内容から読み取れるもの

ワレリウスの著作全体の内容を、両論の論者はどのように自説と結びつけているか。まずアレヴェルの研究では、ワレリウスに見られる章の主題が修辞学の影響の濃い同時代の他の著作家にも見出されるという点が、大きな論点の一つとなっている。この研究の中心をなす「帝政期文学に登場する範例の一覧」と題された章で、彼はワレリウスやその他の帝政期の文学に見出される範例を主題ごとに分類し、41の項目に分けて表にして示している<sup>146</sup>。ここにワレリウスとともに引かれている作家たちは、小セネカ、大プリニウス、マルティアリス、ユウェナリスなどである。アレヴェルは、ワレリウスの主題の多くがこれらの作家たちと一致することを示すことで、『著名言行録』の内容が修辞学的であることが証明されると考えているようである。

一方スキドモアの方は、「ワレリウスの倫理的目的」という章で、彼の著作の中で倫理的と考えられる箇所を網羅的に取り上げ論じている<sup>147</sup>。これらの箇所の多くは、各章の冒頭に付された序から採られている。彼は、これらの箇所において様々な徳目（これらは章の主題として多く取り上げられている）が称賛され、悪徳が非難されていることを繰り返し示して、これを読者に採るべき道を教示するという倫理的目的のためのものであると結論づけている。

以上のように、『著名言行録』の内容から到達しうる議論は、後代の作家たちとの類似を以て「修辞学的」と判断することや、徳の賞賛・悪徳の非難が繰返されているということを以て「倫理的」という判断を下すということである。そして、ワレリウスの執筆目的についてこれ以上この著作の内部から導き出すことは、どちらの側の議論にとっても困難であるように思われる。そこで次に、ワレリウス

---

146 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 54-86. このうち最後の六つはワレリウスには見られない主題である。

147 Skidmore, *Practical Ethics*, 53-82.

が既に存在していたどのような伝統に依拠して『著名言行録』を執筆したと考えられるかについて、両論の主張するところを検討していきたい。

### (3) ワレリウスの依拠する伝統

まず、修辞学的目的を主張するアレヴェルは、修辞学における範例の扱われ方を跡づけている<sup>148</sup>。ここに言及されているのは、アリストテレス『弁論術』、『アレクサンドロス宛弁論術』のほか、キケロ『発想論』、『ヘレンニウス宛弁論術』といった、ヘレニズム修辞学を代表する著作である。

彼はこれに加えて、範例集というワレリウスが採用している形態の先例をも探索している<sup>149</sup>。この点に関して彼はまず、この著作は、アリストテレスの時代以来言われてきた弁論における範例の必要に応えたものであり、従って、この種の著作の最初のものであったとは考えられないと推測する。また、ワレリウス自身が、自分がこの種の著作の最初の執筆者であるという自慢をしていないことも指摘している。従って、当然彼の先例となるどのような範例集が存在したのかという問題が生ずることになる。

アレヴェルはこれを論ずるさいに、まずギリシャの著作を考慮の対象から外している。彼はここで、『歴史の覚え書』 *ιστορικὰ ὑπομνήματα* とか『様々な話』 *ποικίλαι ιστορίαι* とかいった類の題は比較すべきではないとし、比較しうる類例としては、わずかにパレロンのデメリオスがイソップ寓話を弁論で用いる範例として収集したと伝えられることを挙げるのみである<sup>150</sup>。したがって彼は、ギリシャにおける修辞学目的の範例集の存在を示せていない。

ローマについては、彼はキケロが与えてくれる興味深い情報を論じている。キケロは『慰め』 *consolatio* という今は失われた著作において、ローマの著名人の死の様子を書き集めたことが知られている<sup>151</sup>。この著作は、ワレリウスにも見られるような、親族の死を強い心で耐え忍んだ人々の例を含んでいた<sup>152</sup>。そしてアレヴェルは、キケロがこれを書くさいに既存の著作に頼ることができず、

148 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 5-35.

149 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 40-53.

150 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 40 n. 1. さらに付け加えるならば、範例の中心を成すのは、ワレリウスの著作からも明らかのように歴史的な人物・出来事であり、寓話は範例としては低い位置づけしか与えられていない(このことはアレヴェル自身が指摘している[*ibid.* 20])。

151 CIC. div. 2, 22. Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 41.

152 CIC. Att. 12, 20, 2. 12, 22, 2. 12, 24, 2 および『著名言行録』第5巻第10章(De parentibus qui obitum liberorum forti animo tulerunt')。Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 41, n. 4.

自分で多大な苦勞をしてあちこちから例を集めねばならなかったことを考慮して、ローマの事跡を集めたワレリウスのような範例集は、まだキケロの時代には存在していなかったと結論づけている<sup>153</sup>。

この後、彼はルフス、ヒュギヌス、ネポスといった、ワレリウスの前に存在したと考えられ、かつ『範例集』*exempla* という書名の著作があったことが判明している人々を挙げて検討している<sup>154</sup>。

一方スキドモアがこの著作を倫理的教育を目的として書かれたと判断するさいには、全く異なる先駆者たちが想定されている<sup>155</sup>。彼は先ず、ギリシャ・ローマ世界において、例示によって採るべき行動の規範を示し、それを模倣することでしかるべき性格 (*ἦθος*, *mos*) を身に着けるといふことが、いかに広く行われていたかを明らかにする。そこで例として挙げられているのは、ホメロス、ソクラテス、父祖の習慣を子供に伝えるローマの慣例などである。続いて、これらの例示を用いることの倫理的な効用が、二人のラテン作家、セネカとクインティリアヌスによって強調されていることが指摘される。次に、こうした倫理的な教育のための種々の範例を集めて簡単に参照できるようにすることの必要性が議論されている。また、ワレリウスと近い時代に属するウイトルウィウスやディオドロス・シクルスが、いずれも忙しい人のための利便性を強調していることを挙げ、これらの著作とワレリウスとの形態上の類似を示している<sup>156</sup>。

これらの先行する要約集の中で彼が最も重視しているのは、ヘレニズム時代の「要録集」*χρεῖαι* (ある人物の特徴的な言葉や行為を集め伝える著作) の伝統である<sup>157</sup>。彼はこれがキュニコ

153 前注を参照。彼は同時に、CIC. Tusc. 1, 116 ('repetunt [sc. rhetores] ab Erechtheo, ... Codrum commemorant ..., Menoeceus non praemittitur ..., veniunt inde ad propiora. Harmodius in ore est ...') にギリシャのこうした例の羅列が見られることから、これらを集めたギリシャの範例集がキケロの時代に既に存在していたと結論づけたがっている。しかし、この箇所は、ギリシャの弁論家がこうした例を熟知して頻繁に言及していたこと(まさに 'in ore est' である)を示すものではあっても、こうした例が範例集という形で一つの書物に集められ流布していたことを示す証拠としては、甚だ薄弱であると言わざるをえない。

154 このうちルフスについては、ワレリウスによってのみ挙げられている名前であるが、彼はこの名が挙げられている箇所を挿入と見なし、削除する提案をしている。しかし、この提案は現在一般には受け入れられていない。

155 Skidmore, *Practical Ethics*, 35-50.

156 建築書や歴史書であるこれらの著作との類似は、ワレリウスの著作が倫理的教育のためのものであることを直接示すわけではないように思われる。しかしおそらく、スキドモアのここでの主眼は、『著名言行録』が、単なる修辞学書ではない「真面目な」書物であることを、修辞学的ではない他の目的(建築や歴史)を明らかに持っている著作との形態上の類似によって示唆することなのだろう。

157 要録集については Hock & O'Neil, *The Chreia* を参照。

ス派のメロドロスによって創始されたと伝えられることや、その他多くの哲学者・哲学学派について同様の著作が作られたとされていることを挙げ、要録集の起源は確実に哲学的な文脈の中にあると結論づけている。また、この流れを汲んだ後代の作品として、彼はルキアノス『デモナクス』や偽プルタルコス『発言集』*Ἀποφθέγματα*などを挙げており、それらの著作とワレリウスとの類似も指摘している。その他、実生活に起こりうる様々な問題について個々に解答を与える形式の書物が哲学的な伝統の中に存在していたことも指摘し、その一例として偽アリストテレス『家政論』第2巻を挙げている。

またローマについてスキドモアはまず、古来のローマの名家において、先祖の行為を学ぶことが子弟の教育の中心を成す非常に重要な伝統であったことを強調する。そして、共和制末期に既にギリシャ語の要録集が流通していたことや<sup>158</sup>、ワレリウスの前の世代にも、ネポスのように『範例集』*exempla*と名付けられた作品を書いた人物がいたことや、似たような性質を持つワロの幾つかの作品の存在を指摘する。彼は、これらの著作の内容もまた、倫理的なものであったとしている<sup>159</sup>。スキドモアは、これらをワレリウス以前の範例集の伝統として想定しているのであり、このような伝統の上に立って書かれている『著名言行録』がどのような目的を持っているかは、完全に自明だと考えている<sup>160</sup>。

ワレリウスの拠って立つ伝統についてのこのような考察は、スキドモアの重要な論点を成しているといっていいただろう。彼は、「範例」という伝統が従来修辞学の中で探索されてきたのに対して、要録集や偽アリストテレス『家政論』のような、哲学的・倫理的な文脈を明らかに有した別の伝統を示し、これをワレリウスの立脚している基盤であると見なしている。そして、これらの著作が互いに類似していて全体として一まとまりを成していること、ワレリウスの『著名言行録』に少なくとも形式の点では類似していること、そしてワレリウスがこうした類の著作を知る機会があったことなどを論じる彼の議論は、十分説得的に思われる。ただし一つの大きな問題は、こうした著作がワレリウス以前にローマにも存在したかどうかである。これらのギリシャの先例は時代的に『著名言行録』とは隔た

158 彼は、紀元前100年前後のものと考えられるヘカトの要録集の例を挙げている (Skidmore, *Practical Ethics*, 44)。

159 現存しないこれらの著作の性格の決定については、我々は当然慎重にならざるをえない。少なくともネポスに関する限り、彼の立論はかなりあやふやであるということは、本章の後の方で検証されている。

160 もっと言えば、彼にとってはワレリウスの目的は最初から完全に自明なのであり、それに基づいて先駆者たちの探索も、ワレリウス本人の文章の分析も行っているのである。このことは最初に彼の説を紹介したさいに述べたことである。

りがあり、これらだけでは、ワレリウスが則ることができた倫理的な範例集という伝統が存在したとは言えないからである。

それでは、ワレリウスが依拠していると考えられる両者の主張を比較したい、どのような判断が下せるであろうか。これまでアレヴェルが挙げている先例を見る限り、確実に修辞学的な範例集と呼べるような伝統がワレリウスの前に既に形成されていたとは言いがたいように思われる。その点では、アレヴェルの言うほどには、この著作の修辞学的な目的は疑いの無いものとは言えないであろう。特に、ギリシャの伝統に関する限り、範例集という伝統は修辞学の内部ではかなり希薄なものであったと言わざるをえない<sup>161</sup>。他方で倫理的な範例集の伝統は、ギリシャにおいてある程度確実に示されるものの、それがただちにワレリウスに影響したとは言いがたい。したがって、ワレリウスの拠っている伝統についての判断の焦点は、ローマの先例をどのように捉えるかという点にあると言える。

ローマにおけるワレリウスの先駆者として、ここではネポスを詳しく検討する。ワレリウス以前の範例集の作者として名前が挙げられるルフス、ヒュギヌス、ネポスの著作はいずれも現存しないが、残された資料が最も多いのはネポスであるからである<sup>162</sup>。断片の编者であるペーターは、25の断片を『範例集』*exempla* に帰属させている。このうち断片 1-3 は引用者によって題名が明記されており、この著作に属していたことが確実である。これらのうち、断片 2 と 3 はワレリウスにも同じ範例が見出されるものであり、特に断片 3 の場合は、内容・表現ともにきわめて類似しており、両著作の間に密接な関係があることが確実である<sup>163</sup>。残りの断片については、書名が添えられているわけではないので、そもそも本当に『範例集』に属するののかという問題がある。それらのかなりの部分

---

161 既に、アレヴェルが挙げている例(デメトリオスのイソップ寓話や、キケロ『トウスクルム』に見られる言及)が証拠として不十分であるということは指摘した。

162 上に論じたように、ルフスはワレリウスが一度名前を挙げているのみである。ヒュギヌスの断片も『範例集』という書名が確実なものは一つだけである。ネポスの断片は、*Peter, Reliquiae*, 2, 25-40 (解説は xxxx-lvi) に集録されている。

163 具体的にどのような関係であるのか、つまり、ワレリウスがネポスを利用したのか、それとも両者が共通の原典から同じ箇所を取り上げたのか、それとも両者が共に利用することができたさらに古い範例集があったのか、という問題は、容易に判断できない(アレヴェルは「直接の関係」*eine direkte beziehung* が否定しがたいと述べているが、この表現が上記の可能性のどれを意味するのか、あるいは全てを含むのかは私には明確ではない)。なお断片 1 は「ウェスタ聖女」*'virgine Vestale'* という二語のみであり、何ら判断を下すことはできない。

(断片 6-16)は、地理に関する事柄を扱っており、我々が他の著作(修辞学的・哲学的を問わず)から知ることができるような範例とは呼べないものである。従ってアレヴェルは、これらの断片は『範例集』ではなく、地理に関する我々の知らない著作に由来するものであろうと結論づけている<sup>164</sup>。また、これらが『範例集』に由来するものであるとすると、様々な出来事を含むはずのこの種の著作からの引用が、地理的な話題に集中しているというのは、不自然なことだと思われる(引用者の側がこうした話題に固執していたという可能性は考えられないわけではないものの)。この点からも、これらの断片は地理を扱った別の著作から採られたとする方が妥当であろう。

これら地理的な断片を除いた残りのうち、断片 4 は他と異なる内容を持っている。ここでは、犬儒派の信奉者クラテスが、公衆の面前で体を隠さずに性交することを拒んだ自分の妻を鞭打って、してもよいことは他人の目の前でも行えるはずだと述べたという話が伝えられている<sup>165</sup>。アレヴェルはこれを「本当の範例」wirkliche exempla に属するものとしており、ワレリウスとの類似を指摘した上で、これをネポスの『範例集』に帰属させている<sup>166</sup>。この断片は、ある哲学学派の特徴的な考え方を、それを象徴するような特異な行為と言葉によって表現したものであり、スキドモアがワレリウスの先例として挙げていた哲学者の要録集にきわめて類似している。この断片に関する限り、ネポスにスキドモアの描くような哲学的伝統に対する興味があったことは確かだと思われる。

しかし、より重要なのは、残りの断片であり、これらは当時の贅沢を批判し、その起源を追い、昔の素朴な貧しさを讃美するものである(断片 17-25)。これに対するアレヴェルとスキドモアとの考え方は対照的であり、その結果は、この問題についてどう考えるべきかの示唆を与えてくれる。アレヴェルは、この種の断片を以て、この著作が修辞学的な著作であったことの根拠としている。彼はこの主題を「修辞学校のトポス」としており、ユウェナリス、マルティアリス、小セネカなど、この主題を修辞学的に展開して見せている箇所を挙げている<sup>167</sup>。そして彼は、ワレリウスもネポスのこの著作も、修辞学者たちの要求に応えたものであると結論づけている。他方でスキドモアは、これらの

---

164 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 50-1, Skidmore, *Practical Ethics*, 46-7も参照。

165 NEP. frg. 14 amplexare factum illud Cratae Thebani, hominis locupletis et nobilis, cui adeo fuit cordi secta Cynicorum, ut relinquens paternas opes Athenas cum uxore migraverit Hipparchia, pari animo istius philosophiae sectatrice, cum qua cum concumbere in publico vellet, ut refert Cornelius Nepos, et illa occultandi gratia pallii velamen obduceret, verberata est a marito: 'tuis sensibus nimirum' inquit 'parum adhuc docta es, quae, quod te recte facere noveris, id aliis praesentibus exercere non audeas'.

166 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 50.『著名言行録』第6巻第1章、第9巻第1章も参照。

167 Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 52 n. 3.

断片の帰属については大体アレヴェルと同意見である<sup>168</sup>。にもかかわらず彼は、こうしたこうした範例集に贅沢についての記述が現れていることを、まさにこの種の著作の倫理的な性格の現れと考えているのである。ここでは、同じ断片群を巡って、二人の研究者が、それらを帰属させるべき著作や、その著作の概要についてはほぼ同じ結論に達していながら、その著作の性格について全く異なる判断を下している。この事例は、両論の論者が「倫理的」および「修辞学的」という語をどのように捉えているかをよく示唆している。次にこの点を考察しよう。

まずこの著作を倫理的なものとするスキドモアは、私の見るところ、倫理的目的を持った範例集という自らの主張を前提としすぎるあまり、十分にこの概念を吟味しないまま、単にある種の内容が扱われているというだけで、この著作は倫理的な目的を持ったものである判断を下してしまっている。このようにたんなる内容だけから、ある箇所ないし著作を倫理的な目的を持ったと断じることはできない。スキドモア自身もここまでの立論では、このような単純な断定はしていない。彼がギリシャにおける範例集として挙げているものは、哲学者の伝記とか特定の教えとそれを証する例の結合(偽アリストテレス『家政論』など)とかのように、確かな文脈が確定できるものであり、教育的な意図なり倫理的な教えの内容なりが多少なりともはっきりと見て取れるものであったからである。

これに対してネポスについて判断するさいの彼は、しばしば個々の伝えられている逸話の内容が倫理と関連すると考えられるだけで、それらをただちにこの伝統に属するものと見なしている。無論、資料の断片的な性格ゆえにこうした判断の方法に頼らざるをえない部分もある。しかし、こうした判断の結果として得られた結論がワレリウスの依拠する伝統を示す傍証とされていることには、やはり問題がある。ある著作を、単なる内容を根拠として倫理的であると判定することは、意味のある作業ではない。内容的には、どんな著作であろうとも(まして、様々な話を含みうるワレリウスのような本では当然)倫理的たりうるわけであるし、それを以てそれらの著作の依拠する伝統について何かを判断することは適当ではないからである。

それでは、この著作を修辞学書と見なすアレヴェルの判断は妥当と言えるのだろうか。こちらの説の主要な根拠となっているのは、贅沢を非難すべき現状として描き、古来の習慣を称賛するような、ネポスと似た内容の箇所が、ユウェナリス、マルティアリス、大セネカから見出されるという点であった。これを以て修辞学的な伝統を考えるとすることは、少なくとも、内容のみを以てある著作の

---

168 Skidmore, *Practical Ethics*, 46-7, 124 n. 3 を参照。彼はここでペーターと共にアレヴェルも引いている。ただし断片 4 については、範例集が哲学的な出自を持つという彼の主張を最も強く補強すると思われるものであるにもかかわらず、特に触れていないのは奇妙である。

属する伝統を判断することにはなっていない<sup>169</sup>。

しかし、これらを以て、ネポスの『範例集』は修辭的であると結論することは、あまりに漠然としすぎてはいないだろうか。「修辭学的」という言葉の意味は、もう少し厳密に捉える必要があるだろう。今探求している問題においてこの言葉は、「修辭学校に関係している」という意味に捉えるべきである。ある作家が修辭学校での教育を受けており、そこで用いられていた表現なり主題なりがその人の作品に見出される場合、我々はそうした作品を「修辭学的」と呼ぶことができるからである。しかしネポスのこれらの断片に関する限り、このような意味でこの用語を適用できるかどうかは疑問である。確かに、後代の修辭学書ないしは修辭学の影響が強いと考えられる作家たちとの主題上の類似は見て取れる。しかしこれらが後代(帝政期のラテン文学)のものである以上、ネポスの時代にこの主題(古人の質素さと当世の贅沢)が修辭学校の良く知られた主題であったという確証が得られたわけではない。したがって、ネポスが先に述べたような意味で「修辭学的」というのは、多くある可能性の一つにすぎないと言える。

結論として、ネポス『範例集』の断片については次のように言えるだろう。現存する断片からは、この著作がギリシャの要録集の影響を受けていることが窺える(このことは特に断片 4 に強く現れている)。また、贅沢に関する多くの断片には、当時の風習に対する批判や古人の質素さに対する称賛などが含意されていた可能性が高く、これらの内容を倫理的と呼ぶことは可能である。しかし、そうした内容だけでは、この著作を倫理的教育という目的のためのものであると断定する根拠にはならない。一方で、修辭学に影響を受けたと考えられる後代の文学との主題上の類似は、それらの作家が学んだ修辭学校とネポスとの共通点を示すものではあるが、ネポス自身がそうした修辭学校から学んだ結果がここに現れているとは決定できない。なぜなら、ネポスの前の時代に

---

169 修辭学に影響されて詩や哲学書を書いているこれらの作家たちだけではなく、修辭学書そのものにこの主題に近いものが扱われている例はあるだろうか。残念ながら、この主題がそのままの形で扱われている例は見つからないようであるが、アレヴェルは、この主題と対を成す古人の貧しさについての範例を、「帝政期文学に登場する範例の一覧」の中で取り上げて論じるさいに、それが修辭学校に応用された例として大セネカ『論判弁論集』第 2 卷 1 を挙げている(Alewell, 'rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ', 56 n. 2)。また彼が作った一覧表(*ibid.*, 58)からは、キケロの弁論や小セネカの哲学的著作と並んで、大セネカ『論判弁論集』やクインティリアヌスの著作や伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』にも、古代の貧しさの例として、ワレリウスに見出されるのと同様のものが挙げられていることが分かる。こうした例を見るならば、古代の貧しさを讃えることが模擬弁論の中で一つの主題であったことは、認めることができるだろう。だとすれば、その対極である近代の贅沢についてネポスが挙げている用例も、こうした対比の中で修辭学校で用いられたものであった可能性があるだろう。



既にこうしたものを主題とする修辞学校の伝統があったと示すことができないからである。したがってこれらの断片を、書かれた当時すでに修辞学校と関連を持っていたという意味で修辞学的と呼ぶこともできない。この著作を書くさいのネポスの興味としては、おそらく好古趣味のみが確実なものとして挙げられるであろう<sup>170</sup>。

#### (4)『著名言行録』についての判断

ここまでの議論で示されたことをここで整理すると、以下のようになる。『著名言行録』の執筆目的を知る源泉は(著作冒頭の漠然とした序を除けば)この著作の内容か、この著作が依拠している範例集という伝統かのいずれかである。執筆目的については修辞学的とする説と倫理的とする説の二説がある。著作の内容面について言えば、前者はこの著作に見られる範例が修辞学に影響された他の作家と共通することを、後者はこの著作に徳の称賛や悪徳の非難といった倫理的内容が見られることをそれぞれ自説の根拠としている。著作が依拠している伝統については、前者はギリシャにおいて存在した伝統を示すことができず、後者はある程度の先例を示しうるが、それをワレリウスと直接結びつけることは時代的に難しい。ワレリウスが明らかに影響されえたローマの範例集のうち我々がもっとも詳しく知っているネポスを、両論はともに自分の側に有利な証拠として扱っている。これは両者がそれぞれ「修辞学的」、「倫理的」という語の意味を明確にせず広く用いているためであり、現在論じている問題に適するように前者を「修辞学校に関係した」という意味に、後者を「倫理的教育の意図を持った」という意味に限定するならば、ネポスの『範例集』はそのどちらであるとも断定できない。

以上のことから『著名言行録』についてどのような判断が下せるだろうか。まずこの著作の内容から判断した場合に、「倫理的」、「修辞学的」という語を今ネポスの断片に即して用いたような基準に基づいて用いるならば、『著名言行録』の執筆目的にこれらの語を適用することが可能だろうか。ワレリウスの中に見出される、スキドモアが示しているような、倫理的と見える内容を持つ多くの箇所は、この基準で見ると、倫理的教育を目的としていると示しうるようなものではない。したがって、この著作をこうした意味で「倫理的」と呼ぶことは適当ではない。他方で、後代の修辞学書、ないし修辞学に影響を受けた作家との主題や表現上の類似は、否定できない。彼とこれらの作家との間の主題や範例の類似は、ネポスの場合と異なり、多くの証拠に支えられているからである。このことと、最初に述べたような模擬弁論との関連を窺わせる状況証拠とを合わせて考えるならば、

---

170 'antiquarianism' (Skidmore, *Practical Ethics*, 47).

彼に関する限り、やはり修辞学校という場を抜きにした利用方法があったとは想定しがたい。したがってこの著作の目的は、「修辞学的」と呼びうることになる<sup>171</sup>。

他方で依拠している伝統という観点から考えると、上で論じたことから、『著名言行録』はどちらかと言えば倫理的範例集の伝統の延長線上にあるように思われる。スキドモアの示したギリシャにおける倫理的な伝統はそれなりの説得力を持っているのに対して、修辞学的範例集の伝統をギリシャにおいて確実に示すものは見られないからである。ただしこのことが決定的ではないのは、ローマにおけるワレリウスの先例であるネポスに、明確に倫理的とも修辞学的とも言えるような要素が見出しがたいためである。

以上を総合すると『著名言行録』の執筆目的については、その内容から判断すれば修辞学的と行うことができ、それが依拠していた伝統から判断すれば倫理的と行うことができる。この結論は一見奇妙に思われるが、次のような想定をすれば説明可能なように思われる。

その想定とは、ワレリウスの時代に、ギリシャの哲学的な伝統やローマにおける先祖の先例に基いた教育の伝統を修辞学の目的に適合するように作り変える動きがあったとするものである<sup>172</sup>。今見たようにワレリウス以前の範例集の伝統は、倫理的なものの方が修辞学的なものよりも良く辿ることができる。それに対してワレリウスより後の世代に着目すると、修辞学的な範例集が存在したことは疑いないと考えられる。なぜなら、修辞学校の影響が明らかなその時代の作家たちとワレリウスとの間には、アレヴェルが示しているように、範例の利用に関して多くの共通点が見られるからである<sup>173</sup>。このようにワレリウスの前後で範例集の伝統を巡る状況が大きく異なっていることは、この時代に範例集に関する何らかの大きな変化があったことを示唆する。

この想定に従うならば、ワレリウスの時代以前に修辞学的範例集の存在を考える必要はなくなり、その代わりに、ワレリウスの時代に倫理的範例集の内容が修辞学校へさかんに導入されたと考えられることになる。こうした導入が実際に起きていたかどうかを資料から知ることはできない。しかし当時

---

171 スキドモアはこの著作と修辞学校との関連を全て否定しているので、この著作が利用された場として、個人の私的な場所での読書や小人数の私的な集まりでの朗読を想定しているが (Skidmore, *Practical Ethics*, 107-12)、この見解は修正されるべきである。

172 このことは、ワレリウスがこうした作り変えを行った最初の人物だということを示すわけではない。ネポスを始めとするワレリウスの前世代の諸作家の範例集は、すでに見たとおりその性格が決定できないが、これらのどれかですでに同様の作り変えが生じていたとしても不思議ではない。ただしこの後で論じられる模擬弁論との関わりから見て、この作り変えが生じたのは、ワレリウスの時代より大幅に前のことではないだろうと推測される。

173 注 146 を参照。

の修辞学校とそこで盛んであった模擬弁論との状況は、二つの理由で、こうした導入があったことを示唆するように思われる。

一つ目の理由は、当時の模擬弁論が実際の弁論のための訓練というよりは聴衆の楽しみと弁論家の能力の誇示とを目的としていたということである。弁論に登場する人物やその行為を称賛したり非難したりすることは、こうした楽しみや誇示のための良い機会であった。しかし模擬弁論の登場人物は多くの場合架空の人物であり、実際の人物のように過去の行動を称賛や非難の材料とすることはできない。したがってこうした称賛や非難は、「金持ち」とか「老人」とかいった類型的な人物が持っているような特質一般に対してのものにならざるをえない。倫理的範例集は、人間の持つそのような特質とその実例についてのよい情報源となりえたのではないかと考えられる。

もう一つの理由は、修辞学校における模擬弁論による教育自体が、こうした倫理的側面を持っていたかもしれないと考えられるからである。当時の修辞学校は、若者全般を教育する機関として機能していた。それゆえ生徒は必ずしも弁論家を目指しているような者だけではなかった。にもかかわらず、多くの生徒たちはこの期間、修辞学校だけに通い、他の学問を同時に行うことはなかったと考えられている。こうした状況からして、修辞学校での教育が、たんに修辞学を学ぶだけではなく、教育に期待されているその他の機能、たとえば倫理的教育をも同時に受け持っていたことは、十分考えられることである<sup>174</sup>。もしそうならば、修辞学校での教育の中心にあった模擬弁論にもまたそのような要素が含まれていたことになる。その場合、『著名言行録』の目的が修辞学校での模擬弁論のための範例提供であっても、その内実に合わせるために倫理的範例集の形式や内容を借用して書かれたということは、特に奇異なことではなくなる。そしてこの著作は、修辞学校に関連づけられるという意味で「修辞学的」であるのに加え、倫理的教育という意図を持っているという意味で「倫理的」でもあると言えることになるだろう。

## (5) 結論

以上のことから、『著名言行録』の執筆目的について以下のように結論づけられる。この著作の執筆目的は、修辞学校に関連づけられるという意味で「修辞学的」である。しかしこの著作が依拠

174 ボナーは模擬弁論におけるこうした通俗的な倫理学の安易な利用について、修辞学校における勧告弁論 (suasoria) の扱いを論じるさいに言及している (Bonner, *Education*, 283-4. フレリウスの名前も挙げられている)。また傍証として、大セネカの伝える模擬弁論家の中に、専門的な哲学者と呼べる人物がいたことを挙げる事ができるかもしれない (ファビアヌスという哲学者が大きく扱われている。SEN. contr. 2 praef. および Bornecque, *déclamations*, 185-6 を参照)。

することができた伝統は倫理的なものであったと考えられる。この奇妙な状況は、ワレリウスの時代に、倫理的範例集の伝統に基づいて修辞学的範例集を作り出す動きがあったと想定すれば説明可能である。この想定は、修辞学校とそこで行われる模擬弁論との当時の状況と合致する。修辞学校での模擬弁論には倫理的教育という役割も負わされていたので、『著名言行録』がそれに役立つことを意図していた可能性もある。その場合にはこの著作の執筆目的は、倫理的教育の意図が存在したという意味で「倫理的」でもあったことになる。

### 第三章:ワレリウス・マクシムスの典拠としての修辞学文献

この章では、ワレリウス・マクシムスと修辞学との関わりを、彼の典拠という観点から考察する。すでに第一章で確認したように、ワレリウスは『著名言行録』を執筆するさいに先行する様々な著作に依拠している。彼の典拠となった著作の確定はすでに長い間研究の対象となっており、個々の範例について内容や表現の面で類似する先行作家が探されてきた。その結果、キケロやリウィウスといった前時代のラテン散文作家たちが主要な典拠であったことが確かめられている。

こうした典拠探索の試みは、模擬弁論とワレリウスの範例との間の類似点をも探り出した。ヘルムは「これらの文献的な典拠と並んで、この作家が自分の教育の過程と経験とから汲み取ったすべてのものがある役割を果たしている。修辞学校とその主題の影響は様々に見て取れる」と述べ、そうした類似の見出される箇所を列挙している<sup>175</sup>。ここで彼がワレリウスとの対応を挙げている文献は、大セネカや(偽)クインティリアヌスのような模擬弁論の引用や集成だけではなく、キケロの『発想論』や『弁論家について』やクインティリアヌス『弁論家の教育』といった修辞学理論書を含んでいる。後者が前者と並んで挙げられるのは、これらの修辞学書においてある修辞学の教説を説明する例として模擬弁論の主題が用いられるからである。これらの主題も模擬弁論の集成に見られる主題と同様に、ワレリウスが修辞学校で親しんだ可能性のあるものと考えられ、実際に大セネカから収録されているものと共通する主題もある<sup>176</sup>。こうした箇所と大セネカのような模擬弁論集成とは一まとめにして扱うことができ(本章では両者を総称して「模擬弁論的文献」と呼び、同様にそこで扱われている主題を「模擬弁論的素材」と呼ぶことにする)、これらとの比較から、ワレリウスの典拠として彼が修辞学校で受けた教育を想定することができる<sup>177</sup>。

しかし類似の箇所の指摘だけでは、典拠探索として十分ではない。類似の内容を記述している先行の著作が現存するという点だけでは、ワレリウスがその著作を利用したという決定的な根拠

---

175 Neben diesen literarischen Quellen spielt eine Rolle alles, was der Schriftsteller aus seinem Bildungsgang und seinem Erleben geschöpft hat. Die Einwirkung der Rhetorenschule mit ihren Themen ist mehrfach zu erkennen (Helm, 'Valerius Maximus', 111).

176 クインティリアヌス『弁論家の教育』にはこのような模擬弁論の主題が多く見られる。同書の以下の箇所を参照: 3, 8, 46 (~SEN. suas. 6, 7). 5, 10, 36 (SEN. contr. 4, 4 と比較せよ). 7, 1, 29-30 (~SEN. contr. 7, 7). 7, 2, 5 および 7, 4, 2 (SEN. suas. 1 と比較せよ). 7, 2, 17 (~SEN. contr. 4, 5). 7, 3, 7 (SEN. contr. 8, 4 と比較せよ). 7, 8, 3 (~SEN. contr. 1, 3). 9, 2, 90 (~SEN. contr. 2, 3). 11, 1, 79 (~SEN. contr. 2, 6).

177 同様の見解については、Bloomer, *Valerius Maximus*, 146, 153 を参照。

にはならないからである。またヘルムが指摘している箇所も多くは、模擬弁論的文献以外(たとえばキケロやリウィウス)にも類似の記述が見られるものである。こうした場合、ワレリウスが本当に修辞学校の影響の下でその箇所を書いたのかはますます疑わしくなる。典拠の問題は、ワレリウスの個々の箇所と、それに対応する記述を持つ他のすべての著作との細部の比較検討によって解決しなければならないのであるが、模擬弁論に関わるこれらの箇所については、それがまだ十分になされているとは言いがたい。

こうした状況を踏まえて本章では、模擬弁論的文献との比較が可能な箇所の一つ一つについて他の著作との細部の比較を行い、ワレリウスが個々の箇所で本当に修辞学校の影響下にあると言えるのかどうかを検証する。その結果として類似が指摘されている箇所の幾つかは、修辞学校の影響とは直接の関係がないと判断されることになるだろう。他方で細部の検討によってワレリウスと修辞学校との間に影響が想定される箇所においては、ワレリウスによる模擬弁論的素材の扱いに、ある共通した特徴が見られる。このことを示すことが、本章のもう一つの目的である。

修辞学校との関わりが想定されるとヘルムが指摘している箇所は 13 ある(括弧内は対応する模擬弁論的文献の箇所)。2, 9, 3 (QVINT. contr. 9, 2). 2, 10, 6 (SEN. contr. 7, 2, 6). 3, 2, 13 (SEN. suas. 6, 2). 3, 2 ext. 4 (SEN. suas. 2, 16). 5, 3, 4 (SEN. contr. 7, 2). 5, 4, 5 (CIC. inv. 2, 52). 5, 4 ext. 2 (SEN. contr. 9, 1). 5, 4 ext. 6 (SEN. contr. 7, 5, 13). 6, 1, 5 (PS. QVINT. decl. 3, 17). 6, 1, 9 (*ibid.*). 6, 1, 12 (CIC. inv. 2, 124. PS. QVINT. decl. 3). 7, 6, 2 (CIC. inv. 2, 171). 7, 7, 1 (CIC. de orat. 1, 175). ここではこれらの箇所を、以下のように分けて取り上げる。(A) 模擬弁論との関連が認められる箇所(5, 3, 4. 5, 4, 5. 6, 1, 12. 7, 6, 2. 7, 7, 1)。(B) 模擬弁論との関係が明らかでない箇所(2, 9, 3. 5, 4 ext. 2)。なお、残りの箇所(2, 10, 6. 3, 2, 13. 3, 2 ext. 4. 5, 4 ext. 6. 6, 1, 5. 6, 1, 9.) は本章では扱わない。これらの箇所で扱われている出来事は、対応する模擬弁論的文献において、模擬弁論の主題ではなく、そこに挿入された範例として言及されているに過ぎないからである。またこれらと別に(B)では、ヘルムがここで言及していない二箇所(5, 3 ext. 3c. 4, 1 ext. 7)についても、模擬弁論的文献との関係について簡単に言及する。

#### (A) 模擬弁論との関連が認められる箇所

##### (1) フラミニウス(5, 4, 5)

親に対する敬虔さを扱った第5巻第4章の中でワレリウスは、護民官であったときに父親の願いを容れて法案の提出を断念したガイウス・フラミニウスを取り上げている(5, 4, 5)。

Apud C. quoque Flaminius auctoritas patria aequae potens fuit: nam cum tribunus plebis legem de Gallico agro viritim dividendo invito et repugnante senatu promulgasset, precibus minisque eius acerrime resistens ac ne exercitu quidem adversum se conscripto, si in eadem sententia perseveraret, absterritus, postquam pro rostris ei legem iam referenti pater manum iniecit, privato fractus imperio descendit e rostris, ne minimo quidem murmure destitutae contionis reprehensus.

この出来事はキケロの『発想論』に引用されている。

CIC. inv. 2, 52 cum est nominis controversia, quia vis vocabuli definienda verbis est, constitutio definitiva dicitur. eius generis exemplo nobis posita sit haec causa: C. Flaminius, is qui consul rem male gessit bello Punico secundo, cum tribunus plebis esset, invito senatu et omnino contra voluntatem omnium optimatum per seditionem ad populum legem agrariam ferebat. hunc pater suus concilium plebis habentem de templo deduxit; arcessitur maiestatis. intentio est: 'maiestatem minuisti, quod tribunum plebis de templo deduxisti.' depulsio est: 'non minui maiestatem.' quaestio est: maiestatemne minuerit? ratio: 'in filium enim quam habebam potestatem, ea sum usus.' rationis infirmatio: 'at enim, qui patria potestate, hoc est privata quadam, tribuniciam potestatem, hoc est populi potestatem, infirmat, minuit is maiestatem.' iudicatio est: minuatne is maiestatem, qui in tribuniciam potestatem patria potestate utatur? ad hanc iudicationem argumentationes omnes afferre oportebit.

この範例に関してこれら二著作が密接な関係にあることは、他の典拠との比較から明らかである。フラミニウスのこの法律の提案を伝えるこれら以外の典拠は、彼の父親に言及していないからである<sup>178</sup>。このことからまず、ワレリウスが『発想論』を読んでそれを典拠としたという可能性が考えられる。ただしこの可能性は、あまり確実なものとはできないだろう。ワレリウスが先行の著作を典拠として利用する場合には、表現上の明確な類似(それはときにはほとんど書き写しに近いものですらある)が見られることが通常であり、それが無い場合にある先行著作の箇所をワレリウスの直接

---

178 POL. 2, 21, 7-8. CIC. cato 11. ac. 2, 13. Brut. 57. leg. 3, 20 (他に LIV. 21, 63, 2. CATO orig. 43 も参照)。父親が職権にある息子に対して父権を行使したという記述はハリカルナッソスのディオニュシオスにも見られるが、そこでは個人名は言及されておらず、複数形による一般的な記述になっている。DIONYS. HAL. Antiq. Rom. 2, 26, 5 κατὰ τοῦτόν γε τοὶ τὸν νόμον ἄνδρες ἐπιφανεῖς δημηγορίας διεξιόντες ἐπὶ τῶν ἐμβόλων ... κατασπασθέντες ἀπὸ τοῦ βήματος ἀπὶχθησαν ὑπὸ τῶν πατέρων.

の典拠と断言することは危険だからである<sup>179</sup>。この二箇所の表現を比較すると、元老院の反対 (*invito senatu* と *invito et repugnante senatu*) や父権が私的なものであること (*patria potestate, hoc est privata quadam* と *privato ... imperio*) を示すのに共通の語彙が用いられているものの、これらの語彙は取り立てて特殊なものではないし、二つの箇所全体にわたって広範囲な表現の類似が見られるわけでもない。したがって、これだけで両者の直接の関係を確定することはできない。

両者の内容の類似はむしろ、修辞学校の影響というより広い文脈で捉えるべきであろう。『発想論』のこの箇所はすでに確認したような「模擬弁論的文献」に属するもので、修辞学校で練習のために利用されていた弁論の主題が、修辞学書に例として取り込まれたものと考えられる。したがって、ワレリウスが同様の主題に修辞学校に親しみそれを記憶していたということは十分に考えられる。その場合に彼は、『発想論』を著作の典拠として読んでいたかどうかに関わりなく、この範例を記憶に頼って書くことができたことになる。直接の依存関係が確定できない以上、両者の類似はこのように、修辞学校という同じ伝統に属することに由来すると結論付けておくのが無難であろう<sup>180</sup>。

では、ワレリウスはこの模擬弁論的素材をどのように扱っているのか。そこには何か、模擬弁論的素材を扱うことに由来する特徴が見られるだろうか。ここで注目すべきは、『発想論』の先の引用のうち、模擬弁論の主題そのものではない部分である。そこにはこの主題が修辞学校において通常どのように扱われていたかが示されており、我々はそれを手がかりとしてワレリウスがこの素材にどのように手を加えたかを知ることができるからである。

キケロはこの出来事を「定義の争点」の例として挙げ、以下のような説明を加えている。論争の焦点となるのは、護民官である息子を民会の最中に(その会場であった)神殿から連れ出すことが、権威の毀損 *maiestatem minuere* に当たるのかである。被告の主張は、息子に対して父親に認められている権限を行使したのだからそれに当たらないとするものであり、原告の主張は、公的な権限に対して私的な権限を行使したのだからそれに当たるとする。判断されるべき点は、護民官職権に対して父権を行使した者は権威の毀損の罪を犯したことになるのかどうかである。

キケロによるこの説明は、この主題が修辞学校においてどのように取り扱われるのが一般的であったかを示していると考えられる。模擬弁論の主題自体は、原告と被告にどのような議論をするか指定するものではないから、両者が『発想論』に示されたのと全く異なる種類の議論を使用して

---

179 Carter, *Valerius Maximus*, 41-5 を参照。

180 Münzer, 'Flaminius 2)', *RE VI* 2497 を参照。



弁論することが不可能だったわけではない<sup>181</sup>。しかしこのような修辞学書で引用される例は、よく知られたものだったと想定できる。そしてこのことはたんに主題についてのみではなく、告発と弁護双方の弁論で用いられている議論についても言えるはずである。したがって本章ではこれから、ある教説の例として修辞学書に模擬弁論の主題が取り上げられている場合には、そこで述べられている告発・弁護の議論が、修辞学校においてその主題を弁論する際の代表的な論法であったと考えることにする。

ではこれらの議論とワレリウスの範例との間にはどのような関係があるのだろうか。まず彼は、自分が修辞学校において受けた教育から、たんにこの主題を知っただけでなく、『発想論』に見られるような告発側・弁護側双方の議論にも親しんでいたと想定できる。このことは、たとえ彼が『発想論』を直接の典拠としていなかったとしても言えることである。しかし『著名言行録』の範例は、これらの議論を反映しているとは言えない。まず彼の記述においては、模擬弁論では最大の問題となっている法律的側面、すなわち護民官職権と父権という二つの権利の対立がほとんど見られない。たしかにフラミニウスが護民官であったことは最初に述べられているし、父の彼に対する要請は「命令」*imperio* という父権を想起させる語で語られている<sup>182</sup>。しかし両者を根拠として父と子が互いの正当性を争うといった記述はここには見られない。ワレリウスの記述では父親が登場するまでの彼の行動は、「元老院の請願や脅しにきわめて激しく抵抗し」という点に尽きている。彼の行動の描写で強調されているのは、彼の護民官としての法的正当性ではなく、彼が他人の反対を押し切っていくかに頑固に自分の提案に固執したかなのである<sup>183</sup>。他方で父親の命令も、子が必ず従うべきものとはされていない(この点については後で述べる)。こうした叙述によってワレリウスは、この出来事を模擬弁論で支配的だった法律的側面から引き離し、双方の対立の決着をつける要因を、二つの権利の間の優劣関係ではないところに求めている。

ワレリウスにおいてこの問題の決着をもたらすのは、模擬弁論におけるような裁判ではなく、子が自ら父の命令に服したということである。子のフラミニウスがこのように父に従った理由はこの節

---

181 たとえば四世紀の修辞学者マリウス・ウィクトリヌスは『発想論』への注釈において、この主題における父の側の弁護には、実際には「私には許されていた。私は父なのだ」、「彼はそれに値した」、「私は役に立った」という弁護が可能であるが、キケロは定義の争点の例としてこの主題を挙げたので、そうしたことが考慮されることを望まなかったと述べている(MAR. VICTORIN. rhet. 2, 17 p. 272, 35-40)。

182 *imperium* のこの意味については TLL VII, 1 576, 6-16 を参照。

183 同様に歴史的・政治的文脈を無視して出来事の解釈を個人の資質に還元する解釈は、ワレリウスにおいてしばしば見られる。David, 'Valère Maxime et l'Histoire' を参照。

には述べられていないが、この著作の構造から明白である。ワレリウスはこの範例を「両親への孝心について」*de pietate erga parentes* と題する章の中で扱っている<sup>184</sup>。この著作で章ごとに集められた範例はすべて、その章の主題を体現しているとワレリウスが判断したものであるから、当然この範例も父への孝心を表していることになる。つまりこの著作においては、護民官フラミニウスは自分の持っている父への孝心のゆえに、元老院の強固な反対に逆らってまで行おうとした農地法の提出を諦めたとされているのである。そしてこの行為には誰も不平を唱えなかったと述べることで、間接的にワレリウス自身もこの行為を是認している。父への孝心ということは『発想論』に言及されていないし、また父親が登場しない他の典拠にもむろん見られないので、これをフラミニウスの行動の理由としたのはワレリウス自身が最初であった可能性がある<sup>185</sup>。

以上のことからこの出来事に関して、模擬弁論的文献で一般的である告発と弁護の議論に対するワレリウスの反応は次のようにまとめられる。彼はこの主題に関する両者の代表的議論、つまり護民官職権という公的な権限の優越性を主張する子の側の議論と、父権の行使を当然とする父の側の議論とを知っていた。彼は子が自発的に父の命令に服し、その行為はすべての者に是認されたとしており、したがって父の側に立っている。だが彼は、この場合に子が父に従うことがなぜ正しかったのかという理由付けにおいて、模擬弁論における父の側の議論を全く利用していない。彼はその代わりに、模擬弁論では全く一般的でなかった親への孝心という要素を(おそらくは彼自身の発案で)父に従った子の行動の理由として導入することにより、この出来事を親への孝心の範例としている。

これを一般化すれば、ワレリウスによる模擬弁論的素材の扱いに見られる特徴は以下のものであると想定できる。模擬弁論では、ある行為について否定(告発)と肯定(弁護)の両側から論じられる。範例集では同じ行為が、(通常は肯定的な)評価の定まったものとして記述される。したがってワレリウスは、基本的には模擬弁論における一方の立場(通常は弁護側)に立っている。しかし彼はその行為を称賛するさいに、模擬弁論において一般的な議論を用いず、代わりに新たな理由付けを導入する。そしてこの出来事を、この新たな要素を例示する範例とするのである。

184 現行の版で付されている章題では、この章(第5巻第4章)の前に付された題は「両親と兄弟と祖国への孝心について」*de pietate erga parentes et fratres et patriam* となっている。しかしこれは、章題を付した後代の人がワレリウスの章立てを見誤り、第4～6章を一つの章とみなしたために生じた表記である。ワレリウス自身がこの三つを別々の章とみなしていたことは、第5・6章の冒頭にもそれぞれ序が付されていることから確かめられる。したがって今扱っている範例が属している章の主題は、両親への孝心であると考えべきである。

185 父への孝心が模擬弁論の議論として使用されていた可能性については以下の議論を参照。

今述べた特徴がこの範例にのみ特有のものではなく、他の同様の範例にも見られることは、本章の以下に続く分析において示される。しかしその前に、なぜワレリウスが模擬弁論的素材を扱った範例に新たな理由付けを導入するのかについて推測しておきたい。その原因はおそらく、模擬弁論の有名な主題における一般的な議論が、ワレリウスにも彼が想定している読者にも周知のものであったということにある。このような周知の議論は、模擬弁論において反対側の立場を弁じる者によって何度となく論駁されていたと考えられる。ワレリウスはそのようないわば手垢のついた議論を根拠にある行為を範例として是認・称賛することを避け、新たな理由づけを自分で探したのではないか。この仮説の当否はむしろ今検討したフラミニウスの範例だけから判断できるものではないが、以下で扱われる範例の分析を通じて、この仮説の妥当性が示されることになるだろう。

次の範例に移る前に、この範例についてさらに幾つかの点を指摘しておきたい<sup>186</sup>。一つめは先に触れたように、ワレリウスがこの節で裁判に一切言及していないということである。彼は子のフラミニウスが法律提出を断念させられた後について何も述べていないが、彼の記述によればこの護民官は自ら父に従ったのであるから、この後で裁判を起こしたりはしなかったと考えるのが妥当だろう。本章で論じる他の範例の幾つかでも同様に、彼は論判弁論 (*controversia*) を素材として利用するさいに裁判に至る経過のみを取り上げ、裁判そのものに言及していない<sup>187</sup>。このことは、このような歴史に基づいた論判弁論の主題において、彼が裁判の背景となっている設定と裁判そのものの歴史的真偽を区別していることを示唆する。今の模擬弁論主題に即して言えば、彼は護民官フラミニウスが父に農地法提出を止められたことは歴史的事実と捉えているが、それを巡って実際に裁判が行われたと考えていたわけではない。本章で扱う箇所のうち彼が裁判に言及するのは 6, 1, 12 のみであるが、この事例では実際にマリウスがこの事件を裁いたことが模擬弁論以外の典拠からも確かめられる。なお、模擬弁論における設定には他の典拠からは確認できないような空想的な細部が盛り込まれていることがよくあるが<sup>188</sup>、これらの設定がワレリウスによって虚偽として排除されることはない。

---

186 こうした細部の指摘は本章全体の論旨に関わるものではないが、本章の目的の一つである個々の範例の詳細な分析には有用であるので、範例の分析の最後に触れておくこととする。

187 本章(5)および(8)を見よ。

188 最初に確認したようにこの範例における父の介入も模擬弁論以外に典拠を持たず、おそらく修辞学校で加えられた根拠のない細部である。他の実例については、本章(5)、(6)、(8)および *SEN. contr.* 4, 2. 6, 5. 8, 2. suas. 6, 7 を参照。

次に、親への孝心という要素をこの出来事に導入するという着想をワレリウスはどこから得たのかという問題がある。既に見たように、この要素は『発想論』には見られず、したがってこの主題についての模擬弁論における一般的な論点でもなかったからである。この問題は確実な答えを出せるものではないが、二つの可能性が考えられる。

一つの手がかりは、元老院の要請すら拒否したのに肉親の懇願には従ったというフラミニウスの行動が、ワレリウスのこの章の最初に扱われているコリオラヌスの場合(5, 4, 1)とよく似ていることである。ワレリウスはこの章を書き進める間に、この類似から、フラミニウスの事例も親への孝心の範例として解釈できるということに思い至ったのかもしれない。修辞学校での経験から彼がこの模擬弁論主題を記憶していたのだとすれば、このような連想は難しいことではなかっただろう。

他方で、模擬弁論そのものにおいてすでに父への孝心が言及されていたという可能性もある。『発想論』に記述されているのはあくまで告発・弁護の代表的な議論にすぎないのだから、補助的な議論としてすでに、誰かが修辞学校で父への孝心を利用していた可能性は考えられる。『発想論』における父の側の主張は、父権は息子の服従を要求しているのだからそれに従うことは法に定められた当然の行動であるということであった。しかしこの主張自体は、護民官職権というもう一つの権利を主張する反対側に対して有利に立つものではない。逆に、父権は私的なものであるが護民官職権は公的なものであるという『発想論』に示されている反対の主張と比較して薄弱とさえ見える。こうした主張の補強として、それが倫理的にも正しいものであるとすることは十分考えられる。そうすれば、「父権に息子が従うことは法の命ずるところである。たとえそうでないとしても、父の命令に従うことは敬虔であり望ましいことである」という二段構えの議論ができたであろう<sup>189</sup>。ワレリウスは修辞学校でこうした議論を聞いていたかもしれない<sup>190</sup>。

最後にこの範例には、キケロのもう一つ別の著作との表現上の類似が指摘できる。フラミニウス

---

189 法律と公平性(この中には「倫理的にそうすべき」という論点も含まれる)との両方の問題を一つの模擬弁論で扱うことが行われたことは、大セネカの著作から見て取れる。Fairweather, *Seneca the Elder*, 155-65を参照。また修辞学書においても、裁判において複数の争点を利用されることが認められている。QVINT. inst. 3, 6, 7-11. 3, 6, 91-2を参照。

190 ただしここで重要なのは、これらは『発想論』に記されているような代表的議論と比べれば副次的なものに過ぎなかったに違いない、という点である。本章の(A)の部分で示されるように、ワレリウスは模擬弁論の主題を範例として取り上げるさいに、その主題を扱った模擬弁論における代表的な論点をそのまま取り上げることは避けているからである。

の農地法についての彼の説明には、『老年論』と類似の表現が用いられている<sup>191</sup>。この部分に限ればワレリウスは『老年論』にかなり忠実に従っているといえるだろう。しかし父親の干渉に関する肝心の部分は『老年論』には存在しないので、『発想論』またはそれに類似の修辞学素材から彼がこの範例を作るに至ったとする上記の推定は、価値を失うわけではない。

(2) マリウスの兵士(6, 1, 12)

「貞潔さについて」と題された第6巻第1章では、マリウスの軍隊にいた兵士の範例が語られている。

hoc movit C. Marium imperatorem, tum cum C. Lusium sororis suae filium, tribunum militum, a C. Plotio manipulari milite iure caesum pronuntiavit, quia eum de stupro compellare ausus fuerat.

自分を誘惑した上官を殺した兵士をマリウスが無罪放免としたというこの出来事は、(その他の文献と並んで)複数の模擬弁論的文献によって模擬弁論の主題として伝えられており、修辞学校において人気がある主題だったと推測される<sup>192</sup>。このうち修辞学理論書であるキケロ『発想論』とクインティリアヌス『弁論家の教育』からは、この主題が修辞学校でどのように弁論されていたのかを知ることができる。

CIC. inv. 2, 124 tum relatio criminis, ut in eo milite qui, cum communis lex omnium hominem occidere vetaret, tribunum militum [suum], qui vim sibi afferre conaretur, occidit.

QVINT. inst. 3, 11, 14 in causa militis Arrunti, qui Lusium tribunum vim sibi inferentem interfecit, quaestio an iure fecerit, ratio quod is vim adferebat, iudicatio an indemnatum, an tribunum a milite occidi oportuerit.

191 5, 4, 5 cum tribunus plebis legem de Gallico agro viritim dividendo. CIC. Cato 11 Gaio Flamini tribuno plebis ... agrum Picentem et Gallicum viritim ... dividenti.

192 CIC. inv. 2, 124. QVINT. inst. 3, 11, 14. PS. QVINT. decl. 3. 模擬弁論的文献以外では、CIC. Mil. 9. PLVT. Mar. 14, 4-9. mor. 202B-C. なお『発想論』ではこの主題はマリウスを含めた登場人物の名前に言及することなく述べられている。このことも、この主題が個人名なしで理解されるほど広く知られたものであったことを示す。

まず『発想論』においてキケロがこの例で何を説明しているのかを確認したい。ここでは法律に関わる争点のうち、「文言と意図」が問題となっている。文書の作成者の意図は常に一定のものと主張すべきときと、その場に応じて解釈する必要があると主張すべきときがあり、後者の場合には副次的な性質の争点の各項目がそれを最も効果的に支える<sup>193</sup>。そうした項目の一つが罪の転嫁であり、この出来事はその例として挙げられている<sup>194</sup>。

『発想論』におけるこの文脈を参考にすれば、この模擬弁論における告発・弁護の修辞学校における一般的な議論を再構成することができる。まず、法律の文言の解釈をめぐって、一方は文言そのものを重視すべきであると主張し、他方はそうではなくてその意味を考慮すべきで、そしてその意味は場合に応じて異なる解釈をすべきだと主張するはずである。したがって告発側は前者の立場に立って「殺人は禁じられているのに、被告は軍団副官を殺した」と論じ、弁護側は後者の立場から「殺人を禁じる法律の文言はそのまま受け取るべきものではなく、場合によっては殺人は許されるのであり、ここで争われている場合もそうであった」と反論するであろう。次に弁護側は、この場合になぜ殺人が許されるのかということの根拠として、罪状の転嫁を用いる。罪状の転嫁とは、自分が訴えられている行為の原因を原告に帰することであるから、ここで弁護側が「殺人はこの場合には許されていた」と主張するさいの理由づけは、「なぜなら相手(殺された軍団副官)が私を陵辱しようとしたからである」ということになる<sup>195</sup>。

クインティリアヌスの記述から再構成される模擬弁論の内容も、『発想論』に基づく以上の推定に大筋では合致する。彼がこの例を用いて説明しようとしているのは『発想論』とは異なり、裁判の論点を整理するための諸用語である。彼はこの主題の概要を述べたあと、すぐにこれらの用語の説明に入っており、この主題における告発・弁護の弁論の内容を記述していない。しかし彼の説明からは、『発想論』と同様の弁論が想定されるのである。ここではこの主題の「問題」が「被告の行為が正当だったか」、「理由」が「被害者は暴行に及ぼうとした」、「判定点」が「被告は裁判なしで、軍団副官を殺してよかったのか」と述べている。ここから、被告の弁護として「自分の行

---

193 CIC. inv. 2, 123. 「文言と意図」については Lausberg, *Handbuch*, §§ 214-7, 「副次的な性質の争点」については同書§§177-95を見よ。

194 「罪状の転嫁」*relatio criminis* については Lausberg, *Handbuch*, §§179-80を見よ。

195 *vim sibi afferre* はたんに「暴力を加える」とも取れるし、「陵辱する」という意味にもなりうる。ただし、この軍団副官がこの兵士と醜行に及ぼうとしたことはキケロにも知られていた(Mil. 9を見よ)ので、後者の意味にとるべきであろう。

為は正当であった」という議論があったことが推測される。この「正当であった」という主張は『発想論』におけるような法律の意図の問題ではなく、むしろ性質の争点であるが<sup>196</sup>、被告が「自分の場合は殺人が許される場合であった」と主張する点では『発想論』と変わらない。その主張の理由が「暴行を受けそうになったから」であるのも『発想論』と類似する。さらにここで述べられている「判定点」からは、『発想論』には書かれていない告発側の再反論も推測できる。裁判で判断すべきことが「裁判を受けさせずに、軍団副官を殺してよかったか」であるということは、告発側からは「暴行を加えようとしたとしても裁判なしに殺すべきではなかった」、「暴行を加えようとしたとしても軍団副官を殺すべきではなかった」という再反論があったことが想定されるからである。

以上のようにこの二つの著作から推定できる告発・弁護の議論は似通っているので、それらは修辞学校で広く受け入れられていた一般的な議論であったと推測される。クインティリアヌスの引用の仕方はさらにこの推測を強める。彼は裁判の論点を整理する用語を説明する例としてこの主題を引いているが、そこにおける告発・弁護の弁論を詳細に述べることはしていない。このことは、彼がこの主題をよく知られたものとして扱い、そこでどのような論争が行われるのかを読者が知っているものと想定していることを示す。以上のことから、我々がいま再構成した告発・弁護双方の議論は、紀元前一世紀始めから紀元後一世紀終わりまで一貫して(すなわちワレリウスの時代にも)、この主題の一般的な論じ方であったと結論付けられる。

続いてワレリウスの範例を考察しよう。彼の記述は『発想論』と表現の面では類似していないので、両者の直接の依存関係は考えがたい<sup>197</sup>。ここで問題となるのは、今示したような模擬弁論における一般的議論とワレリウスとの関係である。彼はここにおいて模擬弁論の議論の枠組みに忠実

---

196 「自分の行為は正当であった」と主張することは「性質の争点」の主要な論点である。Lausberg, *Handbuch*, §176 を参照。

197 さらに、この行為を行った兵士の名をワレリウスはルキウス・プロティウスとしているが、これは他の典拠には見られない(既に引用したクインティリアヌスは彼の名をアルンティウスとし、プルタルコスはトレボニウス Trebonius としている[PLVT. Mar. 14, 5. mor. 202B])。またこの二つの名前はともに『ミロ弁護』への古注にも言及されている[Schol. Cic. bob. p. 114, 24])。これは6, 1, 9に言及されているプブリウス・プロティウスとの混同だという推測される(Klebs, 'Arruntius 1'), *RE* II, 1261を参照)。この人物もまた、年長者に淫行を強いられた若者だからである。このことは、ワレリウスが『発想論』の抜書きを作っていたという想定よりも、修辞学校で学んだ模擬弁論の主題を思い出して書いたという想定によってより良く説明されるかもしれない。曖昧に記憶している出来事に似たような出来事の登場人物の名前を使用してしまうことはあるだろうが、抜書きに勝手に人名を加えることをワレリウスがした可能性は低いと考えられるためである。

である。彼は「軍団副官は彼を淫行へと誘うことをあえてしたのであるから、殺されたことは正当だと(マリウスは)宣告した」と述べている。これは、「殺したのは正当だったか」というキケロやクインティリアヌスに見られるこの主題の「問題」をそのまま受け継いでいる。そしてその理由付けは、「淫行へと誘ったから」というものであり、これもクインティリアヌスがいう「理由」と同一である。ワレリウスによるこの出来事の記述は、模擬弁論において一般的だった議論の枠組みを利用していると言える。

だが先にフラミニウスの場合に即して行った考察に従えば、ワレリウスは模擬弁論で一般的な議論に依存することなく、この兵士の行為を是認し称賛する新たな根拠を導入しているはずである。そしてその根拠は、彼がこの出来事で最も重視している点、すなわちこの出来事が収められている章(6, 1)の主題と一致すると予想される。この章は貞潔さを扱っているのだから、貞潔さこそがワレリウスがこの模擬弁論的素材に新たに導入し、そこで最も重要であると考えている要素なのだとという考察が生まれる<sup>198</sup>。

ただ実際には、この考察ではまだ十分ではない。なぜなら貞潔さという要素はワレリウス独自の新しいものとは言えず、模擬弁論において一般的な弁護側の議論に既に含まれていたと考えられるべきだからである。たしかに先に引用した『発想論』と『弁論家の教育』の箇所にはこの語(*pudicitia*)は見られない。しかしクインティリアヌスは、被告側の主張する殺害の「理由」は「被害者は暴行に及ぼうとした」というものであると述べている。これに従えば弁護側は、殺人は暴行から身を守るためだったと主張することになる。これは、貞潔さを守るために相手を殺害したというのと同じである。『発想論』においては弁護側の理由が明確に述べられているわけではないが、「暴行に及ぼうとした軍団副官を殺した」という記述からは、クインティリアヌスの場合と同様の弁護側の議論が想定される。またキケロ『ミロ弁護』でこの出来事が語られるときにもこの語が用いられている<sup>199</sup>。以上のことから、この兵士の動機を貞潔さの保持と関連づけることがワレリウスに特徴的であるとは言えない。

198 Brescia, *Il Miles alla sbarra*, 36.

199 またこの主題を論じた模擬弁論である偽クインティリアヌス『大模擬弁論集』第3番でも *pudicitia* という語が8回使用されていることも傍証となるかもしれない。ただしこの著作はワレリウスよりはるかに後代の紀元後二世紀のもので推定されている(Håkanson, 'Die quintilianischen Deklamationen', 2284-90)。したがってこの弁論が『著名言行録』の影響を受けている可能性や、それと無関係に時代に伴って貞潔さの議論が模擬弁論の中心となっていった可能性は排除できず、ここでの議論の証拠としては決定的ではない。ワレリウスと『大模擬弁論集』のこの弁論との関係については Schneider, 'La 'réception' de Valère Maxime' を参照。



ワレリウスの記述の中で真に新しい要素は、この節の冒頭に示されている。そこでは「このことが司令官マリウスを動かした」hoc movit C. Marium imperatoremと言われている。「このこと」は直接に名詞を受けるわけではなく、前の節(6, 1, 11)で述べられた内容を指している。そこではこの節と同様に、自分の部下を淫行へと誘ったがために処罰された軍団副官の範例が語られている。ワレリウスはそこで何を重視しているかを、節の最後の寸評で明らかにしている。

signa illum militaria, sacratae aquilae, et certissima Romani imperii custos, severa castrorum disciplina, ad inferos usque persecuta est, quoniam, cuius virtutis magister esse debuerat, sanctitatis corruptor temptabat existere.

ここでは、軍団副官が兵士に勇敢さを教える立場にありながら、彼を墮落させる者となろうとしたことが断罪の理由として強調されている。この文の直後に「このことが」hoc という 12 節の最初の語が来るのであるから、この hoc の指す内容が「部下の模範たるべき軍団副官が部下を墮落させようとしたこと」であることは明らかである。ワレリウスの考えでは、この点がマリウスが無罪判決を下した最大の理由だったのである。したがって彼自身もまた、兵士の行為が正当化される最大の理由はこの点にあると考えていることになる。

結論をまとめれば以下のようになる。ワレリウスはこの兵士の行為を是認する新たな理由づけを導入しているが、それはたんに彼が自分の貞潔を守ろうとしたということではない。彼がここで理由として挙げ強調しているのは、軍隊において部下の範たるべき上官が部下の貞潔を汚そうとしたという点である。この点はキケロやクインティリアヌスから想定される模擬弁論における一般的な弁論には見られないものであり、彼がこの主題に導入した真に新しい要素と呼べるものである。

ただしこの新たな理由づけは、模擬弁論における議論と無関係ではなく、むしろそれに対するワレリウスの独自の反論とみなすべきものである。先にクインティリアヌスの記述から明らかにしたように、「自分が軍団副官を殺したのは、彼が暴行を加えようとしたからである」という弁護側の理由づけに対して、告発側からは「それでも裁判なしに、しかも軍団副官を殺すべきではなかった」という再反論が可能であった。ワレリウスの理由づけは、この告発側の議論にさらに反論していると捉えられる。つまり、「貞潔を守るためとはいえ上官を殺してよいのか」という議論に、「範を示すべき上官であればこそ重い罰を受けて当然なのだ」という反論がなされているのである。このことは、この範例ではワレリウスが模擬弁論において一般的な告発側の議論を熟知しており、それに答える新たな理由づけを試みていることを示す。この点でこの範例は、フラミニウスの範例よりいっそう、

模擬弁論における議論への反応が複雑である。フラミニウスの場合にはワレリウスは、告発・弁護の両方の議論と関わりのない新たな理由づけによって模擬弁論における論争を凌駕しようとしているが、今の場合には弁護側の議論を発展させて、告発側の反論に答えようとしているからである。

一つの疑問は、この理由づけを認めてもなお、被害者を裁判なしに殺してしまったこと(これはクインティリアヌスの記述から想定される、告発側のもう一つの再反論であった)はあまりに性急で残酷に見えるのではないかという点である。これについてワレリウスはこの節では何も答えていない。しかし他の章からは、彼がローマ軍の軍規の厳格さに大きな関心を持っていたことがうかがわれる<sup>200</sup>。彼は軍規に一章を割いており、そこにおける範例の大半はローマのものである<sup>201</sup>。この章では軍規に違反した者を死をもって処罰した例が見出される。その最も有名なものは、命令に反して戦った自分の息子を(優れた戦果を挙げたにもかかわらず)処刑したポストゥミウス・トゥベルトゥスとマンリウス・トルクアトゥスであろう(2, 7, 6)<sup>202</sup>。このような例から、ワレリウスが(特にローマの)軍隊における死罪も含む厳しい処罰を良しとしていたことが分かる。したがって、6, 1, 12において暴行を試みた上官がその場で殺されたことは、こうした考えを持つ彼にとっては特に弁解が必要な事態ではなかったと考えられる<sup>203</sup>。

最後にキケロ『ミロ弁論』について考察する必要があるだろう。この弁論はワレリウス以前の非模擬弁論的文献としては唯一我々にこの出来事を伝えているものなので、これがワレリウスの着想の元となった可能性を考察する必要があるからである。

Cic. Mil. 9 pudicitiam cum eriperet militi tribunus militaris in exercitu C. Mari, propinquus eius imperatoris, interfectus ab eo est, cui vim afferebat. facere enim probus adulescens periculose quam perpeti turpiter maluit. atque hunc ille summus vir scelere solutum periculo liberavit. (10) insidiatori vero et latroni quae potest inferri iniusta nex?

200 ワレリウスはローマの軍事的な側面一般に強い関心を持っており、『著名言行録』全体においてそれを称賛している。Weileder, *Valerius Maximus*, 201-316を参照。

201 第2巻第7章。ローマの範例は15(うち元老院を扱った最後の節は実際には6つの範例を含む)あるのに対し、外国の例は二つ(カルタゴとスパルタ)しかない。

202 この範例にはワレリウスの長く感情的な前書きが付されており、このような処罰に対する彼の注目が知られる。他の例は2, 7, 12-14. 2, 7, 15f. 2, 7, ext. 1である(2, 7, ext. 2もその可能性を示唆している)。

203 類似の論法は『大模擬弁論集』第3番にも見られる(PS. QVINT. 3, 6 non satis pudicus est miles, qui armatus tantum negat)。しかしこの弁論集は後代のものであり(注199を見よ)、ワレリウスの影響やワレリウス以後の時代の変化を反映している可能性がある。

たしかにこの箇所にもワレリウスと共通する点が見出される。キケロはマリウスの兵士の倫理性の高さと、相手を即座に殺したという軍人としての行動力とを称賛している。だがこの出来事はここでは、待ち伏せをしかけたクロディウスがミロの一味によって殺されたことを正当化するための例証として用いられていることを忘れるべきではない。ここでは暴行を試みた上官を自分の貞潔さのために殺害した兵士と、待ち伏せした強盗を自分の生命のために殺害した者とが対比されており、前者が放免されたならばなぜ後者がそうされないことがあろうかと問われている。つまり前者は後者に比べれば是認されがたい行為として描写されているのである。こうした否定的な描写から、貞潔さを殺人によって守る軍人の厳格さや、その犯人が上官であるがゆえにいつそう許されざるものとなるというような論点を引き出すことは困難だっただろう。したがって『ミロ弁護』は、ワレリウスが自分の範例において行っている新たな理由づけとは無関係であると考えられる<sup>204</sup>。

### (3) カシリヌム人 (7, 6, 2)

『著名言行録』と比較しうる模擬弁論的素材は法廷弁論に関わるものだけではない。ワレリウスは「必然について」と題された章で、ハンニバルに包囲され糧食が尽きても降伏しなかったカシリヌムの人々を扱っている<sup>205</sup>。

eadem, *necessitas*, Casilinales, obsidione Hannibalis clausos alimentorumque facultate defectos, lora necessariis vinculorum usibus subducta eque scutis detractas pelles ferventi resolutas aqua mandere voluisti. quid illis, si acerbitatem casus intueare, miserius, si constantiam respicias, fidelius? qui ne a Romanis desciscerent, tali uti cibi genere sustinuerunt, cum pinguissima arua sua fertilissimosque campos moenibus suis subiectos intuerentur. itaque Campanae urbis, quae Punicam feritatem deliciis suis cupide fovit, in propinquo situm Casilinum, †moderarum†<sup>206</sup> virtute clarum,

204 この事件そのものについての情報源としてワレリウスがこの弁論を利用した可能性はなくはない。しかしここに書かれている情報のほとんどは『発想論』にも見出されるものである。唯一、上官の行為が性的なものであったということが *pudicitia* という語の使用によって明言されている点だけが『発想論』と異なっている。後者における表現 (*vim sibi afferre*) は、単なる暴力を指しているとも取れるからである。しかし修辞学校においてこの主題を取り扱うさいにこの点が不明瞭だったとは思われないので、ワレリウスはこの点でも『ミロ弁護』の助けを必要としなかったはずである。

205 この出来事については Hülsen, 'Casilinum', *RE* III, 1651 を参照。

206 *moderarum* *AL*: *incolarum Foertsch*: *modicarum* <virium, sed> *Kempf*: *alii alia*.

perseverantis amicitiae pignore impios oculos verberavit.

ただしこの範例の場合、まず比較すべきは模擬弁論的文献ではなくリウウスであろう。

Liv. 23, 19, 13 postremo ad id ventum inopiae est, ut lora detractasque scutis pelles, ubi fervida mollissent aqua, mandere conarentur nec muribus aliove animali abstinerent et omne herbarum radicumque genus aggeribus infimis muri eruerent.

両者の間には、「手綱や盾から剥いだ皮を熱湯でふやかして食べた」という部分に明確な類似が認められる<sup>207</sup>。従って、この出来事の細部に関しては、ワレリウスの直接の典拠はリウウスであると言える。

他方でキケロ『発想論』にも、この出来事への言及が見られる。

Cic. inv. 2, 171 atque etiam hoc mihi videor videre, esse quasdam cum adiunctione necessitudines, quasdam simplices et absolutas. nam aliter dicere solemus: ‘necesse est Casilinenses se dedere Hannibali’; aliter autem: ‘necesse est Casilinum venire in Hannibalis potestatem.’ illic, in superiore, adiunctio est haec: ‘nisi si malunt fame perire’; si enim id malunt, non est necesse; hoc inferius non item, propterea quod, sive velint Casilinenses se dedere sive famem perpeti atque ita perire, necesse est Casilinum venire in Hannibalis potestatem.

この箇所はリウウスに見られるような細部の描写を持たず、その点でワレリウスとの関係は希薄である。しかしここでも同じ出来事が扱われていることは明らかであるから、ワレリウスがこの範例においても自分の修辞学校での経験を利用したかどうかは検討に値する。ただしこの範例の場合、そもそも『発想論』のこの箇所が模擬弁論的文献と呼べるのかどうかをまず確認しなければならない。というのは、この箇所は今まで見てきた箇所と異なり、明らかに模擬弁論の主題を示唆するような形態をしていないからである。フラミニウスおよびマリウスの兵士を扱った箇所では、出来事は裁判という形で描写され、告発と弁護との弁論の論点を示された。しかしこの箇所では、状況は全く裁判ではないし、二つの対立する議論の描写も無い。カシリヌム人の決断が修辞学校でよく用いられた模擬弁論の主題であったということは、この箇所だけからは読み取れないのである。

---

207 リウウス *lora detractasque scutis pelles, ubi fervida mollissent aqua, mandere* とワレリウス *lora ... eque scutis detractas pelles ferventi resolutas aqua mandere* を比較せよ。

この出来事を扱った模擬弁論の存在を推測させるのは、模擬弁論的文献に見出される類似の主題である。

RHET. Her. 3, 5, 8-9 Sed si acciderit ut in consultatione alteri ab tuta ratione, alteri ab honesta sententia sit, ut in deliberatione eorum qui a Poeno circumsessi deliberant quid agant.

QVINT. inst. 3, 8, 23 quod si hanc vocant necessitatem in quam homines graviorum metu coguntur, utilitatis erit quaestio, ut si obsessi et inpares et aqua ciboque defecti de facienda ad hostem deditione deliberent et dicatur ‘necesse est’; nempe sequitur ut hoc subiciatur: ‘alioqui pereundum est’: ita propter id ipsum non est necesse, quia perire potius licet; denique non fecerunt Saguntini nec in rate Opitergina circumventi.

*ibid.* 3, 8, 30 saepe vero et utilitatem despiciendam esse dicimus ut honesta faciamus (ut cum illis Opiterginis damus consilium ne se hostibus dedant, quamquam perituri sint nisi fecerint).

これらの箇所では記述されている状況は、カシリヌム人という限定がないことを除けば『発想論』におけるものとよく似ている。そして包囲された者たちが降伏すべきかを議論するという設定がなされ、降伏を薦める者と反対する者との用いるべき論点が示されている。将来の行動について考慮するこうした議論は弁論の一種類である審議弁論 (*genus deliberativum*) に属するものであるため、この事例が審議弁論の練習のために用いられた模擬弁論(「勧告弁論」、*suasoria*)であったことが推測できる<sup>208</sup>。このことは、『発想論』におけるカシリヌム人への言及が同様の模擬弁論の主題を前提としていることを示す。ワレリウスもカシリヌム人について記述するさいに、このような主題とそれについて修辞学校で行われていた一般的な議論とを念頭においていただろう。

ではこれらの模擬弁論的文献から、この主題について当時の修辞学校でどのような論点が一般的だったと推測できるだろうか。これらの文献における扱いは大きく二つに分けられる。一つは『ヘレンニウス宛弁論術』に見られるもので、そこでは降伏を勧告する側が安全 *tutum* を、降伏を

---

208 これらの箇所はいずれも審議弁論について論じている。勧告弁論は裁判のための練習である論判弁論と並ぶ、模擬弁論の一形態であった。

制止する側が高潔 *honestum* を論じ、この二つの議論が対立している<sup>209</sup>。前者は自分の身の安全を図ることの重要性や、安全を顧慮しない方策は決して高潔たりえないことなどを挙げる。後者が述べるのは不名誉や悪評よりも苦痛や死のほうが軽いことや、当座の安全を図っても将来ずっと危険を逃れられるわけではないことなどである<sup>210</sup>。『弁論家の教育』の二つ目の引用は、勧告側の用いる論点の名称が「安全」ではなく「利益」*utilitas* と変わっているものの、同様の対立を示している<sup>211</sup>。

他方で『発想論』で説明されているのは「必然」*necessitudo* である。キケロはカシリヌム人の置かれた状況を、条件付きの必然（～ならば、……となることは必然である）と絶対の必然（無条件に必ず生ずること）との区別の例として引いており、「カシリヌム人がハンニバルに降伏することは必然である」という言明はじつは「もし飢えで死にたくなければ」という条件を伴っていると述べる。これと同じことは『弁論家の教育』の第一の引用箇所でも論じられている。これらの記述から推測されるのは、模擬弁論において降伏を勧告する側の論点として、「飢えで死なないためには降伏しなければならない」という議論があったということである。

ワレリウスの記述は、修辞学校で一般的であったこれらの議論のいずれをも取り上げていない。カシリヌム人の行動は安全（または利益）と高潔という対立から見れば明らかに高潔の側に属する行為であろうが、彼はここで『ヘレンニウス宛弁論術』に述べられているような高潔を称賛する抽象的議論を行ってはいない。また彼は、「生命のためには降伏が必然である」という反対側の議論にも触れていない。模擬弁論において一般的である議論がそのまま記述されていないという点では、

---

209 法廷弁論における告発と弁護に審議弁論において相当するのは、ある行動をするように聴衆に説得する勧告と、それを避けるように説得する制止とである。Lausberg, *Handbuch*, §61 を参照。

210 RHET. Her. 3, 5, 8-9 qui tutam rationem sequi suadebit his locis utetur: nullam rem utiliorem esse incolumitate; virtutibus uti neminem posse qui suas rationes in tuto non conlocarit; ne deos quidem esse auxilio is qui se inconsulto in periculum mittant; honestum nihil oportere existimari quod non salutem pariat. (9) Qui tutae rei praeponet rationem honestam his locis utetur: virtutem nullo tempore relinquendam; vel dolorem si is metuatur, vel mortem si ea formidetur, dedecore et infamia leviolem esse; considerare quae sit turpitudine consecutura: at non immortalitatem neque aeternam incolumitatem consequi, nec esse exploratum illo vitato periculo nullum in aliud periculum venturos; virtutei vel ultra mortem proficisci esse praeclarum; fortitudini fortunam quoque esse adiumento solere; eum tute vivere qui honeste vivat, non qui in praesentia incolumis, et eum qui turpiter vivat incolumem in perpetuum esse non posse.

211 『ヘレンニウス宛弁論術』はアリストテレス (rhet. 1, 3 1358b 20-5) と同様に審議弁論における唯一の目的を利益 *utilitas* として、その下に安全と高潔とを置いている。クインティリアヌスはキケロ (inv. 2, 12. 2, 156) の枠組みに従い、利益と高潔とを対立しうる項目とみなしている。Lausberg, *Handbuch*, § 234 も参照。

この節は今まで見てきた範例と同様である。そしてそれらの範例についてのこれまでの分析に従うならば、ワレリウスはここでも自分が称賛する理由づけとしてと新たな要素を導入しており、その要素は章題と関連していると予想される。

しかしこの章の主題は、先に見た二つの章のものほど分かりやすいものではない。先に扱った章では敬虔さと貞潔さという人間の持つ美德が主題となっていた。ワレリウスがこれらを称賛し、これらが重要な役割を果たした(と彼が考える)出来事を集めることには何の不思議もない。しかし今の場合、章の主題は必然である。必然は人が外部から強いられる状況のことであって人間の側の美德ではないから、ワレリウスがこれを理由としてカシリヌム人やこの章で語られるその他の人々の行為を是認し称賛するというのは理解しがたく思われる。

必然というこの主題がなぜカシリヌム人の行為を是認・称賛する理由たりうるのかを知るためには、修辞学における必然についての議論を参照しなければならない。キケロは『発想論』の先の引用箇所では必然には絶対的なものと条件付きのものがあると述べた後で、この区別が何を示すかを論じている。

CIC. inv. 2, 171-2 quid igitur haec perficere potest necessitudinis distributio? prope dicam plurimum, cum locus necessitudinis videbitur incurrere. nam cum simplex erit necessitudo, nihil erit quod multa dicamus, cum eam nulla ratione lenire possimus; (172) cum autem ita necesse erit, si aliquid effugere aut adipisci velimus, tum adiunctio illa quid habeat utilitatis aut quid honestatis, erit considerandum.

同じことはクインティリアヌスによっても述べられている。

QVINT. inst. 3, 8, 22 partes suadendi quidam putaverunt honestum utile necessarium. ego non invenio huic tertiae locum. quantalibet enim vis ingruat, aliquid fortasse pati necesse sit, nihil facere, de faciendo autem deliberatur. (23) quod si hanc vocant necessitatem in quam homines graviorum metu coguntur, utilitatis erit quaestio.

これらの修辞学的著作では、人間がどうすることもできない絶対の必然は議論しても無駄であるから、審議弁論において論じられる必然は必ず条件付きのものであるということが述べられている。ワレリウスがこの章で扱っている必然とは、すべてこうした条件付きのものである。なぜならそこに集められている範例のいずれにおいても、人々は何らかの目的のためにある困難な状況に耐えるこ

とを自ら選択しているからである<sup>212</sup>。つまり彼はここで、ただ単に苦境を強いられた例を取り上げて人間が抗うことのできない必然の強さを示そうとしているのではなく、人々が耐えた労苦とそれによって成し遂げたこととを比較している。この比較こそが、ワレリウスが彼らの行為を称賛したり非難したりするさいの理由づけとなるのである。

以上の考察をもって改めてこの範例を見るならば、カシリヌム人の耐えた苦難とその目的とが「ローマ人から離反しないためにこのような類の食物に耐えた」という部分に述べられていることは明らかである。しかしそこにそれ以上の説明は一切ない。このことから、彼にとってローマに忠実であるということはそれだけで、革製品を食べて飢えに耐えるような苦難を正当化する理由だったのだと推測できる。

ローマへの忠実さをこのように絶対のものとみなすというワレリウスの姿勢は、むろんただこの短い一文からだけ推測されるわけではない。傍証の一つは、この節の最後に加えられたワレリウスの論評である。ここではカシリヌムが、その近くに位置しポエニ戦争においてローマを裏切った都市であるカプアと対比されており、後者はワレリウスによって激しく非難されている。カプア人によるローマに対する裏切りはこの著作の他の部分でも扱われているし、逆にカプアの中でローマに協力した人たちがいたことが称賛されてもいる<sup>213</sup>。論評によってそれと対比されることで、カシリヌム人の行為がローマへの忠実さという点において称賛されていることは明らかとなる。

同じ章の他の範例においても、取り上げられる行為に対するワレリウスの評価は、その行為者のローマに対する態度と一体である。この章でローマやそれに味方した者の範例は、窮地を大胆な方策で乗り切ったものとして是認されるか、あるいは少なくとも否定的評価は受けていない<sup>214</sup>。それに対して否定的評価を受けているのはローマに害をなしたと彼がみなす人々ばかりであり、とり

---

212 各節の内容については注 214 および 215 を参照。

213 3, 8, 1. 5, 2, 1b.

214 7, 6, 1a-c (ポエニ戦争時における元老院の決断)。7, 6, 3 (包囲されたカシリヌムにいたプラエネステ人)。7, 6, 5 (ムンダの戦いにおけるカエサル軍)。7, 6, 6 (アウグストゥス帝治下の東方属州)。なお 7, 6, 1a の事例(奴隷に武装させたこと)は、『弁論家の教育』の中で、審議弁論における利益と高潔の対立の例として引用されている(QVINT. inst. 3, 8, 31)。また同じ著作で必然という論点に関連して、ポエニ戦争下でカルタゴへの降伏を拒否したサグントゥム人の例が引かれているし(QVINT. inst. 3, 8, 23)。また既に見た『ヘレンニウス宛弁論術』の例(3, 5, 8)でも、審議を行うのは(具体的な町の名前は挙げられていないものの)「ポエニ人によって包囲された人たち」であるとされている。これらのことから、ポエニ戦争時にローマが強いられた様々な苦境は、審議弁論の論点を説明する例として修辞学校においてなじみのものだったとすることができる。



わけ、カシリヌム人とは逆にローマ人に包囲されて飢餓に苦しんだ人々の範例がすべて非難されていることは注目に値する<sup>215</sup>。またこのようにローマを絶対のものとする態度はこの章だけではなく、ワレリウスの著作の全体を通じて見られる態度である<sup>216</sup>。

以上のことから、この範例におけるワレリウスによる模擬弁論的素材の利用方法は以下のものであると言える。彼は利益と高潔というこの主題について模擬弁論で一般的であった論争に触れることを避けている。彼はカシリヌム人の行為を評価する理由づけとして、彼らの目的がローマから離反しないことであったという点を挙げる。苦難に耐える人々のこのような目的こそがこの章において彼の重視している点であったということは、必然という章題からは明らかではないが、修辞学的教説から説明できる。修辞学において問題となる必然とは、苦難とそれによって達成される目的との勘案に他ならなかったからである。そしてローマに忠実であるという目的は、彼の考えでは他の論争を不要にする絶対のものであった。そのことはこの節での彼の論評からもこの章における他の事例に対する彼の評価からも確かめられるし、この著作におけるワレリウスの大きな関心事でもあった。

#### (4) 兵士の父の遺言 (7, 7, 1)

カシリヌム人の範例の場合とよく似た模擬弁論的素材の扱い方が、遺言を扱った第7巻第7章にも見出される。

7, 7, 1 militantis cuiusdam pater, cum de morte filii falsum e castris nuntium accepisset, aliis heredibus scriptis decessit. peractis deinde stipendiis adulescens domum petiit. errore patris, impudentia amicorum<sup>217</sup> domum sibi clausam repperit: quid enim illis inverecundius? florem iuventae pro re publica absumpserat, maximos labores ac plurima pericula toleraverat, adverso corpore exceptas ostendebat cicatrices, et

---

215 7, 6, 4(スラ)。7, 6, ext. 1-3(ローマ軍による包囲の下で飲尿または人肉食を行った人々)。ただし後ろの三つの範例についていえば、ワレリウスの非難は、彼らがローマに抵抗したということ自体よりも、彼らの蛮行のほうにより強く向けられている。なお、模擬弁論における人肉食の扱いについては、偽クインティリアヌス『大模擬弁論集』第12番を参照。そこでも飢餓によって人肉食を強いられることが「必然」*necessitas*と言われている(PS. QVINT. decl. 12, 5. 10[bis]. 11. 15)。

216 ローマが他のすべての国々に対して覇権を持つことをワレリウスは当然のことと捉えていた。Weileder, *Valerius Maximus*, 45-130を参照。

217 *amicorum codd. (retinet Sh.-B.). inter cruces habet Briscoe. inimicorum Kempf. alii alia.*

postulaba<n>t ut avitos eius lares otiosa ipsi urbi onera possiderent. itaque depositis armis coactus est in foro togatam ingredi militiam. acerbe: cum improbissimis enim heredibus de paternis bonis apud centumviros contendit. omnibusque non solum consiliis sed etiam sententiis superior discessit.

この裁判は、キケロ『弁論家について』で言及されており、他の典拠は知られていない。

CIC. de orat. 1, 175 quae potuit igitur esse causa maior, quam illius militis, de cuius morte cum domum falsus ab exercitu nuntius venisset et pater eius re credita testamentum mutasset et, quem ei visum esset, fecisset heredem essetque ipse mortuus, res delata est ad centumviros, cum miles domum revenisset egissetque lege in hereditatem paternam testamento exheres filius? nempe in ea causa quaesitum est de iure civili, possetne paternorum bonorum exheres esse filius, quem pater testamento neque heredem neque exheredem scripsisset nominatim<sup>218</sup>.

この例に関しては、先のカシリヌム人の場合と同様に、まずこれは模擬弁論的素材と言えるのかという問題がある。この裁判については他に知られていないし、さらに、先の場合のように類似する内容の模擬弁論の存在を指摘することさえできない。また、ワレリウスとキケロの間の表現的な類似性がある程度存在すると言えるので、前者が後者を直接の典拠とした可能性もある<sup>219</sup>。したがって、ワレリウスがこの事例を知ったのが修辞学校での経験からであったと断定することはできない。

しかしキケロのこの箇所はある裁判についての修辞学的観点からの報告であり、そこで双方の当事者がどのような議論を展開したかが述べられている。また彼の書き方からは、この事例が当時知られたものであったことも推測できる<sup>220</sup>。であれば、ワレリウスがこの事例を自分の著作における範例として利用したさいには、模擬弁論的素材の利用の場合と似た過程を踏んだと考えることができるだろう。この事例においても、裁判における双方の主張にはすでに知られた一般的な議論が存在し、それらにどのように対処するかという課題がワレリウスに与えられていたからである。この点を次に見てみたい。

キケロはこの例を、弁論家が法律の知識を持つ必要があることを示すために引用している。彼

---

218 同書 1, 245 にも言及されている。

219 ワレリウスの *cum de morte filii falsum e castris nuntium accepisset* とキケロの *de cuius filii morte cum domum falsus ab exercitu nuntius venisset* を比較せよ。

220 *illius militis* という表現は、この兵士の事例が既に知られていたことを示唆する。

はここで、この裁判において争われたのは父が相続人であるともないとも明記しなかった息子が相続人から排除されるのかという問題であったと述べている。この箇所の記事から、兵士の側の法律に立脚した論点は、「息子を相続人にも指名せず、名前を挙げて廃嫡することもしない遺言書は無効である」というものだったと考えられる<sup>221</sup>。この主張の是非を問うことは、純粹に法律的な問題と言えよう。

この裁判を扱った第二の箇所(1, 245)では、兵士の側を弁護する側の別の議論が示唆されている。そこでは、兵士の側に立って弁論するならば、あたかも故人が目の前に立って語っているかのように語り、自分の息子を裁判官にとりなす言葉を彼に言わせるだろうと述べられている。ここでは故人に具体的に何を語らせるべきかには触れられていないものの、「故人が今生きていて息子が生還したという事実を知ったとしたら、彼を相続人としたらろう」という論点が示唆されていることは確実である。つまりここでは「事実を知っていたら故人の意図はどうであったか」という点が問題となっている。これに対して(第二の遺言書で指名された)相続人の側を弁護する者は、同じ箇所において、「すべての遺言書のすべての権利がその裁判にかかっていると思われるように弁論するだろう」と述べられている。兵士の側の論点と対照させれば、この記述から読み取れる相続人の側の論点は、「遺言書の文面と異なる故人の意図を推測してそれに従うことが許されるならば、すべての遺言書の有効性が揺るがされてしまう」ということである<sup>222</sup>。これは修辞学でいう「文言と意図」の争点に属することであり、この裁判を修辞学理論の視点からみたとき可能になる論点と考えることができる<sup>223</sup>。

ワレリウスは、キケロに見られるこのような法律的な問題と「文言と意図」という問題とに全く触れていない。彼にとってこれらがこの係争における決定的な要素と思われなかったことは容易に想像できる。まず法律に関する問題では、彼がこの(第二の)遺言書を法律的に無効と見なしていたとは思われない。キケロはこの点が裁判で争われたと述べているだけで無効であったと断言しているわけではないからである。さらに、この範例が収められている章の序文でワレリウスは、「合法的に作られたのに破棄された遺言」を扱うと述べている<sup>224</sup>。これに従う限り、ワレリウスはこれを「合法

---

221 *possetne paternorum bonorum exheres esse filius, quem pater testamento neque heredem neque exheredem scripsisset nominatim. Leeman et al. ad loc.*を参照。

222 *Leeman et al. ad loc.*

223 「文言と意図」については注 193 を参照。

224 7, 7 praef. *quae testamenta aut rescissa sunt legitime facta, aut cum merito rescindi possent, rata manserunt, quaeve ad alios quam qui exspectabant honorem hereditatis transtulerunt.*

的に作られた」と考えていたことになる。次に、故人の意図と文面という論点は、互いに対立するものであり、キケロにおいてもそのような形で述べられている。このことから、これらの論点のいずれもこの係争を決定づけるほど強力なものたりえないことは明らかである。

これらのかわりにワレリウスがこの裁判において決定的だとみなした要因は、息子が兵士として働いたということである。このことを強調することはキケロにおいては行われていない新たな側面であり、ワレリウスの独創であると考えられる。この強調は接続詞なしで並列された三つの節によってなされており、とりわけその最初の節では彼の国家への寄与が言及されている<sup>225</sup>。これに対して相続人の側は「都市にとってさえ無為な重荷」であるとして、その怠慢が非難される<sup>226</sup>。ここにも、カシリム人の事例において確認したワレリウスの価値観、すなわちローマという国家の為すこと、とりわけその軍事的側面を最高のものとする見方が認められる<sup>227</sup>。

以上のようにこの範例は、修辞学校で広く知られた模擬弁論主題を扱っているとは言えないものの、ある裁判について今まで見た範例と類似した扱い方をしていると結論付けられる。ここでもワレリウスは、ある係争についてすでに知られていた双方の側の論点を取り上げず、それらと異なる要因をこの係争を決定づけるものとして新たに導入する。その要因はここでも(マリウスの兵士やカシリム人の場合と同様に)ローマの軍事的側面の重視である。

#### (5) キケロの死 (5, 3, 4)

模擬弁論的素材との関連が認められるものとして本章で最後に扱うのは、「忘恩について」と題された章に収められた、キケロの殺害者とされるポピリウスの範例である。

---

225 *florem iuventae pro re publica absumpserat, maximos labores ac plurima pericula toleraverat, adverso corpore exceptas ostendebat cicatrices.*

226 *otiosa ipsi urbi onera.*

227 この範例に関しては、今まで扱った三つのものと異なり、ワレリウスが新たに導入している要因が章題と直接関わっていると言うことは難しい。章題(および序)はただ単に無効とされた遺言書を扱うことが述べられているだけだからである。しかしここに収められた七つの範例のすべてにおいて、遺言書は法律的有効性や文面と意図との対立などの問題のせいではなく、その実行に伴って生じたであろう結果が許しがたいものであるがゆえに無効とされている(遺言書の内容は、7, 7, 2-5 では肉親を無視して他人を相続人とするものであり、7, 7, 6-7 ではそれぞれ宦官と売春婦仲介人を相続人とするものであった)。この点がこの章の主題となっていると捉えれば、この範例においても係争を決定づけるとワレリウスが見なす要因は章の主題に一致すると言え、その主題が(6, 1, 12 および 7, 6, 2 の場合と同様に)さらにローマの軍事的行為の称賛というより大きな関心と結びついていると言える。

sed ut ad alium consentaneum huic ingrati animi actum transgrediar, M. Cicero C. Popilium Laenatem, Picenae regionis, rogatu M. Caeli non minore cura quam eloquentia defendit eumque causa admodum dubia fluctuantem salvum ad penates suos remisit. hic Popilius postea, nec re nec verbo a Cicerone laesus, ultro M. Antonium rogavit ut ad illum proscriptum persequendum et iugulandum mitteretur, impetratisque detestabilis ministerii partibus gaudio exultans Caietam cucurrit, et virum, mitto quod amplissimae dignitatis, certe salutari<sup>228</sup> studio praestantis officii privatim sibi venerandum, iugulum praebere iussit, ac protinus caput Romanae eloquentiae et pacis clarissimam dexteram per summum et securum otium amputavit, eaque sarcina tamquam opimis spoliis alacer in urbem reversus est: neque enim scelestum portanti onus succurrit illud se caput ferre, quod pro capite eius quondam peroraverat. invalidae ad hoc monstrum suggillandum litterae, quoniam qui talem Ciceronis casum satis digne deplorare possit alius Cicero non extat.

キケロを殺したポピリウスを裁くという模擬弁論は大セネカに見られる。

Sen. contr. 7, 2, tit. de moribus sit actio. Popilium parricidii reum Cicero defendit; absolutus est. proscriptum Ciceronem ab Antonio missus occidit Popilius et caput eius ad Antonium rettulit. accusatur de moribus.

一見して両者の間に共通点が多いことは明らかであるが、ワレリウスによる模擬弁論の利用を考察する前に、まず彼がこの範例において模擬弁論を典拠としたと確実に言えるのかどうかを見ておく必要がある。キケロの死の細部については、今引用した模擬弁論主題についての大セネカの解説の他に、キケロの死を扱った別の模擬弁論に関連して彼が様々な歴史家や詩人から引用している断片が参考になる<sup>229</sup>。これらの箇所から、ワレリウスの伝えるこの出来事の細部は歴史書などの文献ではなく模擬弁論から得られたものであると推測される。ポピリウスという人物をキケロの殺害者としている歴史家は非常に少なく、しかも彼らも彼が殺人法廷で裁かれたとはしていないのに対して、模擬弁論家たちはそのような設定で弁論することを好んだ<sup>230</sup>。他方でワレリウスは、ポピ

228 *salubritatis sim. codd. corr. Kempf.*

229 キケロの死を扱っている模擬弁論は *suas.* 6 および 7 であり、様々な歴史家や詩人の断片は 6, 14-27 に見られる。

キケロの死を扱った伝承全般については Homeyer, 'Die Quellen zu Ciceros Tod', Wright, 'The Death of Cicero', M. Roller, 'Color-Blindness' を参照。

230 SEN. contr. 7, 2, 8 .Popilium pauci ex historicis tradiderunt interfectorem Ciceronis et hi quoque non parricidi

リウスを疑いなくキケロの殺害者としており、キケロがポピリウスの生命のために弁論をしたと述べていることから、彼が殺人法廷において弁護されたと想定している。したがって彼はこの範例において何らかの歴史書ではなく模擬弁論の設定を典拠としていることになる<sup>231</sup>。

なお、大セネカに知られていない歴史家がこのような設定を採用しており、ワレリウスが彼に従ったという想定は不可能ではないが、その可能性は低いように思われる。大セネカの著作はワレリウスの著作の少し後に完成したと想定されるので、前者が書かれた後に新たに書かれた歴史家を後者が利用した可能性はないし、逆に後者が利用した歴史家が前者の時代には失われていたといった事態も起こらない。また大セネカが引用している資料の広範さを考えれば、彼がそのような歴史家の記述を見落とししたとも考えにくい。また、ワレリウスが頻繁に利用する作家であるリウィウスは、大セネカに引用されたこの歴史家の記述に彼と食い違う細部が見られることから、この出来事に関しては典拠でないと判断できる<sup>232</sup>。

では次に、この模擬弁論における告発と弁護の双方の用いた一般的議論はどのようなものであったかを見てみたい。このことは大セネカの記述から明らかとなる。まず注意すべき点は、この模擬弁論は「道徳について」*de moribus* の法律の下で行われる設定になっているということである<sup>233</sup>。したがって告発側は、ポピリウスの行為の中で道徳的に非難されるべき点を列挙することになる。そこに含まれるのは、彼が親殺しの嫌疑を受けたということと、彼が自分の弁護人であったキケロを殺したということの二点であり、弁護側の主な論点は、ポピリウスは強制されたのでありそれを拒むことができなかったというものである<sup>234</sup>。

では模擬弁論における弁護側の議論に対してワレリウスはどのように対処しているのか。今まで見てきた事例において彼は、対立する二つの側の議論のどちらも受け入れず、新たな第三の要素を導入することで、模擬弁論における対立を回避していた。しかしこの範例で彼は模擬弁論における告発側の主張をほぼそのまま受け入れている。この範例が属する章の題は「忘恩について」であり、それに従ってポピリウスはここで恩知らずとして非難されている。彼の行動を忘恩という観点から見ると、この出来事を「道徳について」の法律の下で裁くという模擬弁論の設定と対応

reum a Cicerone defensum sed in privato iudicio; declamatoribus placuit parricidi reum fuisse. Winterbottom, 'Schoolroom', 69 n. 31 も参照。

231 5, 3, 4 quod *caput Ciceronis* pro capite eius *Popili* quondam peroraverat.

232 リウィウスについては Wright, 'The Death of Cicero', 439-40 を参照。

233 この法律の存在性については Bonner, *Roman Declamation*, 124-5 を参照。

234 告発側については SEN. contr. 7, 2, 9 を、弁護側については *ibid.* 7, 2, 8, 10 を見よ。

するし、自分のかつての弁護人を殺害したという理由で彼を道徳的に断罪することは、模擬弁論告発者の主要な議論の一つである。ここには、ポピリウスを非難する新たな理由づけは見られない。

それではワレリウスは、こうした告発側の議論に反論する弁護側の主張にどう答えているのか。この点でこの範例は、模擬弁論的素材を扱った他の範例には見られない特徴を持っている。彼はここで、ポピリウスがキケロを追跡し殺害するために自分を派遣するようみずからアントニウスに願い出たと述べている<sup>235</sup>。これは模擬弁論において弁護側の主要な論点とされている「アントニウスに強制された」という議論を、その事実の面から否定し論駁するものである。このように模擬弁論における議論をそれと異なる事実を記述することで否定することは、今まで見てきた他の範例には見られない、この範例における独自の論法である。この論法の使用が、ワレリウスが模擬弁論における告発側の議論(ポピリウスがキケロを殺害したことを忘恩として非難すること)をそのまま記述に取り入れることを可能にしている。

この範例においてワレリウスが、模擬弁論で一般的であった議論で前提とされているのと異なる事実を記述できたのは、この議論が「粉飾」color に基づくものだったからである。粉飾 color とは、実際の弁論でも模擬弁論でも、自分の主張を有利に見せるため様々な手段を指す。このうちには裁判で争われている案件とは必ずしも関係ないような過去の出来事を、被告の立場を有利または不利にするために持ち出すということが含まれている。そしてこのような出来事は模擬弁論においては、弁論の主題に矛盾するものでない限り、模擬弁論家が自由に作り出してよいものであった<sup>236</sup>。この主題における弁護側の論点である「ポピリウスはアントニウスに強要された」という主張はこうした粉飾の一つである<sup>237</sup>。つまり、ワレリウスも、彼の著作を読む模擬弁論に通じた読者も、強要されたという弁護側の主張を、動かすことのできない歴史的事実とは見なしていなかったのである。したがって、彼はそれに縛られずに自由にこの出来事を範例として記述することができたのであり、その結果、弁護側の主張を否定する細部(「ポピリウスは進んでこれを行った」ということ)を加えることで、告発側の議論を全面的に受け入れた記述を行うことができた。

ワレリウスが付け加えた細部もいわばポピリウスを非難するための一種の粉飾であり、弁護側の粉飾と同様に根拠のないものであったのだが、彼はこの点を気にしていない。彼は模擬弁論と関

---

235 ultro M. Antonium rogavit ut ad illum proscriptum persequendum et iugulandum mitteretur.

236 粉飾については Ueding (ed.), *Wörterbuch der Rhetorik*, Band 2, 273-5 (s. v. 'color') を参照。粉飾における事実の創作については、Roller, 'Color-Blindness' 113-4 を参照。

237 SEN. contr. 7, 2, 10 **colorem** pro Popilio Latro ... habuit: necessitate coactum fecisse.

係のない範例でも、各範例において最も重要であると思う点(すなわちそれはその範例が属する章の題であるが)を強調するために、歴史的事実の様々な細部を変更している<sup>238</sup>。したがって、この範例のように模擬弁論的素材に依拠する場合に、その主題に反しない範囲で細部を付加することは彼にとって特に問題ではなかった。

このようにこの模擬弁論主題では、弁護側の主要な論点は事実関係についての(根拠のない)想定を付加するという粉飾であり、それに対するワレリウスの反論もまた、事実関係についての同様に根拠のない想定を付加するという手法に拠っている。模擬弁論的主题に基づく他の範例では見られないこの特徴は、キケロの殺害という出来事が他と比べて最近のものであったということと関連付けられる。つまり、こうした最近の出来事を扱う模擬弁論はまだ主題として固定化しておらず、細かい事実関係について様々な追加や改変の余地があったということである<sup>239</sup>。

以上の考察から、この事例におけるワレリウスによる模擬弁論的素材の扱いは次のように要約される。彼はこの事例の事実関係について模擬弁論に依拠し、ポピリウスを忘恩のゆえに非難するという点において、模擬弁論における告発側の議論をそのまま利用している。弁護側の議論はポピリウスが殺害を強要されたという点に基づくものであり、これは模擬弁論の主題には含まれず根拠もない想定を利用した粉飾であった。したがってワレリウスはこれと異なる事実を記述に含めることを躊躇せず、それによって弁護側の議論を打ち破っている。こうした他の範例には見られない大胆な手法は、この主題は模擬弁論としては比較的新しいものであってその細部には改変の余地が多く残されていたことに起因する。

## (B) 模擬弁論的素材との関係が明らかでない範例

### (6) キモン(5, 3 ext. 3c)

アテナイのキモンが、罰金を払えずに獄死した父ミルティアデスの遺体を引き取る代償として自ら獄につながれたという逸話は、ワレリウスによって二回語られている。その一つ(5, 4 ext. 2)は敬虔さを扱った章においてであり、キモンのこの行為が父への敬虔さとして称賛されている。もう一つは 5, 3 ext. 3c であり、ここでは同じ出来事が、ミルティアデスに対するアテナイ人の忘恩の範例とされている。

238 Weileder, *Valerius Maximus*, 13-4 を参照。

239 ロラー(Roller, 'Color-Blindness')は、この空想的な主題そのものがこうした改変の結果として生み出されたと主張している。



bene egissent Athenienses cum Miltiade, si eum post trecenta milia Persarum Marathone devicta in exilium protinus misissent ac non in carcere et vinculis mori coegissent. at, puto, hactenus saevire adversus optime meritum abunde duxerunt. immo ne corpus quidem eius sic expirare coacti sepulturae prius mandari passi sunt quam Cimo filius eius eisdem se vinculis constringendum traderet. hanc hereditatem paternam maximi ducis filius et futurus ipse aetatis suae dux maximus solam se crevisse, catenas et carcerem, gloriari potuit.

この出来事を扱った模擬弁論主題は大セネカに見出される。

Sen. contr. 9, 1, tit. adulterum cum adultera qui deprenderit, dum utrumque corpus interficiat, sine fraude sit. ingrati sit actio. Miltiades peculatus damnatus in carcere alligatus decessit. Cimon, filius eius, ut eum sepeliret, vicarium se pro corpore patris dedit. Callias dives sordide natus redemit eum a re publica et pecuniam solvit; filiam ei suam collocavit, quam ille deprensam in adulterio deprecante patre occidit. ingrati reus est.

この主題ではたしかにキモンの父への行為が言及されているし、彼は裁判の中心人物でもある。しかし裁判の内容自体は彼が妻と姦通者とを殺したことに関わるものであり、ワレリウスの範例と直接の関わりはない。ワレリウスとこの模擬弁論主題との関係はどのように捉えるべきか。

ワレリウスと模擬弁論との記述の間には共通する細部が見られるが、この範例の場合にはそれは前者が後者に依存していることを確認しない。なぜなら、両者に共通する最も特徴的な点は、キモンが父の遺体の代わりに牢獄に入ったという点であるが<sup>240</sup>、これはワレリウス以前のラテン作家であるネポスの伝記にすでに見いだされるからである<sup>241</sup>。したがってこの共通点をもってこの範例が模擬弁論主題に基づくとすることはできず、ワレリウスがネポスに依拠している可能性を考慮しなければならぬ<sup>242</sup>。

240 これはこの話を伝える初期の作家には見出されない細部であり、後世の創作と考えられている。たとえばヘロドトス(6, 136)はたんにミルティアデスが科された罰金を払わないまま死に、キモンがそれを払ったと述べている。Swobada, 'Kimon', *RE XI*, 439を参照。

241 NEP. Cim. 1, 1 cum pater eius litem aestimatam populo solvere non potuisset ob eamque causam in vinculis publicis decessisset, Cimon eadem custodia tenebatur neque legibus Atheniensibus emitti poterat, nisi pecuniam, qua pater multatus erat, solvisset.

242 ワレリウスの典拠としてのネポスについてヘルムは、ミルティアデス、キモン、テミストクレスといった人物を両者が

ネポスの使用を推測させる要因は他にもある。この節(5, 3 ext. 3)はアテナイ人が自分たちの政治家に対して行った忘恩を六つ列挙しており、そのうちミルティアデスを含む四つについて、ネポスの伝記に類似の話が見出されるという点である<sup>243</sup>。このことは、ワレリウスがこの四つの範例全体をネポスに負っている可能性をさらに強める。このようにネポスが典拠として想定可能である以上、この範例と模擬弁論的文献との関連は明らかでない結論せざるをえない。

しかし範例全体が模擬弁論から着想されたわけではないにせよ、ワレリウスにおけるキモンの範例の描写の一部には、模擬弁論から着想を得たのではないかと思われる点がある。それは、この出来事が5, 3 ext. 3cにおいてアテナイ人の忘恩についての範例とされていることである。この出来事は通常はキモンの父ミルティアデスに対する敬虔さを表すと捉えられるものであり、実際ワレリウスももう一つの箇所ではそのように扱っている(5, 4 ext. 2)。アテナイ人がミルティアデスを牢獄に入れたこと自体は忘恩の範例としてキケロに言及されているが、彼はキモンによる遺体の受け取りについては何も言っていない<sup>244</sup>。したがって、キモンの行為とアテナイ人の忘恩とを組み合わせている点でこの範例は独特である。しかしこの発想の源泉は、大セネカに収められた模擬弁論家ウイビウス・ガルス次の言葉に求められるように思われる。

Sen. contr. 9, 1, 4 nullo mihi felicior videor quam quod Miltiadis pretium fui. ...  
alligatus *Miltiades* iacebat crimen **ingratae civitatis**. adulteram dimittam, patiar  
adulterum, qui non tam **glorior**, quod filius sum Miltiadis quam quod vicarius?

ここではミルティアデスに不当な仕打ちをしたアテナイ(人)が、ワレリウスの章題でもある「忘恩の」*ingratus* という形容詞で表されている。これをワレリウスが聞き知っていたならば、この事例を忘恩の範例とするという発想は容易だったはずである<sup>245</sup>。さらにここには、キモンが父の代わりに獄につながれたことを誇る(*glorior*)という着想が見られ、これはワレリウスがこの範例の最後に付して

---

扱っているにもかかわらず『伝記』の痕跡がワレリウスに見られないと述べて、否定的見解を示している(Helm, 'Valerius Maximus' 109)。しかし彼は、キモンが牢獄に入ったという細部が共通することには触れていない。

243 他の三人はアリストイデス、テミストクレス、ポキオンである。5, 3 ext. 3d-fおよびNEP. Arist. 1, 2. Them. 9, 1. Phoc. 4, 1-4を参照。

244 CIC. Sest. 141. rep. 1, 5.

245 大セネカに伝えられている模擬弁論家たちをワレリウスが聞き知っていた可能性については、Sinclair, 'Declamatory *Sententiae*' が論じている。

いる論評と共通している<sup>246</sup>。この論評は、範例の中心がアテナイ人のミルティアデスへの忘恩であるにもかかわらずもっぱらキモンについて言及しているという点で奇妙なものであるが、そのことも、この言葉から彼がこの範例を着想したのだとすれば説明がつく。キモンの行為についてのワレリウスの直接の典拠がネポスであるとしても、5, 3 ext. 3c に関する限り、模擬弁論の間接的な影響は無視できないといえる。

以上の考察からこの範例については次のように結論づけられる。この出来事についての記述は、この章における他のアテナイ人の場合と同様に、おそらくネポスに由来する。しかし 5, 3 ext. 3c においてミルティアデスが忘恩の範例として扱われていることは独特であるし、そこにおいてキモンの行為への称賛が論評の中心にあることも奇妙である。これらの特徴は、ワレリウスがこの範例の記述のさいに、キモンを扱った模擬弁論におけるある模擬弁論家の言葉に影響されていたと想定することでうまく説明できる。

#### (7) 七賢人 (4, 1 ext. 7)

ワレリウスは節制について扱った章で、ギリシャの七賢人を取り上げている (4, 1 ext. 7)。ここで語られている逸話では、海中から引き上げられた金の食卓を誰に与えるべきかについてアポロンが「最も賢い者に」という神託を下したとき、七賢人たちが互いに譲り合い、食卓が最終的にアポロン自身に奉献されたことになっている。この逸話自体は模擬弁論に見出されるものではなく、それがワレリウスの典拠であると考えすることはできない。しかしこの逸話の背景を説明した前半部は、模擬弁論との比較が可能である。

a piscatoribus in Milesia regione everriculum trahentibus quidam iactum emerat.  
extracta deinde magni ponderis aurea Delphica mensa, orta controversia est, illis  
piscium se capturam vendidisse adfirmantibus, hoc fortunam iactus emisse dicente.

この部分はほぼそのまま模擬弁論の主題になっているといつてよいほどである。類似の主題は実際にスエトニウス『文法学者・修辞学者伝』に見出される。

Suet. rhet. 25, 5 aestivo tempore adulescentes urbani cum Ostiam venissent, litus

---

246 hanc hereditatem paternam maximi ducis filius et futurus ipse aetatis suae dux maximus solam se crevisse, catenas et carcerem, **gloriari** potuit.

ingressi piscaores trahentes rete adierunt et pepigerunt bolum quanti emerent: nummos solverunt, diu expectaverunt dum retia extraherentur. aliquando extractis, piscis nullus infuit sed sporta auri obsuta. tum emptores bolum suum aiunt, piscatores suum.

両者の類似は明らかである。この模擬弁論は、すでに古くから存在した七賢人にまつわる逸話が、網で取れたもの *bolus* とは何かという学校における論証の練習として格好の素材と考えられ、(おそらくは)ヘレニズム期の修辞学校に模擬弁論の主題として取り入れられたものと推測されている<sup>247</sup>。ワレリウスがこうした関連を意識していたとは思われないが、七賢人の逸話を記述するに当たってこの模擬弁論主題との類似を認識し、結果としてその背景があたかも模擬弁論の主題のように描写されたということは考えられるだろう<sup>248</sup>。

この部分の記述と模擬弁論との関連を想像させるもう一つの点は、*controversia* という語の使用である。この語はここでは単に「争い」を示しているが、言うまでもなくこれは法廷を模した模擬弁論を指す修辞学の術語である<sup>249</sup>。この著作においてこの語は他に(多くとも)二回しか用いられていない稀な語であり<sup>250</sup>、ここでの使用は彼がここに模擬弁論との類似を見ていたことに起因するかもしれない。

以上のことから、ワレリウスは七賢人のこの範例自体を模擬弁論から得たのではないが、彼がこれを記述するにあたり、その前半部分において自分の知っていた模擬弁論の主題をなぞるように記述を行っていた可能性があると言える。

#### (8) フラミニヌス(2, 9, 3)

ワレリウスは監察官についての章で、大カトがルキウス・フラミニヌスを元老院から追放した経緯を述べている。

247 Kaster *ad loc.* を参照。この話の一形態はすでにテオプラストスに知られていた (PLVTARCH. Solon 4)。プラウトゥスに見出される類似の話 (PLAVT. rud. 975-81) については、Fairweather, *Seneca the Elder*, 121 を参照。

248 他の多くの範例と比較してこの背景の説明は長く、後に続く範例そのものを記述する文から独立している。このこともまた、この部分が範例そのものとは別の典拠(つまり模擬弁論の主題)に影響されて書かれていることを示唆するかもしれない。範例の背後の状況の叙述方法については本研究の第五章 I も参照。

249 *TLL* s. v. 781, 81 以下。

250 2, 8, 2 *respondit Valerius non facere se controversiam quin priores partes consulis essent futurae*. もう一箇所では本文が乱れており、ブリスコーの版ではこの語は削除されている。7, 3, 4 *monuit ut ommissa cupiditate regredi quam progredi mallent (regredi Kempf [ex Cic.]. regredi modo controversia α)*.

2, 9, 3 sicut Porcius Cato L. Flamininum, quem e numero senatorum sustulit, quia in provincia quendam damnatum securi percusserat tempore supplicii ad arbitrium et spectaculum mulierculae, cuius amore tenebatur, electo. et poterat inhiberi respectu consulatus, quem is gesserat, atque auctoritate fratris eius T. Flaminini; sed et censor et Cato, duplex severitatis exemplum, eo magis illum notandum statuit, quod amplissimi honoris maiestatem tam taetro facinore inquinaverat nec pensi duxerat iisdem imaginibus ascribi meretricis oculos humano sanguine delectatos et regis Philippi supplices manus.

このフラミニヌスは大セネカに収められた模擬弁論でも取り上げられているが、そこでは彼がこの行為のゆえに権威を損なった罪 *maiestas laesa* で訴えられるという設定がなされている。

Sen. contr. 9, 2, tit. *Maiestatis laesae sit actio. Flamininus proconsul inter cenam a meretrice rogatus, quae aiebat se numquam vidisse hominem decollari, unum ex damnatis occidit. accusatur maiestatis.*

両者が同じ事件を扱っていることは明白である。しかし両者の細部には無視できない違いがあり、それはこれから論じるように、ワレリウスがここでは模擬弁論に依拠していないことを示唆するものである。

この出来事については、大きく二つの異伝が伝えられている。一つはキケロが伝えているもので、これはワレリウスや模擬弁論の主題が伝えるものと基本的に一致している<sup>251</sup>。もう一つはリウィウスが伝えるもので、細部に大きな違いが見られる。これによるとフラミニヌスの愛人は少年であり、彼が処刑したのはローマ側に寝返ったガリア人で、彼自身が殺したことになっている<sup>252</sup>。リウィウスは続けて、キケロの伝えるのとほぼ同様の異伝を年代記作家ワレリウス・アンティアスが記していることを述べるが、この作家がカト本人の弁論を読まず噂を信じて書いていると批判している<sup>253</sup>。ワレリウスと模擬弁論の主題とはいずれも、キケロの伝える版に従っており、リウィウスが伝える細部についての言及は皆無である<sup>254</sup>。この一致から今までのところ、ワレリウスはこの範例において模擬弁

---

251 CIC. Cato 42.

252 LIV. 39, 42, 8-12.

253 LIV. 39, 43, 1-3.

254 Suerbaum, 'Sex and crime im alten Rom', 100-8 を参照。

論に依拠していたと想定されている<sup>255</sup>。

だがこの模擬弁論の主題には、ここに挙げた典拠のすべてと大きく異なる点がある<sup>256</sup>。それは、監察官カトが登場しないということである(この模擬弁論を扱う大セネカの 9, 2 には彼への言及は一つもない)。そもそもこの主題では、フラミニヌスは監察官カトによって糾弾されるのではなく、権威を損なった罪 *maiestas laesa* を裁く裁判にかけられることになっている。このような設定は、この出来事を裁判という模擬弁論に必要な場に持ち込むために案出されたものであると考えられ、実際にこのような裁判が行われたのではないことは明らかである。模擬弁論においてはこうした設定が必要であり、またその必要に応じて架空であってもこうした設定が創作されることは問題ない。また、監察官の存在はこの設定と明らかに矛盾するものなので、大セネカに引用される模擬弁論家の誰一人としてカトに言及しないのも理解できる。

他方でワレリウスは、他の典拠にしたがって、監察官カトがこの一件を根拠としてフラミニヌスを元老院から追放したと述べている。彼は歴史的出来事を述べることを意図しているのであるから、明らかに模擬弁論の形式に合致させるために創作された裁判という設定には何ら言及していない。またこの範例は監察官について述べた章に収められているので、彼がこの範例において重視していたのがフラミニヌスの行為そのものよりも大カトの監察官としての厳格さであったことが分かる<sup>257</sup>。彼の記述は大カトを中心に行っているのである。

両者の設定がこの点で明らかに異なるので、この模擬弁論の主題がワレリウスの典拠であると言うことはできない。我々の知ることができる古典作品のうちで出来事の細部に関してワレリウスの根拠と想定するのが最も適当なのはキケロ『老年について』である(ワレリウスは先に述べたようにあまりに異なる細部を伝えているので除外される)。ただし両者の表現上の類似は限定的であり、ワレリウスがこの著作の抜書きといったものからこの範例を書いたと想定できるほど大きくはない。しかしいずれにせよ、この明らかな違いがある以上、この事例を今までの事例と同様に論じることはできず、ワレリウスが自分が修辞学校で親しんだ模擬弁論の主題を範例として用いたという想定はこの場合には不可能である。

255 Bloomer, 136-8.

256 その他の典拠については LIV. 39, 42, 5 へのトイプナー版 (ed. Briscoe, 1991) の注を参照。大セネカを除きそこに挙げられているすべての典拠にカトについての言及がある。

257 この節の最後の論評では、大カトという人物と監察官という役割とがともに厳格さの象徴であると言われている (*et censor et Cato, duplex severitatis exemplum*)。ワレリウスにおける監察官の描写と、そこに果たしている大カトの役割の大きさについては Humm, 'L'image de la censure' を参照(この節については 80-2)。

## 結論

本章では、ワレリウスと模擬弁論的文献とが類似の出来事を扱っている事例において両者の描写の細部を検討することにより、両者の関連が明らかである事例と、明らかとは言えない事例を判別することができた。

模擬弁論と関連が明らかである範例においては、次の特徴が一貫して見られる。ワレリウスは模擬弁論で争われる二つの立場の一方を是認し、そこで扱われる出来事をその立場から称賛ないし非難する。しかしその称賛・非難の理由として、彼は当時の模擬弁論において一般的であった論点を用いず、必ず自ら何らかの新たな論点を提示する。この新たな論点は、その範例を収めている章の主題と関連付けられている。ただしそれはかならずしもその章題自体ではなく、ワレリウスのより大きな関心と結び付けられる場合もある<sup>258</sup>。

このような特徴が模擬弁論的素材を扱う範例において一貫して見られるのは、以下の理由によると考えられる。模擬弁論は他の種類の文献と異なり、あらかじめ賛否両論が付された特殊な形の典拠である。さらに、この両者は互いに否定しあうものであり、一方だけを他方への言及なしに取り上げることは、両者をよく知る者(ワレリウス自身も彼の読者もそうであったと想定される)にとっては不完全なものとして映らざるをえない。したがってワレリウスは、その出来事において自分が取る立場を、何らかの新しい方法で理由付けする必要に必ず迫られた。本章の分析で見出されたその方法は、称賛すべき点として全く新たなものを付加するか、両者の議論を消化した上でさらなる視点を提示するか、あるいは模擬弁論の粉飾のごとく細部を追加・改変することによって反対側の論点を無効にするか、である。

ワレリウスと模擬弁論との関係が両者の記述の細部の比較から明らかとならない場合には、前者の典拠は先行するラテン作家に求められる。ただしその場合でも、記述の一部(たとえば、その出来事を何の範例とみなすかという選択や、個々の表現など)に模擬弁論の影響を認めることができる場合も存在する。

---

258 上記(2)において新たな理由づけは、章題である貞潔さとローマの軍規の厳格さとの双方に関連している。また(3)においては、章題である必然は人々が何らかの目的のために耐えなければならない苦境であり、その目的がローマのためであるかどうかの評価の基準となっている。ローマの軍事的側面や他民族に対する支配はこの著作を通じてワレリウスの大きな関心であるので(注 200 および 216 を参照せよ)、これらにおいてワレリウスが導入する理由づけは、章題だけでなくそれと彼のより大きな関心との両方に関連付けられているといえる。

## 第四章:ワレリウス・マクシムスと修辞学理論

すでに確認したように、ワレリウスの受けた教育は修辞学的なものであった<sup>259</sup>。前の章では彼が修辞学校で親しんでいたと思われる模擬弁論の主題が『著名言行録』の中の範例に与えた影響を考察した。本章で問題とするのは、修辞学理論そのものとワレリウスとの関係である。彼が修辞学校での教育を通じて学んだことは、模擬弁論を行うことだけではなかったはずである。模擬弁論は(少なくとも形式上は)修辞学校で学ばれる修辞学理論を実際に応用するための練習であり、その前の段階として、彼は修辞学理論を一通り学んだはずである。この修辞学理論がワレリウスの著作にどのように影響しているのかを探るのが本章の目的である。

ここでは考察の対象として、第8巻に見られる七つの章を取り上げる。これらはいずれも、裁判または雄弁一般に関わっており、そこに収められた範例は修辞学の観点から分析することが可能である。他方で彼が学んだ修辞学理論がどのようなものであったかは、現在残されている古代の修辞学書から知ることができる。本章では両者を比較することで、ワレリウスが修辞学理論にどの程度、そしてどのように依存しているかを明らかにすることを試みる。

修辞学理論への依存の様相はこれから扱う七つの章のそれぞれにおいてかなり異なっているため、以下に続く分析も扱う章によって様々である。したがってここで、全体を通じて注意が払われる三つの点と、それらを考察して得られる結果を予め示しておきたい。

まず、ワレリウスはこれらの章において修辞学理論書をどの程度典拠として利用していたか。これはこれらの章に収められた範例の典拠が我々の知る修辞学書(特にキケロのもの)であるかどうかを考えることで考察される。ある章において修辞学理論書を典拠とする範例が多ければ、それだけワレリウスはそこで修辞学理論に依存していたと考えられる。

次に、修辞学理論書を典拠として利用している場合、彼はもとの文脈にどの程度忠実であるのか。もしある修辞学理論書から引用された範例が、もとの理論書でその事例によって説明されている修辞学理論と関係のない主題のために用いられているならば、ワレリウスはその理論書をたんにある出来事についての情報源として利用していることになる。それに対して彼が例証しようとしている主題がその修辞学理論と強く関係しているならば、彼の修辞学への依存はより大きいことになる。

最後に、ワレリウスは修辞学のある特定の分野を描いているのか。もしある章におけるワレリウスの範例の多くが修辞学理論のある特定の分野に関連づけられるならば、彼はその章を構成したさ

---

259 第一章「(4) 典拠」を参照。



いに修辞学理論の枠組みに依存していたことになる。

この三点について、以下の考察では次のような結論が導かれるだろう。ワレリウスはこれらの章のいずれでも、ある程度まで典拠として修辞学理論書を利用している。理論書から取られた範例の場合には通常、そこで説明されている理論とワレリウスがその出来事を収録している章の主題との間に関連が見られる。彼はある章(または複数の章の連なり)を構成する原理として、修辞学理論の特定の分野を用いていることがあり、その場合、その分野の全体を自分の叙述によって網羅しようとする意図が見られる。

これらの全体的な考察と並んで以下の分析では、個々の章や個々の範例においてのみ見られる特徴も扱われる。そうした特徴の一つは、彼が雄弁一般についてどういう考えを持っていたかである。幾つかの範例における記述を通じて、雄弁の持つ様々な側面のうち、聴衆を動かすという側面に彼がとりわけ力点を置いていたことが示されるだろう。

以下の考察は、最初に雄弁全体を扱う第9章、次にそれに続く第10章、裁判を扱う第1～5章の順で行われる。

#### (1) 第8巻第9章

この章は「雄弁の力はどれほどのものか」と題され、六つの範例を収めている。それらの典拠と、そこで描かれている弁論の場面と、ワレリウスによるこれらの事例の取り扱いとの分析を通じて、彼が修辞学に関わる主題を扱うさいの幾つかの傾向を読み取ることができる。それらはこの後に続く分析を通じて、修辞学に関わる他の章にも認められることが確かめられるだろう。

最初の範例は共和制の最初期において民衆がモンス・サケルに立てこもった事件を扱っており、ワレリウス・プブリコラが弁論によって彼らを説得し、再び元老院へと従わせたことが述べられている<sup>260</sup>。まずここで注目されるのは、この逸話と修辞学書との関連である。この出来事自体はよく知られたもので、様々な典拠に記されているが、それらの多くはこの弁論を行った者をメネニウス・アグ

---

260 8, 9, 1 regibus exactis, plebs dissidens a patribus iuxta ripam fluminis Anienis in colle qui sacer appellatur armata consedit, eratque non solum deformis sed etiam miserrimus rei publicae status, a capite eius cetera parte corporis pestifera seditione divisa. ac ni Valeri subvenisset eloquentia, spes tanti imperii in ipso paene ortu suo corruiisset: is namque populum nova et insolita libertate temere gaudentem oratione ad meliora et saniora consilia revocatum senatui subiecit, id est urbem urbi iunxit. verbis ergo facundis ira, consternatio, arma cesserunt.

リッパとしている<sup>261</sup>。プブリコラの名が登場する典拠は『著名言行録』以外にキケロの『ブルトゥス』しか我々に知られておらず、ワレリウスがキケロを頻繁に典拠として利用していることを考えれば、これがこの節の直接の典拠である可能性は高い<sup>262</sup>。両者の比較は、ワレリウスによる修辞学書の利用方法を示唆する。

まず言えることは、キケロがこの事例によって示そうとしていることと、ワレリウスがこの範例によって示そうとしていることとの間の類似である。『ブルトゥス』においてこの出来事は、ローマ初期の弁論家の能力を評価するという文脈で扱われている。彼らについてはキケロの時代に現存する弁論がないため、彼らが弁論によって行った業績を挙げ、そこから彼らの弁論の力が大きかったことを間接的に示すという手法が取られている。この出来事もそうした業績の一つであり、民衆全体の蜂起をただ一つの弁論によって終結させたことが、プブリコラの弁論の能力がいかに大きいものであるかを示すために用いられている。ワレリウスはこの事例を、雄弁の力を示す章に転用した。つまり彼は、民衆相手に行われたこの弁論が示すものを、プブリコラの個人的な能力ではなく雄弁というものの自体の力だと見なしたわけである。この差はあるにせよ、この出来事を弁論が持つ力の現われと見るという点では、ワレリウスは『ブルトゥス』における文脈を踏まえていると言える。

このことは一見自明のことに思えるかもしれない。しかし、ワレリウスは歴史記述に取材した事例を範例にするさいに、その背景を無視して自分が示そうと思う点を最大限強調するような記述を論評においてそのような解釈を提供していることがある<sup>263</sup>。また哲学書を典拠としていると思われる範例でも、そこで扱われている哲学的議論とは無関係な章題への転用が見られる<sup>264</sup>。それらの例と比較すれば、この範例が典拠となった著作の文脈に忠実であることは特徴的と言えよう。

この出来事を雄弁の力の範例として用いることが修辞学理論と関わるのは、『ブルトゥス』における文脈に沿っているという点だけではない。修辞学書において弁論およびそれを教える修辞学が有用なものであることを論じるさいには、その証拠として、それによって成し遂げられた様々な業績が挙げられる。その中には、「弁論によって人々の意見をまとめ上げ集結させ都市を建設した」と

261 最も有名なのは LIV. 2, 32, 8-12 であり、そこでは胃と体の他の部位との比喩が語られている。この比喩と類似の比喩がワレリウスの今の箇所にも認められる (*a capite eius cetera parte corporis ... divisa*)。その他の典拠については、Münzer, 'Menenius 12)', *RE XV* 841-2 を参照。なおワレリウス自身も他の箇所でメネニウスに言及するさいに、元老院と民衆が互いに和平を結ぶための仲介者として彼を選んだと述べている (4, 4, 2)。

262 CIC. Brut. 54.

263 本研究第一章「(2) 著作の概要」およびそこへの注 55 を参照。

264 一例は 8, 9 ext. 3 である (以下の議論を参照)。

いう論点がしばしば含まれる<sup>265</sup>。『著名言行録』は範例集であるから、このような一般化された例を取り上げることはないが、プブリコラの業績はそうした例に類似していると言える。これが「雄弁の力」という章題の最初に置かれているということは、たんにその典拠がおそらく『ブルトゥス』という修辞学書であるということ以上に、ワレリウスと「雄弁の力とは何か」ということに関する修辞学理論との関連性を示唆する。

なお、このプブリコラの例により近い出来事が弁論の力を表すために修辞学書で用いられている例を、我々はクインティリアヌスに見出すことができる。そこでは理想の弁論家が成し遂げる業績として、たんに法廷での弁護ではなく国家の大勢に関わることが挙げられている。彼はそうした人物が「元老院の意見を主導し、大衆の過ちをよりよい方向へ導かねばならないとき」により輝くだろうと述べ、ウェルギリウスの詩句を引いて、反抗的な民衆を弁論で静める弁論家の姿を描き出す<sup>266</sup>。これはまさに今考察している範例と同じ状況である。これらの例との比較から、ワレリウスはこの章の冒頭に掲げる範例として、修辞学において雄弁(またはそれを実現する理想の弁論家)の力を例証するために用いられる例とよく似た出来事を選んでいえる。

クインティリアヌスの記述はまた、この範例において注目すべきもう一つの側面を示唆している。彼は、理想の弁論家が輝かしく活躍するのは元老院や民衆の意見を導くときであると述べるさいに、それらの場を法廷と対比している。ここでは、弁論の種類を法廷・審議・演説の三つに分けるといふ、広く受け入れられた修辞学教説が背景にある<sup>267</sup>。ここで彼は、法廷における弁論よりも国家を動かす議会における弁論をより重要なものとみなしている。ワレリウスがプブリコラの例を章の最初においていることは、こうした考えに基づくと言える(モンス・サケルにおける演説の場は公式の意味での民会ではないが、それに類する場面と考えられよう)。弁論の三つの種類は、この章の他

265 CIC. de inv. 1, 2 qui *magnus et sapiens vir* dispersos homines in agros et in tectis silvestribus abditos ratione quadam compulit unum in locum et congregavit. de orat. 1, 33 (Leeman & Pinkster *ad loc.* も参照)、QVINT. inst. 2, 16, 9 equidem nec urbium conditores reor aliter effecturos fuisse ut vaga illa multitudo coiret in populos nisi docta voce commota (Rheinhardt & Winterbottom *ad loc.* も参照)。

266 QVINT. inst. 12, 1, 26 summus ille quidem *orator* in his quoque operibus *forensibus* fuerit, sed maioribus clarius elucebit, cum regenda senatus consilia et popularis error ad meliora ducendus. (27) an non talem quendam videtur finxisse Vergilius, quem in seditione vulgi iam faces et saxa iaculantis moderatorem dedit: ‘tum pietate gravem ac meritis si forte virum quem / conspexere, silent arrectisque auribus adstant (= VERG. Aen. 1, 151-2)?’ また両者の記述において *seditione* が共通していること、および *populum ... ad meliora ... consilia revocatum* と *popularis error ad meliora ducendus* との類似にも注意せよ。

267 弁論の三種類については、Lausberg, *Handbuch*, §61 を参照。

の範例についての以下の分析でも重視される。

第二の範例は、弁論家アントニウスを扱っている。範例の内容は、マリウスは彼を殺すために兵士の一団を差し向けたが、彼らは彼の弁論を聞いて呆然となり彼を殺すことができず、ただ一人扉の外に立っていてこの弁論を聞かなかった者が室内に入って彼を殺したというものである<sup>268</sup>。

まずこの範例と修辞学理論書との関係を考察しよう。この逸話は先のものとは異なって、キケロを始めとする修辞学書に類似の典拠が見られず、ワレリウスよりも前の世代の著作にはおよそ見出すことができないものである。したがってこの範例は、先のプブリコラのように修辞学理論で代表的な例として使われる著名なものではなかった。このことから、この範例においてワレリウスは既存の修辞学書でよく用いられた範例に頼らず、雄弁の力を示すと考えられる出来事を独自に探し求めたと言することができる。

ではこの範例をワレリウスはどこから得たのか。この問いに確実に答えることはできないが、私にはこの範例は修辞学校における模擬弁論と関係付けられるように思われる。既に述べたようにこの逸話はキケロを始めとするワレリウス以前の世代の作家には全く見出されない。アントニウスを高く評価していたキケロが、彼を主要な登場人物の一人とした『弁論家について』においても、彼の弁論について詳しく論評している『ブルトゥス』においてもこの逸話に言及していないということから、これはキケロの時代には全く知られていなかったとさえ思われる。後代のギリシャ作家を除いてこの逸話が現われる唯一の著作は、ワレリウスと同時代のウェレイユス・パテルクルスの歴史である<sup>269</sup>。高名な弁論家に関わるこのような逸話がキケロに知られておらず、ワレリウスとウェレイユスというともに帝政初期の学校修辞学に影響を受けた作家に見出されるということは、この逸話がアントニウスに関する修辞学校で創作された逸話である可能性を示唆するように思われる。さらにこの逸話と模擬弁論との関係を明らかにするのは、大セネカ『勸告弁論集』にある二つの主題であり、そこでは三頭官アントニウスに追放公告をされたキケロが彼に命乞いをすべきかを考えるという論題が

---

268 8, 9, 2 quae verba facunda etiam Marianos Cinnanosque mucrones civilis profundendi sanguinis cupiditate furentes inhibuerunt: missi enim a saevissimis ducibus milites ad M. Antonium obtruncandum, sermone eius obstupefacti dstrictos iam et vibrantes gladios cruore vacuos vaginis reddiderunt. quibus digressis P. Annius —is enim solus in aditu expers Antonianae eloquentiae steterat— crudele imperium truculento ministerio peregit. quam disertum igitur eum fuisse putemus quem ne hostium quidem quisquam occidere sustinuit, qui modo vocem eius ad aures suas voluit admittere?

269 VELL. 2, 22, 3 M. Antonius, princeps civitatis atque eloquentiae, gladiis militum, quos ipsos facundia sua moratus erat, iussu Marii Cinnaeque confossus est.

含まれている<sup>270</sup>。大セネカがこれらの主題に対して加えている論評はキケロの死が同時代の様々な作家の関心を引いていたことを示しており、ワレリウスやウェレイユスもその例に漏れない<sup>271</sup>。それらの言及からは、この出来事が偉大な弁論家の死という点で特に興味を引いていたことが知られる。弁論家アントニウスの死は多くの点でこのキケロの死と類似しており、そうした類似から、修辞学校においてアントニウスの死が着目され、それについての逸話が創作されていた可能性が示唆される<sup>272</sup>。したがって典拠という観点から見たときこの範例は、修辞学理論書ではなくて、修辞学校で新たに成立した修辞学の一分野に依拠していると言える。

同様にこの範例で扱われている弁論の種類に着目しても、キケロのような伝統的修辞学からの乖離が見られる。ここでは雄弁の力を示す例として、一個人が自分を殺そうとする兵士を制止するという場面が選ばれている。このように何かを行わないように聞き手を制止する弁論は、(何かを行うように勧告する弁論と対をなして)修辞学理論における審議弁論に属すると見なすことができる。この点ではこれは先の範例と共通している。ただし、先の範例が民衆全体に対する説得という公的かつ修辞学理論において伝統的に想定されている場面であるのに対して、この場面はきわめて私的なものであり、従来の修辞学理論で想定されている場面ではない。この点には(この範例がそれ以前の修辞学書に見出されないということと並んで)、この時代の修辞学理論、とりわけ審議弁論に関する理論の新しい傾向を見て取ることができる。この分野は帝政における議会の衰微に伴って、より個人的な場面をも含む説得の技術と捉えられるようになっていたからである<sup>273</sup>。ワレリ

270 SEN. suas. 6 'deliberat Cicero, an Antonium deprecetur'. 7 'deliberat Cicero, an scripta sua comburat promittente Antonio incolumitatem, si fecisset.

271 SEN. suas. 6, 16-27. VELL. 2, 66, 1-5. ワレリウスについては5, 3, 4および本研究第三章(5)を参照。

272 両者はともに偉大な弁論家であったし、残虐で不正な敵によって暗殺者を向けられている。彼らの暗殺者は殺された者の体の一部を切り取って持ち帰り殺害を命じた者に差し出しているし、命じた者はそれを喜んで受け取り晒しものにした(アントニウスの死についてはCIC. de orat. 3, 10を、キケロの死については上記注270を参照)。ただしアントニウス殺害についてのこれらの細部がすでにキケロに見えることは、アントニウスの死に関わるすべてが修辞学校の創作であるわけではないことを示す。

273 この点について私は以前クインティリアヌスに即して考察した。吉田「クインティリアヌス」を参照。なお、これと比較するならば、最初の範例はきわめて伝統的な審議弁論の場面であるが、それが遠い理想的な共和政の時代に置かれていることは注目してよいだろう。こうした時代のローマの政治は帝政初期の公的見解としては理想像とされるものであり、これを賛美することは決して、帝政における政治権力の変化(元老院の地位の低下)をあらわにするようなものではなく、むしろ逆にそれを隠し、過去との連続性を強調するようなものであった。この点でワレリウスの選択は、審議弁論の変化とそれに応じた修辞学理論の変化という観点から見て、クインティリアヌスと同様に、変化を認識しつつも帝政に忠実であると言える。

ウスがこうした例によって雄弁の力を示していることは、雄弁の使用の個人的なものへの転換を示しており、図らずも当時の修辞学理論の変容の一端を見せていると解釈できる。

最後に、章全体についての考察からは少し逸脱するが、この範例についてワレリウスが加えている論評に触れておきたい。彼はそこで「その者の声を自分の耳に入れることを望みさえしたのならば敵でさえも誰一人として彼を殺すことができなかった、そうした人物はいかに能弁であったと考えるべきだろうか」と述べている。この章は雄弁そのものの力を示すものであるにもかかわらず、この論評で評価されているのはアントニウス個人の弁論の能力である。むしろ、ある個人が雄弁をもって大きなことを成し遂げたならば、それは結果的に雄弁一般の力を示すことにはなる。しかしワレリウスの論評が個人の能力を強調していることは、雄弁の使われる場としてより個人的な領域が想定されてきたことと関連付けられるように思われる。

この論評におけるもう一つの特筆すべき点は、アントニウスが「能弁な者」*disertus* とされているという点である。これはキケロにおいて、雄弁な者 *eloquens* とは区別されており、真に雄弁の力を持ったものよりは一段低いものとみなされており、しかもこの区別を『弁論家について』においてなしているのは登場人物たるアントニウス本人である<sup>274</sup>。したがってキケロの用法を重視する限り、ワレリウスがここでこの語を用いることは奇妙と言わざるを得ない。このことは、ワレリウスがこの範例においてキケロ的な伝統的修辞学から離れていることに由来するかもしれない。

ただしワレリウスにおけるこの語の用法を見るならば、この点をあまり重視しすぎることはよくないであろう。彼はこれをたんに雄弁と同じ意味に使っているように見受けられるからである。この語はアントニウスについては3, 7, 9でも用いられており、また4, 7 ext. 2bでは自分の庇護者であるポンペイウスへの賛辞として最上級で用いられている。このことは、彼にとってこの語が大きな称賛であったことを示す。他方で彼は *eloquens* を用いておらず、両者の対立を彼の著作に見ることは困難である。したがって、この語がアントニウスについて使われていることが彼に対するワレリウスの評価の低さを示すと捉えることはできない。

第三の範例ではドラベラを訴えたカエサルが、相手の弁護人コッタの弁護によって自分から最

---

274 CIC. de orat. 1, 94 (QVINT. inst. 8 praef. 13にも引用されている)。これらの違いは弁論によって真に人を動かすことができるかという点にあり、後に示されるようにワレリウスのこの章における主題はまさにこの弁論で人を動かすという力にあるので、彼があえて *disertus* を用いていることはいっそう奇妙に思われる。

良の係争が奪われていくと言ったということが扱われている<sup>275</sup>。この範例の場合には今までの二つと異なり、その典拠として修辞学的背景を想定することができない。なぜならカエサルがこの発言が他の典拠によって伝えられていないからである。ただしこの裁判とそこにおけるコッタの弁護については『ブルトゥス』に述べられており、後の著作家たちによっても言及されているので、裁判自体は有名なものであったと考えられる<sup>276</sup>。したがってワレリウスはここで、アントニウスに関する先の範例のときと同様、雄弁の力を示す範例を修辞学理論書とは別のところから取り出している。

ではこの範例は、既存の修辞学理論における雄弁の力についての議論とは結びつかないものなのだろうか。私は必ずしもそうではないと考える。この範例では雄弁の力は、コッタの雄弁によって「最良の係争が自分(カエサル)から奪われる」と述べたカエサルの発言によって表されている。この発言は、その他の点(物証や証人)では明らかに優位な自分の主張が、ただ相手側の雄弁によってのみ覆されるという事態を指している。このように雄弁の力によって罪人を無罪とすること(あるいはその逆)が許されるのかという問いは、修辞学の有用性を巡る議論において、おもにそれを否定する立場から提起されてきたものである<sup>277</sup>。したがってこの範例は、最初の範例と同様に修辞学の有用性についての議論と関連づけられるが、むしろそれを否定する論に近いと言える。とはいえ、ワレリウスがここで修辞学における雄弁の力についての議論を踏まえ、それに沿うような逸

275 8, 9, 3 divus quoque Iulius, quam caelestis numinis tam etiam humani ingenii perfectissimum columnen, vim facundiae proprie expressit dicendo in accusatione Cn. Dolabellae, quem reum egit, extorqueri sibi causam optimam C. Cottae patrocinio, si quidem maxima tunc †eloquentiae† questa est. cuius facta mentione, quoniam domesticum nullum maius adiecerim exemplum, peregrinandum est.

276 CIC. Brut. 317. 他には VELL. 2, 43, 3. TAC. dial. 34, 7. SVET. Iul. 4, 1 など(ORF, 386-7を参照)。タキトゥスではこれは、若くして弁論の才能を発揮した人物の例として挙げられている(カエサルは当時21歳であった)。

277 QVINT. inst. 2, 16, 1-2 quidam vehementer in eam *rhetoricen* invehi solent, ... (2) eloquentiam esse quae poenis eripiat scelestos, cuius fraude damnentur interim boni (Rheinhardt & Winterbottom *ad loc.* も参照)。より一般的にはこの批判は、「より弱い言論をより強いものとしている」というソフィストに対する批判に遡ることができるだろう(ラテンの修辞学書では、キケロ『ブルトゥス』がこれに言及している[CIC. Brut. 30])。クインティリアヌスのこの箇所では引き続き、修辞学の有用性を否定する立場からの議論として、修辞学によって審議弁論において人々の判断が誤った方向に導かれ、民衆の蜂起が扇動されることが挙げられている(*consilia ducantur in peius, nec seditiones modo turbaeque populares sed bella etiam inexpiabilia excitentur*)。これは、8, 9, 1についての考察でききほど扱った、民衆の蜂起を静める理想の弁論家像の逆であると言える。なおラインハルトらが指摘するように、伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』では、弁論家、医者、哲学者が互いに自分がいかに市民に役立つかを競うという主題の下で、弁論家に対してほぼ同じ批判がなされている(QVINT. decl. 268, 18-9)。このことから、修辞学の有用性を巡るこの議論が修辞学校でも知られていたことが分かる。

話を修辞学理論書以外の典拠に求めているという点に変わりはない。

ここで雄弁の力を示す弁論があまり良くない内容を持つものであることは、ワレリウスが雄弁や修辞学に対して否定的であったということの証拠と捉えるべきではないだろう。彼がこの章で示そうとしているのは雄弁の力の大きさそのものであり、それが善悪どちらに働くのかという点は顧慮されていないと考えられるからである。むしろ、このように弁論の法廷における有用性を否定する立場に対して、修辞学の側からは反論が行われている。クインティリアヌスは弁論家の倫理的側面を扱う箇所でのこの問題を論じており、良き人である理想の弁論家が罪人を弁護することはないが、状況によっては(たとえばその人がその件に関しては有罪であってもそのときあるいは将来国家に役立つような場合)罪人を無罪にするような弁論は許されると述べている<sup>278</sup>。しかしこうした場合はあくまで例外であり、ドラベラのこの裁判がこのような事例だと考えられていたとは思われない。したがって先に述べたように、ワレリウスはここで雄弁の力が使われる目的の善悪を問うていないと想定しなければならない。

弁論の種類という点から見ると、この範例は法廷弁論を扱っている。修辞学理論書において雄弁の力を示すのによく用いられるのは国家を動かす場面における審議弁論であったし、ワレリウスも章の最初の例ではそうした場面を取り上げている。それに対してここで法廷弁論が取り上げられていることは、彼が雄弁の力を弁論の様々な種類において示そうと試みていたことを示唆する。またすでに見たようにこの範例において雄弁の力は、その他の点(物証や証人)では明らかに優位な側の主張が相手側の弁論によってのみ覆されるという点に示されている。このように他の点では不利である訴訟を弁論によって有利に進めることは、法廷弁論における雄弁の力の最たるものだということができるだろう。したがってワレリウスはこの範例で、雄弁の力が示される範囲を法廷弁論に拡大し、法廷において最もそれが発揮される状況を選び出していることになる。こうしたことは、ワレリウスが弁論の種類の区分と個々の種類の特徴についての修辞学理論に慣れ親しんでいたことを示唆する。

カエサル発言に触れた後でワレリウスは、「彼に言及した後では、これより大きな国内の例を加えられないであろうから、国外へと移行すべきである」と述べ、国外の範例を三つ付け加える。これらについては国内の三つの例についての考察に即して、より簡単に見ていく。

---

278 QVINT. inst. 12, 1, 33-45. ここでもクインティリアヌスは、このことを修辞学に対する批判として口にする人々がいることに言及している(12, 1, 33 videor mihi audire quosdam ... illa dicentis: 'quid ergo tantum est artis in eloquentia? cur tu de coloribus ... locutus es, nisi aliquando vis ac facultas dicendi expugnat ipsam veritatem?')。



国外の範例の一つめは、弁論によってアテナイに僭主政を敷くことに成功したペイストラトスである。ワレリウスは、彼に反対してソロンが弁論を行い、後者の意見のほうがより健全であったにもかかわらず、彼の弁論のほうが巧みであったので、他の点ではきわめて賢明な都市が自由より隷属を望んだと述べている<sup>279</sup>。この逸話が修辞学理論書において何らかの役割を果たしたという事例は、我々には知られていないし、僭主政を説く弁論が修辞学理論で肯定的に扱われることはないと考えられる。またワレリウスは、次の範例において依拠しているキケロ『弁論家について』の箇所直前にペイストラトスについての言及があることから、この範例を着想したと思われる。したがって、この逸話自体と修辞学説とのそれ以上の関わりは想定しなくてよいだろう。

弁論の種類という点では、ここで扱われているのは審議弁論である。二人の論者が民衆の前である政策について賛成と反対の弁論を行うというのはその典型例と言える。国外の範例においてもワレリウスは、国内の場合と同様に、最初に典型的な場で行われる審議弁論を置いている。これは、このような場が雄弁の力が発揮される最も大きな場だとする修辞学理論を踏まえている。

次の範例も同様にアテナイの政治から取られており、ペリクレスが弁論によってアテナイ人を意のままに操縦したことが、雄弁の力の例とされている<sup>280</sup>。この出来事は修辞学理論で扱われている有名な例であった。この箇所が直接拠っているのは『弁論家について』だと考えられる<sup>281</sup>。そここの箇所との内容や表現の一致は、そこがワレリウスの直接の典拠であったことを示唆する。

---

279 8, 9 ext. 1 Pisistratus dicendo tantum valuisse traditus est ut ei Athenienses regium imperium oratione capti permitterent, cum praesertim e contraria parte amantissimus patriae Solon niteretur. sed alterius salubriores erant contiones, alterius disertiores. quo evenit ut alioqui prudentissima civitas libertati servitatem praeferret.

280 8, 9 ext. 2 Pericles autem, felicissimis naturae incrementis sub Anaxagora praeceptore summo studio perpolitibus instructus, liberis Athenarum cervicibus iugum servitutis inposuit: egit enim illam urbem et versavit arbitrio suo, cumque adversus voluntatem populi loqueretur, iucunda nihilo minus et popularis eius vox erat. itaque veteris comoediae maledica lingua, quamvis potentiam viri perstringere cupiebat, tamen in labris hominis melle dulciorem leporem fatebatur habitare, inque animis eorum qui illum audierant quasi aculeos quosdam relinqui praedicabat. fertur quidam, cum admodum senex primae contioni Periclis adolescentuli interesset, idemque iuvenis Pisistratum decrepitem iam contionantem audisset, non temperasse sibi quo minus exclamaret caveri illum civem oportere, quod Pisistrati orationi simillima eius esset oratio. nec hominem aut aestimatio eloqui aut morum augurium fefellit. quid enim inter Pisistratum et Periclen interfuit, nisi quod ille armatus hic sine armis tyrannidem gessit?

281 CIC. de orat. 3, 138 (他の箇所については Leeman *et al.*, *ad loc.* および Connor, ‘Vim Quendam Incredibilem’を参照)。

ワレリウスが雄弁の力を示す範例としてなぜこの逸話を選んだのかは、考察に値する。なぜならこの逸話が語られている『弁論家について』の箇所は、教養を身に着けることが優れた弁論家になることにつながるということを示すものであり、雄弁の力とは関係がないからである。つまりワレリウスはここで、雄弁の力と関係ない文脈で用いられた逸話をこの章の範例に転用している。そのさいに彼はこの逸話のどの点に着目していたのだろうか。

一つの点は、ペリクレスが民衆の意に染まぬことまでも民衆に説得できたという点である。この点はキケロにもワレリウスにも明確に述べられているので、後者が着目していた点であると考えられる。このような説得は聞き手の望むことを説得するよりもはるかに困難であり、雄弁の力を最大限に示すものと捉えられる<sup>282</sup>。既に一般論として述べたようにワレリウスは個々の出来事を描写するさいに、それが収められた章で扱われている主題を最大限効果的に示すという意図を持ってそれを行っている<sup>283</sup>。したがってワレリウスがこの章でこうした事例を取り上げることは、こうした意図から来していると説明できる。このような説明は先に見たカエサルやペイシストラトスの範例にも、続くヘゲシアスの範例にも適用できるだろう。

もう一つの点は、この逸話が持っていた別の文脈である。キケロはこの逸話に言及している他の箇所の一つで、弁論の文体を問題としている<sup>284</sup>。弁論の文体は簡潔体、中間体、荘重体の三つに分けられていて、ペリクレスの弁論は三つ目の代表例と判断され、その証拠として同時代の喜劇から、彼がギリシャ全体を揺り動かしたことを述べる詩句が引用される<sup>285</sup>。このようにペリクレスは、荘重体を用いて人を動かすのに長けた弁論家であったというのがキケロにおける定まった評価である。ワレリウスがこの評価を知っていたならば、この逸話を雄弁の力の範例に転用することは容易であっただろう。

この第二の点から、ワレリウスは雄弁の力についてある見方を持っていたと推測される。すなわち、雄弁の力とは人を動かすという点にあるのだという見方である。こうした見方はワレリウス独自のものではなくキケロに見られるものであるので(先ほどの *eloquens* と *disertus* を分けるのも結局はこの点である)、もしこの推測が正しければ、ワレリウスはキケロの修辞学における雄弁の理想像を

282 たとえば以下の箇所を参照: SEN. contr. 10 praef. 4 magna .. esse debet eloquentia, quae invitis placeat. QVINT. inst. 4, 3, 9 nihil ... facile persuadetur invitis.

283 第一章「(2) 著作の概要」およびそこへの注 55 を参照。

284 CIC. Orat. 29 (Brut. 290. QVINT. inst. 12, 10, 24. 12, 10, 65 も参照)。

285 弁論の三文体については Lausberg, *Handbuch*, §1079 を参照。CIC. Orat. 29 qui *Pericles* si tenui genere uteretur, nunquam ab Aristophane poeta ‘fulgere, tonare, permiscere Graeciam’ dictus esset.

受け入れていることになる<sup>286</sup>。この推測の当否はこの範例だけから決定できるものではないが、次の章の考察においてそれはより明らかになるだろう。

最後の範例は、キュレネ派の哲学者ヘゲシアスが生の不幸を弁論で描き出したために死を望む者が多く出たので、それについて論じることを王から禁止されたというものである<sup>287</sup>。今までの範例で見えてきた観点から、この範例の特徴は容易に見て取れる。まずこれは修辞学の教説と結びつけることができず、典拠と考えられるのは哲学書である『トゥスクルム対談』である。したがってワレリウスはこれを雄弁の力の範例にふさわしいと自分で考えて取り上げたことになる。彼がそう考えた理由は、これに先行する三つの範例の場合と同様だと考えられる。つまり、ここでは死という誰もが避けるであろう不幸を人々に説得することに成功したという点が、雄弁の力を最大限示すものと捉えられているのである（ヘゲシアス自身の目的は死を説得することではなかったであろうが、ワレリウスにとってはそれは問題でなかっただろう）。

弁論の種類という点から見ればこれは、一種の演示弁論ということになる。これによってワレリウスはこの章で弁論の三種類をすべて扱ったことになる。またこの章では、国内の範例でも国外の範例でも、修辞学理論書で最も雄弁が発揮される場とされている議会における審議弁論が最初に置かれ、最後にそれ以外の種類の弁論が付け加えられている。このことはワレリウスが、修辞学理論書における雄弁の力についての典型的な例を取り上げつつ、それ以外の分野にもそれを示す範例を捜し求めたことを示すと言える。なお、この弁論のように一見常識に反するようなことを説いてみせることは、演示弁論によって弁論家の力を示すさいの伝統的な手法であった<sup>288</sup>。このこともワレリウスのここでの選択に影響したように思われる。

以上の考察からこの章の範例について次の結論が導かれる。ワレリウスのこの章における範例

---

286 キケロの見方については、de orat. 1, 60 および Leeman *et al.*, *ad loc.*を参照 (Brut. 89. 276. 322 を追加せよ)。

287 8, 9 ext. 3 quantum eloquentia valuisse Hegesian Cyrenaicum philosophum arbitramur? qui sic mala vitae repraesentabat, ut eorum miseranda imagine audientium pectoribus inserta multis voluntariae mortis oppetendae cupiditatem ingeneraret: ideoque a rege Ptolomaeo ulterius hac de re disserere prohibitus est.

288 このことは『ヘレネ頌』を書いたゴルギアスや『ブシリス』を書いたイソクラテスといったソフィストや修辞学者だけではなく、ローマで二日間にわたり正義について正反対の弁論二つを行ったアカデメイア派のカルネアデスのような哲学者にもあてはまる(カルネアデスについては QVINT. inst. 12, 1, 35. LACT. inst. 5, 14, 3-5 [= CIC. rep. 3, 7]を参照)。

の選択には、修辞学理論が影響している。それは以下の点に見られる。まず範例の典拠という観点から見たとき、幾つかの範例(1とext. 1とext. 2)は修辞学理論書から取られている。これらは修辞学理論書において雄弁の有用性や弁論の文体の効用など、雄弁の力に関わる教説の例として引き合いに出されるものであり、ワレリウスはその文脈を踏まえてこれらを使用している。また出来事自体は修辞学書に見出されないが、その内容が修辞学書における雄弁の有用性の議論に結び付けられる範例がある(3)。これは修辞学におけるそうした議論を踏まえた上でワレリウスが補足したものと捉えられる。次に、各範例で扱われている弁論の種類を見たとき、この章では基本的な分類である法廷、審議、演示の三つがすべて扱われている。このうち、修辞学理論書において雄弁の力が最大限発揮される場とされている議会における審議弁論は国内、国外のそれぞれの冒頭に置かれ、重視されている(1とext. 1とext. 2)。それに加えて、審議弁論が個人的な場面で使われる範例が付加されている(2)。これは帝政期におけるこの種の弁論の変容を示すと捉えられる。残りの二つの種類の弁論も取り上げられている。これはワレリウスが雄弁の力をなるべく広い分野において示そうとしていることを示唆する。修辞学理論との関わりとは別に、これらの範例を選ぶさいのもう一つの基準は、(この著作全般に言えることだが)章の主題を効果的に示す出来事を選ぶということである。その結果この章では、聞き手にとって受け入れがたい内容を説得するような事例が多く扱われている(ext. 1とext. 2とext. 3)。またワレリウスは、雄弁の力の最も重要な点は人を動かすことにあると考えていたように思われる(ext. 2. この点は次の章の考察においてより大きく扱われる)。

## (2) 第8巻第10章

この章は、「発声と身体のふさわしい動きにどれほどの重要性があるか」と題されている。序に明らかにされているとおり、ここでは引き続き弁論が扱われており、弁論のさいの発声と所作が主題になっている<sup>289</sup>。

個々の範例の分析の前に章の主題について考察したい。この章で扱われている発声と所作は、修辞学理論の中で確固とした位置づけを持っている。修辞学が取り扱う対象は全体として五つの部分、つまり発想、配列、措辞、記憶、実演に分けられており、実演は発声と所作に分けられる<sup>290</sup>。したがってこの章の主題は、修辞学理論における実演に相当する。

289 「身体の動き」を一語で表す語としてここでは「所作」を用いることにする。

290 修辞学の五区分については Lausberg, *Handbuch*, §255 を参照。

弁論の五部分のうちの一つだけを取り上げていることは、先の章と比較したとき奇妙に思われる。先の第9章は雄弁の力を扱っており、これは弁論に関わるすべての部分を包括しているように思われるので、その一部に過ぎない実演だけを次の章で再び取り上げる必要はないように思われるからである。この疑問には、この章の序を検討することで答えることができる。序においてワレリウスは、発声と所作は雄弁の飾りであって、それらを備えることで雄弁は三つの方法で人々に近づくのであり、その三つとは自らが心に入り込むこと、発声が耳を、所作が目を優しく撫でることであると述べている<sup>291</sup>。ここでは発声と所作が雄弁自体から切り離され、その飾りとされている。ここから判断するに、ワレリウスは修辞学の五部分のうち実演を、弁論そのものとは別のものとみなしている。したがって前の章で雄弁について扱ったとき、彼は実演をそこに含めておらず、代わりに実演だけを扱う別の一章を後に設けたのである。

このように実演を切り離して考えることは、修辞学理論書の実態に沿っていると言える。修辞学理論書においては、弁論を五つの部分に分けつつも、主に扱うのは最初の三つ、とりわけ発想と措辞だけで、第四の部分である記憶は修辞学理論書、特にキケロにおいて扱いが非常に少ない<sup>292</sup>。そして後で見ると、実演はキケロを始めとする修辞学書で重要性が強調されているが、具体的な教説は少なく、発想や措辞といった弁論そのものを扱う修辞学の理論体系からは外れている。したがってワレリウスが雄弁を扱う章を書くさいに、弁論そのもの（これは修辞学の区分では最初の三つに相当する）を扱う章と、実演を扱う章とを別々に設け、そして記憶を扱わなかったのは、修辞学の区分に適ったものであると言える。このことは彼が修辞学の区分に関する教説に慣れ、その実態を把握していたことを示唆する。同時にこれは、彼が修辞学の区分の全体を扱おうと試みていることも暗示する。

今考察したこの章の序からはまた、ワレリウスは実演がどのような点で重要だと考えていたかが

---

291 8, 10 praef. eloquentiae autem ornamenta in pronuntiatione apta et convenienti motum corporis consistunt. quibus cum se instruxit, tribus modis homines adgreditur, animos eorum ipsa invadendo, horum alteri aures alteri oculos permulcendos tradendo.

292 主要な修辞学書を見れば、キケロ『弁論家について』では、記述は体系的ではないが、記憶と実演についての記述は第2巻と第3巻の終わりの僅かな部分に限定される（記憶については2, 350-60. 実演については3, 213-27）。クインティリアヌスでは全12巻のうち、発想に4巻、配置に1巻、措辞に3巻と1章が当てられているが、記憶と実演には第11巻の中でそれぞれ1章ずつが当てられているにすぎない。『ヘレンニウスへの弁論術』は例外的に記憶と実演に比較的多くを割いており、全4巻のうち第3巻の約半分を両者に当てている（実演については3, 19-27、記憶については3, 28-40）。

読み取れる。ここでは、発声と所作が目や耳に訴えかけることによって、雄弁が人々に近づく手助けをされると言われている。この場合の「近づく」*adgreditur* は、何らかの目的を持って人に接近することを意味している<sup>293</sup>。雄弁が聞き手に働きかけるさいの最終的な目的とは、彼らを説得することにはならない<sup>294</sup>。したがって実演の重要性も、人々の説得に寄与することにあることになる。以下に続くこの章の範例の分析では、本章の最初に示した三点の他に、実演がどのように説得に寄与するとワレリウスが描写しているかにも着目していく。

最初の範例は、ガイウス・グラックスが民会において弁論するさいに、弁論の調子を制御するために笛を吹く奴隷を自分の後ろに隠して立たせていたことを伝えている<sup>295</sup>。これは『弁論家について』に引かれている出来事であり、表現の類似から、ここがワレリウスの直接の典拠と考えられる<sup>296</sup>。この著作ではこれは、実演における声、特にそれに変化を与えることの重要性を説く文脈で用いられている。したがってここでワレリウスは、もとの修辞学理論の文脈を踏まえてこの例を引用している。

しかしこの節でワレリウスは、キケロに描かれた逸話に独自のものを付け加えている。それは「(グラックス)自身がこうした調節について入念に判断することは熱意と実演の勢いとは許さなかったからである」という彼の意図の説明の部分である<sup>297</sup>。つまりここでは、グラックスに自分の弁論の調子を判断することを許さなかったのは彼の実演の力であったという解釈が提示されている。これによってキケロとワレリウスとでは、実演の重要性という同じことを同じ逸話によって示していながら、そのさいに重視している点が異なることになっている。キケロにおいて実演の重要性は、グラックスの判断によって示されている。彼が自分以外に自分の発声を調節する人間を用意するほど実演を重視していたということは、彼ほどの雄弁家がそれだけ実演を重視していたということであり、キ

293 *TLL* I 1316, 10-58 ('*II adire aliquem (vel ad a.) cum certo consilio*')を参照。

294 雄弁の最終的な目的としての説得については、Lausberg, *Handbuch*, §§ 33. 256を参照。

295 8, 10, 1 sed ut propositi fides in personis inlustribus exhibeatur, C. Gracchus, eloquentiae quam propositi felicioris adulescens, quoniam flagrantissimo ingenio, cum optime rem publicam tueri posset, perturbare impie maluit, quotiens apud populum contionatus est, servum post se musicae artis peritum habuit, qui occulte eburnea fistula pronuntiationis eius modos formabat aut nimis remissos excitando aut plus iusto concitatos revocando, quia ipsum calor atque impetus actionis attentum huiusce temperamenti aestimatorem esse non patiebatur.

296 *CIC. de orat.* 3, 225. なおワレリウスは、より詳細に伝えた著作家たちに基づき、キケロと異なる記述を行っている (*Gell.* 1, 11, 10-6)。このことから間接的にワレリウスのキケロへの依存が確かめられる。

297 ワレリウスが範例の行為者の意図を記述することについては本研究第五章 I を参照。

ケロはそのことを実演の重要性の証明として提示している。それに対してワレリウスはわざわざ意図の説明を付加し、グラックスの実演が彼自身を動かしたという点を強調している。ここから推測されるのは、ワレリウスは実演の重要性を、それが人々を動かすことができるという点にあると見なし ていたということである。

この推測は、先にこの章の序について確認したことと照らし合わせてみるべきだろう。序において見られたのは、実演が重要であるのはそれが弁論本体の説得に寄与するからであるという考えであった。弁論における説得の手段は様々であるが、その一つは聞き手の感情を動かすことである<sup>298</sup>。したがって、人々を動かすような実演は、説得に寄与するはずである。それゆえこのグラックスの逸話でワレリウスが述べている、実演が人々を動かすということを重要視する考えは、序における彼の主張と整合すると言える。

同じ考えは続く範例からも見てとることができるが、そこへ移行する前に一つだけ補足したい。それは、この範例で実演によって感情を動かされていたと記されているのは弁論していた本人のグラックスであるのに対し、修辞学理論書で弁論における説得手段の一つに挙げられるのは聞き手の感情を動かすことだという点である。この点で両者はたしかに食い違っているが、この違いは今の問題に関してはさほど大きくないと考えられる。なぜなら、弁論家が人の感情を動かすためには、まず彼自身の感情が動かされている(か、そのように見える)必要があると考えられていたからである。この考えはキケロの修辞学書において繰り返し示されている<sup>299</sup>。これらのことからワレリウスにとって、弁論家自身の感情が弁論によって動かされることは、その弁論が聞き手の感情を動かす力をもっていることの証左であったと見ることができる。

この章の第二の範例では、ホルテンシウスの所作がきわめて優れていたのも、彼の弁論のさいに喜劇役者アエソプスとロスキウスがしばしば彼の体の動きを見るためにやってきて、そこで学んだ動きを舞台に応用していたということが述べられている<sup>300</sup>。ホルテンシウスが弁論家に必要とさ

---

298 弁論による説得の手段については Lausberg, *Handbuch*, §257 を参照。

299 CIC. de orat. 2, 189 および Leeman *et al.*, *ad loc.* を参照。キケロ以外ではたとえば QVINT. 6, 2, 25-36 に見られる。

ワレリウスが 8, 10, 3 で典拠とした『ブルトゥス』の箇所(CIC. Brut. 277-8)でも、同じ考えが前提とされている(8, 10, 3 についての以下の議論を参照)。

300 8, 10, 2 Q. autem Hortensius, plurimum in corporis decoro motu repositum credens, paene plus studii in eodem elaborando quam in ipsa eloquentia adfectanda impendit. itaque nescires utrum cupidius ad audiendum eum an ad spectandum concurreretur: sic verbis oratoris aspectus et rursus aspectui verba serviebant. constat Aesopum

れている以上に所作に長けていたことは、既にキケロが述べているし、またクインティリアヌスも実演を論じ始めるさいに、その重要性を述べるために彼を引き合いに出している<sup>301</sup>。したがってホルテンシウスは、修辞学理論書において実演の重要性を証する典型例であったと考えられる。ただし、ここで言われているように彼が役者に模倣されたという証言は他の典拠には見られない。ワレリウスはこれを我々の知らない別の典拠から知ったのかもしれないが、弁論家にとってロスキウスのような所作の技術が必要であるとキケロは述べているので、この逸話は、そうした箇所とホルテンシウスの実演についての評価との混同の結果生まれたようにも思われる<sup>302</sup>。いずれにせよ、役者へのこの言及を除けば、ワレリウスが彼をここで範例としていることは実演に関する修辞学理論に忠実であると言える。

この範例において章題である実演の重要性は主に、ホルテンシウスという著名な弁論家が所作をきわめて重視したという点に現われている。しかしワレリウスは自分の言葉で、「このように弁論家の言葉に見た目が、そして逆に見た目に言葉が奉仕していた」と付け加えることを忘れていない。所作が弁論に奉仕するという説明の付加により、ここでも実演の重要性が説得への寄与にあることに注意が向けられている。

第三の範例はキケロの発言を扱っている。ガリウスの裁判において告発者が、被告によって自分に毒が用意されたことを証人と自筆書類と拷問によって証明するつもりだと述べたとき、彼の声と表情が弛緩したものであったので、弁護に立ったキケロは「君はそれらをでっちあげたのでなければ、そのように弁論したのだろうか」と述べた<sup>303</sup>。この逸話はキケロ自身によって『ブルトゥス』で語られており、彼の発言が全く同じであることから、そこが直接の典拠であると考えられる<sup>304</sup>。

---

Rosciumque ludicrae artis peritissimos illo causas agente in corona frequenter adstittisse, ut foro petitos gestus in scaenam referrent.

301 CIC. Brut. 303. QVINT. inst. 11, 3, 8.

302 CIC. de orat. 1, 251 quis neget opus esse oratori in hoc oratorio motu statuque Rosci gestum et venustatem? なおゲリウスも、ホルテンシウスの所作は役者のようだと批判されたと述べている(GELL. 1, 5, 2)。

303 8, 10, 3 nam M. Cicero quantum in utraque re de qua loquimur momenti sit oratione quam pro Gallio habuit significavit, M. Calidio accusatori exprobrando quod, praeparatum sibi a reo venenum testibus chirographis quaestionibus probaturum adfirmans, remisso voltu et languida voce et soluto genere orationis usus esset, pariterque et oratoris vitium detexit et causae periclitantis argumentum adiecit totum hunc locum ita claudendo: ‘tu istud, M. Calidi, nisi fingeres, sic ageres?’

304 CIC. Brut. 277-8. ただしそこでの発言には、ワレリウスが省略している続きがある。以下の議論を見よ。



ワレリウスはここでも、典拠となる修辞学書における文脈を踏まえて、この出来事を実演の重要性を示す範例として取り上げたように思われる。ただしこのことは簡単に読みとれるものではない。『ブルトゥス』のこの箇所は、実演を主題としているわけではないからである。しかしそこでの記述において所作や発声が聞き手を動かすという考えが前提となっているということは、以下のようにして示すことができる。

『ブルトゥス』においてこの逸話は、弁論家カリディウスについての論評の中に現われる。キケロはまず、彼の弁論が他の点では優れていたのに、人々の心を動かすという最も重要な点で劣っていたと述べ、この出来事の叙述はその後に来る。その概要はワレリウスの記述とほぼ同じであるが、キケロの言葉にはワレリウスが引用していない続きがある。そこで彼は、カリディウスの弁論に憤慨を示すような動作や声が伴っていないことを指摘し、他の人ではなくまさに自分が危険にあったと主張しているのに、そうしたものが見られないことがあるだろうかと問う。そして、その結果として彼の弁論は聞く者の心を動かすことから遠ざかったと述べる。この発言から、所作や発声は弁論家本人の感情の現われであり、それが聞き手を動かすのだという考えがここで前提とされていることが分かる。これはつまり、所作や発声が聞き手を動かすという考えである。

ワレリウスはこの発言全体を読んで知っていた<sup>305</sup>。したがって実演についてのキケロのこうした考えが、自分がこの章の序で表明しているような実演の機能についての考えと一致することにも気づいていただろう。そのゆえに彼がこの事例をこの章に入れたのであれば、彼は『ブルトゥス』における文脈を十分に理解していたと言える。

国外の例はデモステネスを扱う一つの節だけからなるが、そこには二つの出来事が含まれている。一つは彼が弁論において最も効果的であるのは何かと問われて「実演」（この部分はギリシャ語）と答え、さらに第二、第三のものを問われて同じ答えをしたというものである。もう一つは彼と敵対したアイスキネスがロドスに逃れたさいに彼の弁論を朗読し、現地の人々がそれに驚嘆すると、「もし彼自身をあなたたちが聞いたらどうだっただろうか」と言ったというものである<sup>306</sup>。両者は『弁論

---

305 このことは、彼の用いている表現 (et **oratoris vitium** detexit et causae periclitantis **argumentum** adiecit) が、キケロが自分の発言をすべて引用し終えた後で最後に加えている一文 (CIC. Brut. 278 sic nos summi **oratoris** vel **sanitate** vel **vitio pro argumento** ... **usi sumus**) から取られていることから明らかである。おそらく彼はこの箇所全体を抜書きしていただろう。

306 8, 10 ext.1 consentaneum huic Demosthenis iudicium. cuidam, cum interrogaretur quidnam esset in dicendo efficacissimum, respondit ‘ἡ ὑπόκρισις’. iterum deinde et tertio interpellatus idem dixit, paene totum se illi debere

家について』にこの順番で続けて現われており、アイスキネスの発言にも類似が認められるので、ワレリウスはここでこの著作に依拠していると言える<sup>307</sup>。キケロのこの著作においてこれらは実演が扱われる箇所の最初に置かれている。つまりキケロは、これらが実演の重要性を端的に示す良い例だと考えていたことになる。したがって、ワレリウスがこれをこの章の範例として取り上げることは、『弁論家について』におけるこうした位置づけを理解してのことだったとまずは言うことができるだろう。

しかしワレリウスと修辞学理論とのさらなる関わりが、彼がキケロの記述に独自に付加している部分に見られる。それは二つめの逸話において彼の発言の背景にある状況として述べられている、アイスキネスがデモステネスから受けた印象である<sup>308</sup>。彼はデモステネスの「力と熱意とを尊敬した」のであり、それは彼の「目のきわめて激しい生气、表情の恐るべき重み、個々の言葉にきわめて適合した声の響き、身体のきわめて効果的な動きを経験した」ためとされている。ここでデモステネスの実演は、生气に満ちて激しく、人を恐れさえさせるようなものとして描かれている。弁論におけるこうした特徴は修辞学理論においてデイノーシスと呼ばれ、デモステネスはその代表的な例とされる。そしてこのデイノーシスの役割は、聞き手の感情を動かすことにある。修辞学理論におけるデイノーシスは通常措辞に関して言われるものであるが、ワレリウスは同様の役割をデモステネスの実演も果たしていたと考え、キケロから取ったこの例に自らこうした細部を加えたように思われ

---

confitando. recte itaque Aeschines, cum propter iudicalem ignominiam relictis Athenis Rhodum petisset atque ibi rogatu civitatis suam prius in Ctesiphontem deinde Demosthenis pro eodem orationem clarissima et suavissima voce recitasset, admirantibus cunctis utriusque voluminis eloquentiam, sed aliquanto magis Demosthenis, 'quid, si' inquit 'ipsum audissetis?' tantus orator et modo tam infestus adversarius sic inimici vim ardoremque dicendi suspexit ut se scriptorum eius parum idoneum lectorem esse praedicaret, expertus acerrimum vigorem oculorum, terribile voltus pondus, accommodatum singulis verbis sonum vocis, efficacissimos corporis motus. ergo etsi operi illius adici nihil potest, tamen in Demosthene magna pars Demosthenis abest, quod legitur potius quam auditur.

307 CIC. de orat. 3, 213 (orat. 56も参照)。なお、ワレリウスがデモステネスの言葉をギリシャ語で引用していることは、もしかしたら第二の典拠を示唆しているのかもしれない。しかしキケロではこれが間接話法で表されているので、それをより劇的にするために彼が直接話法に変えたさいに、自分でギリシャ語を入れたということも考えられる。いずれにせよ他の類似点から、『弁論家について』が主たる典拠であることは疑いない。なおクインティリアヌスは上記の箇所(QVINT. inst. 11, 3, 8)で、アイスキネスの言葉を'quid si ipsum audissetis?'としている。これは(途中のinquitの挿入の有無を除けば)ワレリウスと全く同じであり、キケロの言葉('quanto' inquit 'magis miraremini, si audissetis ipsum!')とは異なっている。クインティリアヌスがワレリウスを読んだかどうかはほとんど探求されていないが、ここはその可能性を示すのかもしれない。

308 分詞を用いた状況の説明については本研究第五章Iを参照。

る。このことは、実演の重要性を人の感情を動かすという点に見るワレリウスの考えと整合する。

以上の考察から、この章について次のように結論づけられる。雄弁全体を扱った第 8 巻第 9 章の後に雄弁の一部分である実演を扱ったこの章が別に設けられているということは、修辞学理論における実演の扱いを反映している。そこでは実演は重要なものであるとされつつも弁論そのものに関わる他の部分からは切り離されているからである。ワレリウスはこうした扱いにならって実演についてこの章を別に設けている。このことは、修辞学理論における雄弁の区分の全体を網羅するという彼の意図を示している。章全体の序においては、実演は雄弁が人々を説得するのを助けるので重要であるという考えが見られる。個々の範例については以下のことが言える。修辞学書の利用という観点では、この章においてワレリウスはキケロの修辞学書、とりわけ『弁論家について』で実演を扱っている箇所依存しており、それらにおける記述におおむね忠実である。ワレリウスはこれらの修辞学書からたんに自分が範例として取り上げる逸話だけを借用しているのではなく、その前後に述べられている内容にも留意し、ときにはそこから範例に対する自分の論評の着想を得ている(3. ext. 1)。また彼は、直接の典拠であるキケロの著作に言及されていなくとも、著名な弁論家に対する修辞学における一般的な見方を知っていて、それを自分の範例記述に応用することもできた(ext. 1)。またこの章の序に見られた、実演の重要性はそれが雄弁による説得に寄与することにあるという彼の考えは、個々の範例でも一貫して強調されている。そしてそこには、この寄与が人々の感情を動かすことによってなされるという考えも見出される(1. 3. ext. 1)。

### (3) 第 8 巻第 1 章

ここから扱う 5 章(第 8 巻第 1~5 章)は、裁判を扱っている。これらにおける主題は雄弁そのものではないので、そこでの修辞学理論との関わりを検討することは、先の二つの章の場合ほど簡単ではないと考えられる。しかし裁判で行われる法廷弁論は修辞学理論において最も大きな扱いを受けている弁論の種類であるので、修辞学書でもそれを扱う部分が大きな割合を占めており、実際の裁判から引かれた実例も多い。したがって、これらの章に収められた範例についても、それらの教説や実例との比較が可能である。裁判そのものを章の主題とするのは第 1 章と第 2 章であり、それぞれ公的裁判と私的裁判とを扱っている。このうち特に最初に置かれた第 1 章は最も多くの範例を収めているので、本章でもこれを中心に検討する。第 2 章は修辞学理論との比較をそれほど多く提供しない。またそれに続く三つの章は裁判の特定の側面を扱うことでこれらを補完して

いると考えられ、ごく簡単に扱われる。

第8巻第1章は「公的裁判について」と題されている。この章は三つに分けられ、それぞれ、被告が放免された裁判、被告が断罪された裁判、被告が放免も断罪もされなかった裁判を扱う<sup>309</sup>。まず確認しておくべきは、ワレリウスがこの章で明らかにしようとしていることである。これについてワレリウスは序で、嫌悪に苛まれた人々がいかなる理由で放免または断罪されたかを思い出そうと述べている<sup>310</sup>。つまりワレリウスがこの章で扱うのは、被告の放免または断罪の理由である。これは簡単に、判決の決定要因と言ひ換えることができるだろう。そしてこうした決定要因を扱う目的は、同じ序で「裁判の不確かな動きがより平穏な心で耐えられるように」することであると述べられている。つまり、裁判において予期できない判決が下されるようなことがあってもそれに心を乱されることのないようにするために、ここに収められた範例が有効だということである。ここから、この章で扱われている判決の決定要因が、何らかの点で特殊なものであるということが予期される。判決が通常予期されるような要因で決定されたような事例は、裁判の予期せぬ結果への心構えに有効ではないだろうからである。したがってここに収められた各範例の分析では、本章の最初に示した着目すべき三点に加え、個々の裁判の判決要因が何であり、そのどこが特殊であるのかにも注目する。

個々の範例の分析に移る前に予め次の一点を指摘しておきたい。判決の決定要因が何かということは、修辞学理論においても重要な点である。法廷弁論の究極の目的は裁判において自分の望む判決を勝ち得ることであり、そのためには裁判官がどのような理由で判決を決定するかを知り、その決定に様々な手段で働きかけることが必要だからである<sup>311</sup>。したがってワレリウスもこの章全体の枠組みを、こうした修辞学理論に依拠して組み立てている。しかし判決の決定要因の特殊性というこの章の主題ゆえに、ここでは修辞学理論書を典拠としている範例の数は多くない。なぜなら、修辞学理論書でよく用いられるような典型的な裁判の例は、ここでワレリウスが述べようとしているような特殊な判決要因を持っていないからである。それゆえこの章でワレリウスは、全体の枠組み

---

309 この章の特殊な構成については、第一章「(2) 著作の概要」およびそこへの注 40 を参照。

310 8, 1 praef. nunc, quo aequiore animo ancipites iudiciorum motus tolerentur, recordemur invidia laborantes pro quibus causis aut absoluti sint aut damnati.

311 次の箇所を参照: ARIST. rhet. 2, 1 1377b21-4 ἐπεὶ δὲ ἕνεκα κρίσεως ἐστὶν ἡ ῥητορική (καὶ γὰρ τὰς συμβουλὰς κρίνουσι καὶ ἡ δίκη κρίσις ἐστίν), ἀνάγκη μὴ μόνον πρὸς τὸν λόγον ὄραν, ὅπως ἀποδεικτικὸς ἔσται καὶ πιστός, ἀλλὰ καὶ αὐτὸν ποιὸν τινα καὶ τὸν κριτὴν κατασκευάζειν:これが弁論による説得の手段(パトス、エートス、ロゴス)を扱う第2巻の冒頭に置かれていることは、本章の以下の議論にとって示唆的である。

については修辞学理論に依拠しながら、個々の範例は修辞学理論書以外のところから探し求めている。

まず最初にワレリウスは、被告が放免された事例を扱っている。この部分は 13 の範例からなっている。無罪判決が下された理由を見ると、それらの幾つかは複数の範例に共通して現われる。すなわち、被告が裁判官の同情を引いたこと(2と3と6)、告発者の失敗(7と8)、有力者の影響力が被告に有利(または告発者に不利)に働いたこと(9と10と11)である。以下では判決理由のこの分類に従って考察を進め、その他の範例は最後に見る。

被告が裁判官の同情を引いた事例は三つ記録されている(2と3と6)。このうち2は修辞学理論書においてよく知られた例を扱っており、内容と表現の類似からワレリウスの直接の典拠は『ブルトゥス』であると考えられる<sup>312</sup>。キケロのこの著作によれば、信義に反してルシタニア人を殺害したガルバを罰する法律が提案されたとき、それが成立することは確実と思われていたのに、彼が自分自身の弁明を一切せず、ただ自分と親戚との幼い子供たちをローマの民衆に託することだけを行った結果、彼らに対する憐れみから反対票が多く投じられ法律は成立しなかった。ワレリウスは基本的にこの記述をそのまま踏襲している。

すでに述べたようにこの章の主題から、ここでの判決の決定要因は何らかの点で特殊であるはずである<sup>313</sup>。ワレリウスはここでの決定要因について二つの点を示唆している。すなわち、ガルバが自分自身について何も弁明しなかった点と、泣きながら子供たちを(聞き手である聴衆に)託したという点である<sup>314</sup>。ワレリウスはこれらがこの事例における特殊な要因であったと明言しているわけでもなく、これらがどう特殊であるのかも説明してもしないが、判決のさいの状況についての説明はこれだけであるので、彼はこれらを判決要因と見なしていたと考えられる。被告が自分のことを一切弁護しないのは間違いなく特殊な事情であるし、また、あたかも自分が破滅したかのように

---

312 CIC. Brut. 90.

313 判決という語は民会の弁論については不適切だが、彼はこれをあたかも裁判の場であるかのように描いているので、ここではこの語を用いる。

314 ワレリウスはたんに「託し始めた」*commendare coepit* としているが、ユリウス・パリスの要約では「民衆に」*populo* が補われており、これをワレリウスの本文に補う修正もある(Kempf)。いずれにせよ意味上はこの語を補って理解すべきである(キケロの表現も参照: *populi Romani fidem implorans cum suos pueros tum C. Gali etiam filium flens commendabat*)。

泣きながら子供を託すということは、弁論家としては例外的なやり方であったと考えられる。

ただしこうした特殊性はワレリウスの独自の着想ではなく、典拠となった修辞学理論書にすでに示唆されている。ガルバが自分について何も弁明しなかったというのは『ブルトゥス』に書かれていることであり、ワレリウスはその表現をそのまま利用している<sup>315</sup>。また、泣きながら子供を託すことで聴衆の憐れみを誘ったという点については、『ブルトゥス』だけでなく、『弁論家について』でも議論の対象になっており、そこでは、このような手段はあまりに卑屈であると批判する人がいたことが言及されている<sup>316</sup>。またクインティリアヌスも、修辞学の定義について論じるさいにこれに言及している。彼はそこで修辞学を説得の能力とする定義に反論し、弁論によらない説得の例としてこの事例を挙げる<sup>317</sup>。また彼は、弁論の結びについて論じる中でも、より一般化した形で、似たような手段に言及している。そこでは子供や両親を法廷に立たせて聴衆の憐れみを誘う手段が、弁論によらずに聞き手の憐れみを引き起こす手段として認められているものの、続いてこのような弁論によらない憐れみの引き起こしが行き過ぎることへの警告も述べられており、たとえば被告の側の惨状を描いた絵を提示するといった行為は、弁論家としての能力のなさを認めるようなものとして批判されている<sup>318</sup>。これらのクインティリアヌスの記述からは、ガルバのような弁護の方法は、ともすれば弁論家の役割から逸脱した不適切なものとなる可能性を持っていると修辞学理論の立場から見なされていたことが分かる。この事例における判決の決定要因を特殊なものとして扱ったとき、ワレリウスはたんに『ブルトゥス』を踏まえただけではなく、こうした修辞学理論における見方に影響されていたであろう。

他方でこの事例はその特殊性にもかかわらず、修辞学理論において弁論家の力が発揮された典型的な例とも見なされている。このことは、『ブルトゥス』において最も明らかである。そこでは、弁論家ガルバがいかに聴衆を動かすことに長けていたかが問題となっている。キケロは弁論の役割に人を教えることと人を動かすことの二つがあると述べ、より力を持つのは後者のほうであるとしたうえで、ガルバがこの点で優れていたことの例としてこの出来事を挙げている。また『弁論家について』の先に見た箇所でも、こうした哀訴を卑屈とする考えに対して登場人物のクラッススは、人の感情を動かす弁論の力の大きさを強調している。またクインティリアヌスにおいてもこの例は、既に見

---

315 キケロの *tum igitur <nihil> recusans Galba pro sese* とワレリウスの *reus, pro se iam nihil recusans* とを比較せよ(ただしキケロのテキストにおける *<nihil>* はワレリウスのテキストからの補いである)。

316 CIC. de orat. 1, 228.

317 QVINT. inst. 2, 15, 8.

318 QVINT. inst. 6, 1, 30-5.

たように弁論によらない説得として修辞学理論の立場からはいわば周辺の位置におかれているものの、彼はこうした手法の利用を決して否定していないということにも注意すべきである<sup>319</sup>。

このような説得手法は、修辞学理論においてはパトスの利用と位置づけられる。パトスはアリストテレス『弁論術』においてエートス、ロゴスと並ぶ証明の一手法であり、そこではいかに聞き手の感情に訴えるかが詳しく扱われている<sup>320</sup>。ワレリウスがここでこれをパトスを扱っているということは、この章の主題と関連づけられる。法廷弁論の目的は裁判官に自分が望む判決を下させることにあるので、彼がどのような基準で判決を下すかを分析することが説得の一つの重要な点である。したがって、修辞学理論の説得を扱った部分は裁判官が判決を決定する要因に注目することになる。それゆえ、裁判の判決要因を扱うこの章が、修辞学理論のそうした部分と類似の題材を取り扱うことは、驚くべきことではないと言える。説得に関する理論との関わりは、この章の他の範例においても着目すべき点であり、以下に続くそれらの分析を通じて、そうした関わりがこの章全体に存在することが示されるだろう。

以上のことから、この範例におけるワレリウスと修辞学理論との関係は次のように叙述できる。彼はここで『ブルトゥス』に沿って記述を行い、判決の決定要因の特殊性として案件について一切弁明しなかった点と、幼い子供の姿と涙という弁論ではない手段による哀訴に頼ったという点を挙げている。これらのことが問題を持ちうる特殊なものであるということは『ブルトゥス』以外の修辞学理論書でも議論されており、これらを特殊な判決要因と見なしたさいにワレリウスはおそらくそうした議論を意識していた。他方でここで扱われている弁護の弁論は、修辞学理論において説得の三分類の一つであるパトスによる説得が効果を発揮した例として、キケロによって肯定的に扱われている。修辞学における説得の理論に即した例を扱っていることは、この章の主題が裁判における判決理由を扱っていることと関連づけられる。

同じように聴衆の間に引き起こされた憐れみの情のゆえに被告が放免された事例が3と6である。これら二つの範例ではいずれも、被告側はガルバと同様に弁論によらない嘆願を行っているが、ガルバの事例との違いは、聴衆に憐れみを引き起こしたのがそうした嘆願自体ではなく、そのさいに偶然生じた出来事だったという点である。3では状況は2に類似しており、被告の息子が告発者の足下に伏して情けを乞うている。しかし聴衆に真に憐れみの情を起こさせたのは、告発者

---

319 QVINT. inst. 6, 1, 30. 6, 1, 33-4.

320 ARIST. rhet. 2, 1 1377b21-4(注311に引用)を参照。パトスについての議論は *ibid.* 2, 1 1378a20 から *ibid.* 2, 1 1388b30 までである。また、Lausberg, *Handbuch*, § 257 3) も参照。

に邪険に扱われしばらく地面に倒れていた彼の姿である。したがってこの場合には、結果として2の場合と同様に弁護側はパトスによる説得に成功したが、それは弁論家の意図によって生じたものではない。見方によってはこれは、嘆願する息子を告発者が手荒く扱ったことによって引き起こされた結果だとも言えるが、ワレリウスはこれを「幸運な偶然の介入」*propitiae fortunae interventu*によるものであるとしている。

6の事例において観客の憐れみが生じたのは、さらに偶然によるところが大きい。ここでは被告が地面に伏して裁判官の足に口づけを行っていたとき、突然激しい雨が降り、被告の顔が泥にまみれた。その姿があまりに哀れであったため、被告は断罪を免れたとされている。ここでも被告が嘆願をしている点が先の二つの範例と類似しているが、憐れみを起こしたのは雨という偶然であり、ここでもワレリウスはこれが「偶発的な助け」*fortuito auxilio*であったと述べている。このようにこれらにおいては最終的な決定要因は偶然であり、そのことをワレリウスも強調している。この点でこれらは、ガルバの事例よりも特殊性が強いと言えるだろう。

先の事例と異なるもう一つの点は、これらが修辞学書に見られる事例ではないということである<sup>321</sup>。したがってこれらは、ワレリウス自身によってこの主題に沿うものとして選ばれた範例であったと考えられる。ワレリウスはこれらに先立つガルバの事例から、これらの事例を想起したのかもしれない。

以上のように、これら二つの範例は被告が聴衆の憐れみを引き起こすことによって放免された事例であり、したがってそこではパトスによる説得が扱われている。ただし、それが成功したのは偶然によるものであったという点をワレリウスは強調しており、そこがガルバの例と異なっていると言える。

次に扱うのは、告発者の失敗(7. 8)および有力者の影響(9. 10. 11)によって判決が決定された範例である。先に扱った三つの範例において判決の決定要因がパトスと結び付けられたように、これらの範例ではそれはエートスと結びつけることができる。まず7と8ではワレリウス自身が、告発者の失敗が判決の決定要因になったと述べている<sup>322</sup>。7で述べられている出来事は、判決の最中に、被告を断罪する票が多く投じられていたため、自分は無罪のまま潰されていくと被告が叫んだのに対し、彼が滅びさえすれば無罪であろうとなかろうと自分には関係ないと告発者が言ったとこ

321 これらの逸話の典拠は明らかでない。

322 8, 1 absol. 7 subnectam duos accusatorum suorum culpa absolutos.



ろ、それに反発した残りの人々が被告を放免する方に投票したため、被告は断罪を免れたというものである<sup>323</sup>。ここでワレリウスが強調しているのは、被告を断罪寸前まで追い込むことに成功した告発者が、被告の有罪が確定する直前に自らの発言で彼を助けてしまったという点である<sup>324</sup>。この出来事はリウィウスに記録されているものの、修辞学書には現われない。また、この発言自体は他にどこにも記録されておらず、ワレリウスの典拠は不明である。

ここでの判決要因の特殊性は、すでにワレリウス自身が最初に言明しているように、告発者自身が被告を助けることを発言してしまった点にある。それがまさに被告が断罪される寸前であったという点もワレリウスは強調しているが、このことはこの発言をより劇的にするという点では効果的であるものの、判決要因の意外性の本質ではない。この発言がどのように判決の決定に影響したかを見るならば、そこには修辞学理論で説明されていることがらが見出される。この発言は裁判の案件に全く関係しておらず、したがって被告の無罪を証明するものではない。にもかかわらずこのせいで告発者が自分の主張の説得に失敗したのは、それが告発者の粗暴さを明らかにし、聞き手に彼を支持する気持ちを失わせたからである。このような失敗は、それと逆の成功例と比較することができる。つまり、ここにおける告発者とは反対に、もし弁論家が自分自身を善良な人物であると聞き手に思わせることができるならば、それは彼が行う説得に大きな寄与をする。この点は、修辞学理論においてエートスという名の下に論じられている点である<sup>325</sup>。

つまりここでワレリウスは、修辞学理論に沿って告発者の善良なエートスを判決を決定づける要因と見なしており、告発者がそれに自ら反する行為を行ったという点を特殊と見ていることになる。したがってここでも、彼は判決の決定要因を修辞学理論における説得に関わる教説と関連づけて捉えていると結論づけられる。

告発者のエートスが善良でないということが被告の放免につながったもう一つの例が 8 である。これもまた修辞学書に見出される事例ではなく、ワレリウスが独自の判断でここに収めたものと考え

---

323 この裁判については LIV. 8, 22, 2-4 および Oakley, *ad loc.* を参照 (造営官が民会で告発する形で行われたこの種の裁判については *ibid.* ad 8, 22, 3 を参照)。

324 告発者のこの発言の前にすでに 14 のトリブスが有罪の票を投じていたとワレリウスが説明しているのは、おそらく被告がいかに追い込まれていたかを示すためであったろう。すでに指摘されているごとく (Oakley, *ad* LIV. 8, 22, 2-4)、この説明が効果を発揮するためには、全体で 29 のトリブスがあったことが明らかになっていなければならないが、ワレリウスはこれに言及し忘れている。

325 ARIST. *rhet.* 2, 1 1377b21-4. *ibid.* 1378a6-20. Wisse, *Ethos and Pathos*, 29-36, 233-6 および Lausberg, *Handbuch*, § 257 2) を参照。

えられる。ここでは7と異なり、告発者のエートスは弁護側によって利用されている。詩人であった彼は、自分は自由身分の少年と乙女を墮落させたと冗談で詩に書いたのであるが、その詩が弁護側によって法廷で朗読されたことが、被告の無罪判決に結びついた。このことは、弁論家が自分の善良なエートスを示すことが説得に結びつくという修辞学理論の裏返しといえる。したがって、この詩が披露されたことによって告発者の弁論が説得力を失い被告が放免されたということは、修辞学におけるエートスの理論に即している。

しかしそれにもかかわらず、ワレリウスはこの点を特殊と見なしている。その理由は必ずしも明確ではないが、二つの可能性が考えられる。一つは既に見たように、ここで弁護側の用いた手法が通常修辞学理論で教えられるエートスの利用法の裏返しであったということである。このように相手側の弁論家の悪いエートスを示すということは、自分の善いエートスを示すことと理論的には対をなすと考えられるとはいえ、修辞学理論で言及されることはより稀であり、したがってそこからの逸脱と見なされうるからである<sup>326</sup>。もう一つは、彼が詩において冗談として書いたことが、弁護側によってあたかも彼の真のエートスの表出であるかのように利用されたという点である。いずれにせよ、ここでワレリウスはエートスによる説得という修辞学理論に即する形で判決の決定要因を理解しながら、その理論から逸脱する点をこの事例に見出し、そこを特殊と見なしていると結論できる。

同様に、裁判に関わる者のエートスを利用した説得の例が、9から11にも見られる。これらの範例では先の二つの事例と異なり、被告側がエートスを用い、説得に成功している。9では訴えられた者の証人となった彼の舅が問題となっている。民衆はこの証人に「国家のきわめて困難な時期に軍隊を託してうまくいった」ことを覚えていたので、もし被告がこの件で有罪だと考えていたら親族関係を断ち切っていただろうと彼が述べたとき、すぐさまそれを信じて無罪の票を投じた<sup>327</sup>。ここでは、訴えられた側の証人が国家にとって有益な人物であったということが、人々が彼を信じる理由となり、結果として判決の決定要因となっている。これは、語る者のエートスが善良であることを

---

326 アリストテレス(注325を参照)においては、相手方のエートスを否定的に提示するという視点は見られない。キケロは一応以下のように言及している。CIC. de orat. 2, 182 valet igitur multum ad vincendum probari mores et instituta et facta et vitam eorum, qui agent causas, et eorum, pro quibus, **et item improbari adversariorum**. しかしエートスについてのこの後の議論 (*ibid.* 2, 182-4) では、もっぱら自分の側の良いエートスを聴衆に信じさせることに焦点が当てられている。

327 ワレリウスはこの裁定がどのような状況で行われたか明記していないが、訴えられた者の処遇が民衆の投票によって決められたことは推測できるので、たとえば護民官によって民会で弁明を求められたというような事態が想定される (Mommsen, *Staatsrecht*, 2, 323 n. 5)。

示すことによる説得が成功したということであり、修辞学理論のエートスに関わる教説がそのまま体现された例であるといえる。

ではこのことは判決の決定要因としてどう特殊であるのか。ワレリウスは「ほとんど確かな意見」（つまり被告が有罪であるという確信）が「一人の人間の判断」に譲歩したという点を強調している<sup>328</sup>。ここには、裁判全体にわたる案件の究明と、たった一人の証言との対比がある。修辞学理論においては、善いエートスを持つことによる説得は、証人の証言には適用されていないように思われる。キケロにおいてこの種の説得を用いると想定されているのは基本的に弁論家か被告であり、弁論家のエートスは彼の論証の説得力を強化するもの、被告のエートスは聴衆の好意を得ることによって説得に寄与するものと想定されている<sup>329</sup>。したがってこの範例は、論証において不利である側が、論証に関与しない証人のエートスのみによって有利な判決を勝ち得たという点で、修辞学理論の想定の外にあると言える。ワレリウスがここに判決の決定要因を見て、それを特殊だと考えていたのであれば、彼は今まで見た範例におけるのと同様にここでも、判決の決定要因を修辞学の説得の理論に見出し、そこから逸脱する点を特殊と見なしていることになる。

10 ではキケロによって弁護されたスカウルスの例が挙げられている。彼は裁判の案件そのものについては非常に不利であったが、もっぱら彼の高貴な家柄と彼の父の記憶とのゆえに放免された。この事例は、キケロの弁護弁論のゆえに有名である。それへのアスコニウスの注は、この弁護が何よりもまず被告の父の記憶に頼っていたと述べている。ここから、修辞学理論においてもこの事例は、弁護の議論がほぼ父の記憶に頼るものであったという点で注目されていたということが分かる。ワレリウスはこのように注目されていた点をそのまま範例の中心、すなわち裁判における判決の特殊な決定要因として取り上げている。

この決定要因もエートスと関連づけることができる。ここで問題となっているのは弁論する者ではなく被告のエートスである。したがってここでのエートスは、弁論家の信用を増すことで弁論の説得力を増す手段ではなく、被告に対する聴衆の感情を良くする手段として用いられるものである<sup>330</sup>。エートスのこのような側面は、修辞学理論でも扱われているので、とりたてて特殊なものではない。

328 8, 1 absol. 9 continuo ... populus paene iam exploratam sententiam suam unius iudicio concessit.

329 CIC. de orat. 2, 182 valet igitur multum ad vincendum probari mores et instituta et facta et vitam eorum, qui agent causas, et eorum, pro quibus. ウィッセ (Wisse, *Ethos and Pathos*, 233-6) の指摘するように、この説は被告と弁護人が別人であるローマの法廷を前提にしており、両者が通常同一であったギリシャの場合には、後者のことは考慮されていない(注 325 のアリストテレスの箇所を参照)。

330 注 329 を参照。

この裁判における決定要因の特殊性は、ここでの被告のエートスが被告本人の行為や性格と全く関わりを持たず、もっぱら彼の高貴な家柄と彼の父の記憶とに拠っているという点にある。このような外部の属性は人のエートスを考える上で考慮される一要素ではあるものの、本人が持つ性格という意味でのエートスからはかけ離れている<sup>331</sup>。こうしたことが単独で他を覆すほど説得に寄与したことは、修辞学理論から見ても奇異なことと捉えられ、ワレリウスはこの点を特殊要因と見なしていると言える。

11 は、スキピオ・アエミリアヌスが告発者となって裁判を起こしたものの、彼の高すぎる名声のゆえに、裁判官たちが彼の影響力に屈したと思われることを恐れて無罪票を投じ、被告が放免されたという事例である。この裁判自体は多くの文献に言及された有名なものであるが、被告の放免理由をこの点に見出す解釈をはっきりと示している文献はワレリウス以外に見出されず、この事例は修辞学理論の中で持ちいられる例でもない。彼がこの情報をどこから得たのかは不明である。

ここでの判決の決定要因は、告発者の権威が逆に被告に有利に働いたということである。弁論家が有力者であって権威を備えていることは弁論の説得力を増す有効な手段であるが、逆に相手を権威によって押し潰そうとするように見える危険もある。このことは、修辞学理論で言われる「適切さ」の分野に属する。これに関わる教説では、弁論で言われるすべてのことはその弁論の目的に沿った適切なものでなければならぬとされ、具体的な注意事項の一つとして権威に頼り過ぎることの危険も考慮されている<sup>332</sup>。スキピオの失敗がこの点に配慮を怠ったということにあるのなら、それは修辞学理論からの逸脱と捉えられる(この点でこの事例は 7 と共通する)。この点をワレリウスが特異な点と見なしていたとすれば、彼はこの事例においても修辞学理論の説得に関わる教説に即して裁判を見ていると言える。

最後に、以上の類型に属さない他の例について見ておきたい。このうち 12 と 13 では、判決理

---

331 キケロの説(注 329 に引用)でも、裁判に勝つことに寄与するのは本人の性格、心構え、行動、人生とされていて、外部の要因は挙げられていない。

332 QVINT. inst. 11, 1, 27-8 adrogantes et illi qui se iudicasse de causa nec aliter adfuturos fuisse proponunt ... nec hoc oratori contingere inter adversarios quod Pythagorae inter discipulos contigit potest: 'ipse dixit.' sed istud magis minusve vitiosum est pro personis dicentium: (28) defenditur enim aliquatenus aetate dignitate auctoritate: quae tamen vix in ullo tanta fuerint ut non hoc adfirmationis genus temperandum sit aliqua moderatione, sicut omnia in quibus patronus argumentum ex se ipso petet (他には *ibid.* 6, 1, 34 sic habenda est auctoritatis ratio ne sit invisus securitas. 12, 9, 12 illa quae plurimum oratori et auctoritatis et fidei adfert modestia)。

由がエートスとパトスに関わる一連の範例の後で、説得の第三の分野である論証による説得が扱われている。ここでは修辞学理論から見れば特に奇異な点はない。その代わりにこれらの事例においては、論証のさいの何らかの際立った点の特異と見なされている。12では姦通罪に問われた被告が、捕らえられたさいの状況に弁解の余地がなかったため、同じ家にいた少年奴隷との情事を理由として申し立てたという事例が語られている<sup>333</sup>。13はキケロ『アメリアのロスキウス弁護』に語られている著名な例であり、父を殺したと疑われた兄弟が、犯行のあった後に自室で眠っていたということだけから釈放されたというものである<sup>334</sup>。父を殺した後に安眠できるような人間がいるはずがないというのがその理由であった。ここでも周囲の状況は被告に弁解を許さないほど不利であったが、この一点だけで彼らは救われている。

この二つの事例における判決は、修辞学理論で言うところの事実の争点を巡って行われており、そこでは犯行時の被告のいた状況がどうであったかが重要である。ワレリウスはここで、場所、時間、人物(人格)といったことが被告にとって不利であったと述べている。これらの要素は、事実を巡る論証において重要であるとして修辞学理論に列挙される諸要素の一部であり、そうした理論と結びつけられる<sup>335</sup>。また他方で、被告の反論も、12においては動機であり、13においては犯行後の状況(すなわち後続と呼ばれるもの)であって、同じく事実についての論証のよりどころに位置づけられるものである。したがってここでもワレリウスは証明(の一部分である論証)についての修辞学理論を踏まえていると言える。

ただしこの事例の場合には、先にパトスやエートスに関わる範例において見られたような、修辞学理論自体における問題を含んだ扱いや、裁判の当事者の修辞学理論から離脱した行為が見られるわけではない、したがって修辞学理論から見ればここには何の特異な点もないことになる。したがって、ワレリウスがこれを判決の特殊な決定要因を持つ裁判として言及した理由は、修辞学理論において論争となった点やそこからの逸脱ではなく、単純に論証のさいの決定的要因となったものが意外な事実であったということである。

1ではホラティウスの裁判が扱われている。この裁判自体は多くの文献に言及されているものであり、とりわけ修辞学理論との関わりを想起させるものではない。ただしこの事例は『発想論』にお

---

333 この逸話の典拠は明らかでない。

334 CIC. S. Rosc. 64-5を参照。

335 以下、事実の争点(status coniecturae)で扱われる論証のよりどころ(loci argumentorum)については、Lausberg, *Handbuch*, §§ 150-65を参照。

いて性質の争点を説明する例として言及されており、この争点に基づく裁判の典型例として扱われている<sup>336</sup>。そしてそこにおける弁護側の主張は、ワレリウスがこの裁判の判決要因としているものと共通している。したがってここでは、判決理由に修辞学理論から逸脱した点は見出されず、ワレリウスが特異な点と見なしているのは妹を殺したことが残酷さではなく厳格な処罰と捉えられたということだと考えられる。彼がこれに注目したのは、性質の争点を論じるさいの基準が彼の時代とかけ離れて厳格であったという点であると考えられる。こうした古代の倫理的厳格さへの興味はワレリウスの他の部分にも見出されるものであるから、ここでは修辞学理論に沿って裁判を見ることよりも、そうした彼のより広範囲に及ぶ興味が優先されたのであろう<sup>337</sup>。

4と5では、神意の介入と信じられた出来事が裁判中に生じ、被告の無罪がそれによって示された人々が信じた事例が述べられている。被告の放免を決定付けたのは、4では突然の激しい雨で裁判が中断されたことであり、5ではウエスタ聖女であった被告が、篩で水を運ぶことを成し遂げられるよう神に祈り、実際にそれに成功したということである。こうした偶然の、または通常起こりえない出来事は修辞学理論で扱われるものではない。したがってこれらにおいてワレリウスはそこから独立して、自分で特異と思われる出来事を選んだと結論づけられるだろう。ただし5で扱われている宣誓については、ここにおけるような特異な形ではないものの、裁判で使用される証明の一手段であり、修辞学理論で簡単に扱われている<sup>338</sup>。

以上の議論から、無罪となった裁判を扱ったこの部分(8, 1 absol.)については、次のように結論づけられる。この章の範例の大部分(2と3および6-13)においてワレリウスの記述は、章題と関連する事項である説得の手段を扱った修辞学理論に影響を受けている。このことは、パトス(2と3と6)、エートス(7-11)、ロゴス(12と13)が順番に扱われていることから示される。しかしこれら10の事例のほとんどは修辞学理論書を典拠としたものではない。これは、ここで扱われているのが判決の決定要因の特殊性であるがゆえに、修辞学理論書から例を引くことが難しかったためであると考えられる。これらのうちで唯一明らかに修辞学書を典拠としている事例(2)の場合、そこで判決の決定要因となった弁論家の行為を修辞学の立場からみて是認すべきかどうかについて、すでに修辞学理論の内部で議論があった。これら10の事例の多くでは、判決の決定要因は何らかの点で説得についての修辞学理論から乖離している。その乖離は、パトスやエートスが明らかな論

336 CIC. inv. 2, 78-9.

337 ワレリウスにおける同時代の贅沢と太古の質素さとの関心については、Guerrini, 'Moduli sallustiani' を参照。

338 宣誓については、以下の第8巻第5章についての議論を参照。

証をも圧倒してしまったこと(2と10)、偶然の介入(3と6)、弁論家自身が修辞学理論に反する行為を行ってしまったこと(7と11)、修辞学理論が本来想定していないような人物のエートスが力を発揮したこと(8と9)、に分けられる。こうした乖離があるためにこれらの事例では、説得の手段自体は修辞学理論に基づくものでありながら、判決の決定要因は特殊と見なされうる。それ以外の範例と(12と13)とこの枠組みに属さない三つの範例(1と4と5)とでは、判決の決定要因の特殊性は修辞学理論からの乖離とは見なされえない。したがってこれらは、意外な出来事へのワレリウスの興味からのみ作られた範例と言える。

被告が断罪された事例を扱う部分は放免された事例の部分より短く、内容も互いに似たものが多い。この部分に付された短い序でワレリウスは、ここで扱われる被告たちには「自分の潔癖さが助けとなった以上に審理の外部にある事柄が害をなした」と述べている<sup>339</sup>。したがってここで記述される判決の決定要因は、裁判そのものとは直接関係しないということになる。1ではルキウス・スキピオの断罪が扱われ、他の点ではきわめて清廉な人生を送っていた彼が、彼とその兄に対する当時の人々の嫌悪に屈したのだとされている。2と3はキケロ『殺人罪に問われたラビリウス弁護』から取られた事例であり、サトゥルニヌスが問題となっている<sup>340</sup>。2では告発者が弁論の中で彼の死を嘆いたために、有罪の判決を得るところか逆に自分が罰を受けた。3では、被告が彼の像を家に持っていたため、訴えられた件では無罪であったのに断罪された。4は海戦で指揮に失敗したため多数の兵士を失ったアッピウス・クラウディウス・プルケルの姉妹であったクラウディアの事例である。彼女はかつてローマで混雑した道を輿で運ばれていたときに、自分の兄弟が生き返ってローマの人口を減らしてくれれば良いのにと言ったことがあったので、それとは関わりのない裁判で断罪された<sup>341</sup>。これらはいずれも、修辞学理論書において用いられる例ではない。

ワレリウス自身が述べるように、これらはいずれも裁判で争われている係争と無関係のことに起因する、被告への嫌悪である。裁判において、被告のその他の行状から、裁判で争われている行為を彼が行ったかどうかを推論することは、エートスの一つの使用方法である<sup>342</sup>。したがって、裁判と

---

339 8, 1 damn. 1. percurremus nunc eos quibus in causae dictione magis quae extra quaestionem erant nocuerunt quam sua innocentia opem tulit.

340 CIC. Rab. perd. 24.

341 この事件については Suolahti, 'Claudia Insons' を参照。

342 上の 8, 1 absol. 10 についての議論を参照。

関わりのない出来事を扱うこと自体が修辞学理論と乖離しているわけではない。したがってここでワレリウスが判決の特殊な決定要因と見なしているのは、他のことから無罪であると考えられる被告が、裁判と直接関わらないある出来事や発言だけのゆえに断罪されたという点だと考えられる。

5から8はワレリウス自身が述べているように小さな脱線であり、些細な理由で断罪された被告を扱っている<sup>343</sup>。このうち5と6は公職者が職務におけるわずかな失態で有罪となった事例であり、7と8は過去の厳格な時代において小さな贅沢が罰せられた事例である<sup>344</sup>。これらのいずれにおいてもワレリウスは、自分で述べているように、判決の決定理由の特殊性を、それが些細なものであったという点に見出している。これらの事例は修辞学理論書で用いられる例ではないし、これらにおける理由も取り立てて修辞学理論と関連づけられるようなものではない。

第1章の最後には、被告が放免も断罪もされなかった特殊な例が二つ述べられている。これらのいずれにおいても、子供を殺されたことの復讐として親族を殺した女が被告となっている<sup>345</sup>。ここでは行為とその動機が問題となる。こうした問題は、修辞学理論に当てはめるならば、最初に扱ったホラティウスの事例と同様に、被告が性質の争点で争う事例と考えられる。この場合修辞学理論に従えば、告発者が法律を重視して殺人に対する処罰を要求するのに対して、弁護側は公平さを重視して、やむをえない動機があったとして放免を要求することになるだろう<sup>346</sup>。ワレリウスによるこれらの状況の描き方は、修辞学理論によって想定される告発側と弁護側のこのような議論に合致すると言える。したがってここで特殊と見なされているのは、このような状況自体ではなく、それらのどちらかを是とすることもできなかったために判決が行われなかったということである。

#### (4) 第8巻第2章

私的裁判を扱う第2章は、第1章との比較において見るべきである。ここではワレリウス自身が述べているように、判決における公平さが問題となっている。第1章におけるような判決の特殊な

343 8, 1 damn. 5 possumus et ad illos brevi deverticulo transgredi quos leves ob causas damnationis incursus abripuit.

344 それぞれの断罪の理由は以下の通りである。5: 消火のために火事の現場に来るのが遅かったこと。6: 夜警を散漫に行ったこと。7: あまりに背の高い別荘を建てたこと。8: 愛人の少年の願いを叶えるために、飼っていた牛を殺して料理したこと。

345 最初の事例では或る母親が、毒殺された子供たちの復讐のため、犯人であった自分の母親を棍棒で殺した。二つめの事例では或る妻が、自分と前夫との間の息子が新しい夫と息子によって殺されたので、彼らを殺した。

346 法律と公平さという論点に関しては、第8巻第2章についての以下の議論および注347を見よ。



決定要因への注目は見られない。扱われている内容は、売買契約、遺言状、嫁資の返却、賃貸契約であり、いずれの裁判でも、そのさいに不誠実な行為をした側が、それによって不利益を蒙った側に償いをするのが命じられる。

公平さというこの着目点は、修辞学理論と次のように関連づけられる。修辞学理論では、法廷弁論において自分の主張の根拠として公平性を持ち出すことは主要な戦略の一つとされる。これに対置されるのが、ある行為が法律によって許されているという点からそれを擁護する戦略であり、この二つの対比は、弁論全体の議論の組み立て方を考察するさいによく用いられる<sup>347</sup>。この章の範例ではこうした公平性を重視した判決が下されており、また、負けた側の主張が法律に基づくものであったらうことも推測できる。したがってこれらは今述べた法律と公平さとの主張の対立という修辞学理論の枠組みで捉えることができる。

第1章と第2章とは、扱う主題が公的裁判と私的裁判という対をなすものでありながら、着目点が異なっている。第2章では、第1章で特に注目されていなかった公平さがすべての範例において主要な役割を果たしている。こうした違いがどこから来るのかは明らかでないが、もしかしたらそれは、この時代の弁論家にとって公的裁判で弁論する機会が減少したことと、それに伴って遺産相続訴訟を含む私的裁判の重要性が増大したことに関連づけられるかもしれない<sup>348</sup>。この著作を利用する弁論家が実際に扱う機会の多い種類の弁論については、裁判全体の戦略に関わる範例が求められるだろうし、そうではない種類の弁論については、関心はより特殊な個々の事情に

347 *ius* と *aequitas* (または *aequum*) との対比については、以下の箇所を参照: CIC. de orat. 1, 173. part. 100. SEN. contr. 1, 1, 13. QVINT. 4, 3, 11. 6, 5, 5. 7, 6, 7. 7, 10, 11. なお大セネカに見られる模擬弁論家たちの論点の分割の多くはこの二つの対比によっていることが指摘されている (Fairweather, *Seneca the Elder*, 155)。この対比は、法律を始めとする文書の文言に関して争われるときには「文言と意図」という特定の争点として扱われる (注 193 を参照)。その他の場合にはこれは、性質の争点の一部門と考えることができる (CIC. part. 100)。

348 帝政期以降、他の法廷での弁論の機会の減少に伴って百人法廷の重要性が増したことは、タキトゥスに言及されている (TAC. dial. 38, 2 *causae centumvirales, quae nunc primum obtinent locum, adeo splendore aliorum iudiciorum obruebantur ut neque Ciceronis neque Caesaris ... liber apud centumviros dictus legatur*)。このことはまた、模擬弁論の主題としてしばしば遺言が扱われたこととも関係するだろう。また今論じている章にも遺言を巡る範例がある (8, 2, 2)。なお『著名言行録』には、遺産相続以外にも家族関係に関わる範例が多く収録されている。このことを、帝政初期における家族関係の変化やそれに対処するアウグストゥスの政策と関連づける見方があり、それによれば、これらの範例は家族関係に関して生じた新しい問題にどのように対処すべきかを提示していることになる (Lucarelli, *Exemplarische Vergangenheit*)。これに従うならば、遺言を扱う章の範例や家族に関わる私的裁判 (8, 2, 2. 8, 2, 3) を巡る範例は、そうした新しい問題に公平性という判断基準を与えていると捉えられるだろう。

向かうだろうからである。

なお、公平さという観点への注目はこの章だけのものではない。ワレリウスは第7巻第7・8章において遺言状に関わる範例を扱っており、そこでも彼の主な関心は遺言状とその執行との公平さにある<sup>349</sup>。遺言状を巡る争いは私的裁判の重要な一部であるので、ワレリウスは私的裁判に関して特に公平性に関心を持っていたといえることができるだろう。

#### (5) 第8巻第3～5章

第3章は裁判で弁論した女性を扱っている。ここでのワレリウスの関心は女性が弁論するという珍しい状況にあり、裁判の内容はさほど問題となっていない。したがって、修辞学理論との関わりも特に見出されない<sup>350</sup>。

第4章と第5章はそれぞれ、拷問と証人とを扱っている。これらが先行する章の補完として書かれていることは、第4章への序におけるワレリウス自身の言葉から明らかである。そこで彼は、裁判のすべての細部を追求するために拷問について述べようと言っている<sup>351</sup>。また第5章でも、「次に続くのは証人に関する範例を述べることであり」と、前章とのつながりが最初に述べられており、ここも裁判の細部を扱っている章の一つであることが明示されている<sup>352</sup>。

ここで言われている「裁判の細部」とは何であるかをワレリウスは明らかにしていないが、それはこれらの章の主題に着目することで推測できるように思われる。奴隷の拷問と証人尋問とは修辞学理論で証明の一分野に位置づけられている。アリストテレス以来の分類では、証明には弁論家の技術のうちにあるものとその外部にあるものがあるとされる。前者は既に見たようにパトス、エートス、ロゴスに分割される。後者は弁論家に関わることのできない外部から得られる証拠である。ここ

---

349 第7章では破棄された遺言が扱われている。そこに収められている事例では、遺言状自体は法的な問題がないにもかかわらず、その意図する結果が公平性に反するとして破棄される(本研究第三章(4)における7, 7, 1についての議論も参照)。第8章は二つに分けられ、破棄される理由があったにもかかわらずそうされなかった遺言と、意外な相続人を指定した遺言とが扱われている。いずれにおいても、相続についての遺言の指示が公平性に反すると考えられることが問題になっている。

350 ただクインティリアヌスは、8, 3, 3で扱われている弁論家ホルテンシウスの娘ホルテンシアの弁論が彼の時代にも読まれていたことを伝えている(QVINT. inst. 1, 1, 6)。

351 8, 4 praef. atque ut omnes iudiciorum numeros exequamur, quaestiones quibus aut creditum non est aut temere habita fides est, referamus.

352 8, 5, 1 sequitur ut ad testes pertinentia exempla commemorem.

に含まれるものとしてクインティリアヌスでは、以前の裁判結果、噂、宣誓、文書、拷問、証人が挙げられている。このうち最後の二つが、ワレリウスがここで扱っているものである。また他のものうち宣誓と噂は、既に第1章で言及されていた<sup>353</sup>。このことから、これらの章は一貫して、修辞学の証明に関わる理論と関わっており、第1章で主な役割を果たしていた技術を要する証明の他に、第4章と第5章で技術を要さない証明が扱われている。このことは、ワレリウスがこれらの章において証明についての修辞学理論を利用し、その全体をなるべく広く扱おうとしていることを示唆する。この点でこれらの章と第1章との関係は、先に見た第9章と第10章との関係に似ている。

## 結論

以上の分析から、これらの章におけるワレリウスと修辞学理論との関わりが明らかになった。個別の章に特徴的な関わりはそれぞれについての分析の最後に要約したが、全体に共通する結論は次のとおりである。雄弁や裁判といった修辞学に密接に関連する主題を扱った章、特にその主な三つの章(第8巻の第1、9、10章)において、ワレリウスは三つの点で修辞学理論に依存している。第一に、これらの章に収められた範例の一部は修辞学理論書を典拠として書かれている。この依存は第10章において最も顕著であり、修辞学理論から逸脱するような特殊な裁判事例を扱った第1章では最も目立たない。第二に、修辞学理論書を典拠として書かれている範例では、ワレリウスはもとの理論書においてそれがどのような教説の例証として用いられているかを理解し、その文脈に沿った利用をしている。このことは、彼が修辞学理論書を情報源として抜書きの対象にしただけでなく、そこに述べられている理論にも習熟していたことを示す。このような文脈の理解と利用はときとして典拠としている箇所だけに止まらず、同じ事例が別の箇所で別の文脈で用いられているときに、そちらを踏まえていると思われる場合がある。第三に、これらの章の構成には修辞学理論が影響している。章の内部について言えば、第9章では範例は弁論の三種類(法廷、審議、演示)を網羅しており、第1章の範例の大部分は説得の三手段(パトス、エートス、ロゴス)と関連づけられる。連続した章の構成も修辞学理論と結びつけられ、弁論自体を扱う第9章の後に発声と所作を扱う第10章が置かれていることは、修辞学の五区分から説明できるし、第4・5章の主題は第1章に見られた説得の手段を補完するものと捉えられる。こうした構成は、ワレリウスがある主題に関連する修辞学理論を知っており、その全体をなるべく広く網羅するように範例を選んだ

---

353 宣誓については8, 1 absol. 5に、噂については8, 1 damn. 1に見られる。

り章を追加したりしていた可能性を示している。最後に、個々の範例から読み取れることの一つとして、雄弁の持つ力のうちで、人々の感情を動かす力がワレリウスによってとりわけ重視されているということが挙げられる。このことは主に第 10 章において実演の力と関連して表明されている。

## 第五章:ワレリウス・マクシムスの文体<sup>354</sup>

ワレリウスの文体についての従来の研究の傾向と成果については、すでに簡単に触れた<sup>355</sup>。繰り返すならば従来の研究の一つの傾向は、ワレリウスを(同時代のラテン散文作家であるウェレイユス・パテルクルスとともに)ラテン文学の新しい時代である白銀ラテンの開始期に当たる著作家と見なし、彼らの著作の中に前時代にはない特徴を見出そうとするものであった<sup>356</sup>。こうした傾向は、彼らの文体を同時代の修辞学校、特にそこにおいて盛んであった模擬弁論と結びつけもした。もう一つの傾向は、ワレリウスと彼の典拠とした著作との表現の比較であり、こうした研究は特にキケロとリウイウスを対象に、ワレリウスが典拠の表現を改変するさいに繁用した手段を解明した<sup>357</sup>。

しかしこの二つの成果だけでは、ワレリウスの文体の全体像が明らかになったと言うことはできない。本章では、ワレリウスの文体の、今まで扱われてこなかった以下の三つの側面に注目して行く。一つは、『著名言行録』が属する範例集というジャンルと彼の文体との関わりである。ワレリウスはこの著作において、様々な出来事を範例として語っている。範例はすでに述べたように、ある抽象的な概念の例証として記述された出来事である。ワレリウスはこのことを、ある主題に関わる範例を一つの章にまとめることで明らかにしている。したがって個々の出来事は、その概念をなるべく効果的に例証するように語られる一方で、それが元来属していた歴史的な文脈からは切り離されてしまう<sup>358</sup>。出来事を記述するさいのこうした制約は、『著名言行録』の文章に一定の形式を与えることで、その文体を規定していると考えられる。

あとの二つの側面は、今確認したような既存の文体研究から示唆されるものである。その一つは、黄金期の模倣と白銀期の独創との同じ箇所の中での混在である。既存の研究の欠点の一つは、この時代の散文に始めて現われる白銀ラテンの特徴を探る試みと、典拠の模倣と改変を探る試み

---

354 本章の各節は以下の論文に基づいている。I: 吉田俊一郎、「ワレリウス・マクシムスの文体」、『東京大学西洋古典学研究室紀要』第4号(2008年)、1-17。II: 吉田俊一郎、「ウェレイユス・パテルクルスとワレリウス・マクシムスの典拠の利用と文体について」、大芝芳弘・小池登編『西洋古典学の明日へ—逸身喜一郎教授退職記念論文集—』、知泉書館、2010年、167-76。III: 吉田俊一郎、「ワレリウス・マクシムスの文体研究の一手法について」、『東京大学西洋古典学研究室紀要』第5号(2009年)、1-10。

355 本研究第一章「(6) 文体」を参照。

356 Ungewitter, *quaestiones selectae*.

357 Bliss, 'Valerius Maximu and his Sources'.

358 範例集としての以上の諸特徴については、本研究第一章「(2) 概要」およびそこへの注55を参照。

とが、互いに独立して行われてきた点にある。この結果、ある箇所の記述の全体に見られる語彙・表現(そこには典拠から引き継いだ部分と新たに加えられた部分とが細かく交じり合っている)を包括的に考察することが行われてこなかった。こうした考察は『著名言行録』の文体をより一貫して把握するために必要であろう。

既存の研究から示唆されるもう一つの新たな側面は、より緩やかな意味での黄金期の模倣である。すでに見たように、これまでワレリウスの文体を黄金期の著作と比較することは、主に典拠探索の一環としてであった。したがってそうした研究は主に、ワレリウスと前世代の著作との間に内容面での明らかな一致がある場合のみを考察の対象としていた。しかしワレリウスは黄金期の著作に親しみその表現をよく知っていたと考えられるので、彼と先行諸作家との間には、内容的な関連はより希薄であるにもかかわらず表現上の一致が見出されるという可能性がある。

この章は『著名言行録』の文体について、まだ探求されていない以上の三つの側面を考察する試みからなっている。それぞれで扱われる範囲は限定されているため、そこから得られる考察が『著名言行録』全体に適用可能なものであると直ちに断言できるわけではないが、これらは新しい文体研究の方向性を提示する意義を持つものである。

## I:『著名言行録』における範例記述の構造

ここで注目するのは、ワレリウスが個々の範例をどのように記述しているかということである。すでに本章の導入部分で示したように、範例集というジャンルに属するこの著作の中ではすべての出来事は範例として記述されており、そこには一定の形式が見られると期待される。とはいえ『著名言行録』における全ての範例を分析の対象とするのは範囲が広すぎるし、彼の叙述の構造が章によって極端に異なるとも思われないので、ここでは分析の対象として五つの章を選び、そこに含まれている全ての範例を用いることにする。この五つは、第6巻第2章(*libere dicta aut facta*)、第6巻第4章(*graviter dicta aut facta*)、第7巻第2章(*sapienter dicta aut facta*)、第7巻第3章(*vafre dicta aut facta*)、第9巻第11章(*dicta improba aut facta scelerata*)である。これらの章は全て「～な言葉と行為」という題名を持っている。範例は言葉または行為から成り立つものであり、『著名言行録』という著作の全体も、その題名に表されているように、「言葉と行為」を伝えるものである。したがって、わざわざ題名に「言葉と行為」と付されているこれらの5章に含まれる節は、特に「模範的な」範例、範例らしい範例であると言える。そのため、これらの章の叙述を分析することは、『著名

言行録』全体の叙述手法を明らかにすることに寄与すると期待できるだろう。

ある出来事を範例として叙述するには、叙述がある一定の要素を含んでいることが必要である。以下では、まずこの範例叙述の基本要素が何であるかを確認する。次に、『著名言行録』の中から典型的な章を取り出し、そこに含まれる他の要素にも目を向ける。その後、このようにして取り出された各要素について、この論文で扱う五つの章に含まれる全ての節でどのように扱われているかを分析する。分析の主な目的は、各要素がどのようにして全体と結びつけられているかを解明することにある。最後に、個々の要素の分析を踏まえて、対象とした範例全体に共通する傾向に着目する。

ある言行を範例として叙述するさいには、どのような要素が含まれる必要があるだろうか。この問題は、『著名言行録』に限らず、範例というものをを用いる全ての著作について立てることができる。例えば、ワレリウスが大いに依存しているラテン作家の一人であるキケロは、自分の哲学的対話でも弁論でも議論を論証するために多くの範例を用いており、彼が範例を叙述する手法を研究することが可能である。キケロの『アルキアス弁護』の文体について研究したゴトフは、その中の三つの文が「逸話的な」*anecdotal* 文体を持っていることを指摘し、それを手がかりとして、キケロが有名な発言を語っている箇所の叙述手法を別の論文で分析している<sup>359</sup>。そこで彼は、そうした箇所には「発話者」「(発話の行われた)状況」「発話(そのもの)」の三要素が含まれており、しかもたいていこの順番を守って現れることを見出している。彼が典型例として挙げるのは、次のような箇所である。

CIC. Cato 47 bene Sophocles, cum ex eo quidam iam affecto aetate quaereret utereturne rebus veneriis, ‘di meliora!’ inquit ‘libenter vero istinc sicut ab domino agresti ac furioso perfugi.’

確かにここでは、「発話者」(Sophocles)、「状況」(cum ... veneriis)、「発話」(‘di ... perfugi’)が整然と並んでいる。キケロの叙述がこのように単純なものだけでないことはゴトフ自身が詳しく論じているが、彼はこれらの要素のこの順序が基本であるという結論に達している。

これらの要素が範例の記述に多かれ少なかれ必要であることは考えられる。範例そのものは何らかの行為であり、これが記述されないことはありえない。また誰がその行為をしたかということは、

---

359 Gotoff, *Elegant Style*, *idem*, ‘Style for Relating Memorable Sayings’.

範例に権威を与えるために重要な情報である。そしてある行為の当否はその行われた状況に依存するので、状況についての最低限の情報はその行為が範例として機能するためには必要であろう。したがってまず、この三つの要素がワレリウスの範例記述にもあるものと想定しよう<sup>360</sup>。

しかしワレリウスの範例記述はしばしばかなり長いものであり、そうした記述がこれらの基本要素だけで成り立っているとは考えにくい。そこで個々の範例の分析に移る前に、分析の対象とする五つの章の中から例を二つ取り上げ、これらの基本的な要素以外にもワレリウスの叙述に用いられている要素があるかどうかを確かめたい。

まず取り上げる例は、第6巻第2章に見られる小カトーの範例である。

6, 2, 5 quid ergo? libertas sine Catone? non magis quam Cato sine libertate: nam cum in senatorem nocentem et infamem reum iudex sedisset, tabellaeque Cn. Pompei laudationem eius continentes prolatae essent, procul dubio efficaces futurae pro noxio, summovit eas e quaestione legem recitando, qua cautum erat ne senatoribus tali auxilio uti liceret. huic facto persona admirationem adimit: nam quae in alio audacia videretur, in Catone fiducia cognoscitur.

この節には、キケロの場合に見出されたような叙述の基本要素と、それ以外の要素が存在する。まず、行為者(Cato)、状況(nam cum ... pro noxio)、行為(summovit ... liceret)という基本的な要素がこの順序で現われていることが分かる。この点では、ワレリウスの叙述の方法はキケロのものと良く似ている。一方、これらの基本要素の前後には、小カトーの行為とは直接関係のない部分が見出される。これらの部分は、『著名言行録』の叙述の中でどのような役割を果たしている要素であると分析できるだろうか。

最初の二語(quid ergo?)は、前の節からの移行を示す語句である。『著名言行録』は章の冒頭にある前書きを除けば範例の連続であるから、個々の範例の最初に前の範例との間の区切りとしてこのような語句が置かれることは理解できることである。また、最後の一文(huic ... cognoscitur)では、ワレリウスは、単に言行を叙述するのではなく、それについて自分がどう考えるかを読者に

---

360 ゴトフの分析はワレリウスが扱っている「言葉と行為」のうち言葉しか対象としていないが、行為を記述する範例の場合にも同じように「行為者」、「状況」、「行為」を想定することができる。以下では簡潔に表記するため、「行為」という語を「発話」と(狭い意味での)「行為」の総称として、同様に「行為者」という語を「発話者」と(狭い意味での)「行為者」の総称として使用する。



示している。こうした部分は、範例についてのワレリウスの評価を示すものであるから、評価という要素であると言える。この節の検討から、『著名言行録』では、言行の叙述の基本と言える行為者、状況、行為の記述の前後に、それを補足する要素が付加されている様が明らかになる。前に付加される要素としては「移行」、後に付加される要素としては「評価」が見出される。

次の例には別種の要素が見出される。

6, 4, 2b *idem Scipio Aemilianus, cum Ser. Sulpicius Galba et Aurelius <Cotta> consules in senatu contenderent uter adversus Viriathum in Hispaniam mitteretur, ac magna inter patres conscriptos dissensio esset, omnibus quonam eius sententia inclinaretur exspectantibus, ‘neutrum’ inquit ‘mihi mitti placet, quia alter nihil habet, alteri nihil est satis’, aequè malam licentis imperii magistram iudicans inopiam atque avaritiam. quo dicto ut neuter in provinciam mitteretur obtinuit.*

この節では、最初に発言者が示されているので、基本の要素の前には付加されているものがないと言える。ただし、発言者が「(前の範例と)同じ人」*idem*と言われているので、この語が前の節とこの節との移行を表わしていると考えられる。前の例(6, 2, 5)と異なっているのは、叙述の後に付加されている要素である。

この節では、発言者(*idem*)、状況(*cum Ser. ... exspectantibus*)、発言(‘*neutrum ... est satis*’)の後に、発言者であるスキピオにかかる現在分詞が置かれている(*aequè ... iudicans ... avaritiam*)。これは、この範例に対するワレリウス自身の判断を述べたものではないから、先に挙げた節に見られた「評価」とは異なるものである。しかし、スキピオがこの発言を行った際の外的な状況を述べているのでもないから、叙述の基本要素である「状況」とも異なっている。これは、ワレリウスがこの範例の状況と発言内容を解釈して、スキピオのこのときの意図を描写したものだと考えられる。このような要素は「意図」と呼べるであろう。

最後の一文(*quo ... obtinuit*)は、また新たな要素を成している。ここでは、「評価」とも「意図」とも異なり、ワレリウスによる判断は全く含まれておらず、スキピオの行為によって生じた結果だけが叙述されている。事実を述べているという点では、「状況」と同じであるが、焦点となっている行為や発言の後に生じた事実を扱っているという点で、「状況」とも異なっている。これは、「結果」と名付けられる要素である。

以上の二つの例から、ワレリウスが以下のような要素を用いていることが示された。

1. 移行: 節と節の間の移行。
2. 行為者: 行為や発言を為す者。
3. 状況: 行為や発言が行われるに至った周囲の状況。
4. 行為: 行為や発言自体。
5. 意図: 行為者が行為や発言を行った際の意図のワレリウスによる推測。
6. 結果: 行為や発言の結果として生じた事実。
7. 評価: 行為や発言に対してワレリウスが下す評価。

無論これらは上に取り上げた二つの例から導き出されたものであり、その他の章の叙述もこれらの要素で分析できるかどうかは検証を必要とする問題である。この後では、先に限定した五つの章の中でこれらの要素がどのように現われているかを検証する。そのさいに、それぞれの要素がどのようにして前の要素と結び付けられているか、具体的には接続詞や、前に現われた内容を受ける代名詞に特に着目する。

これから、先に挙げられた要素の一つ一つについて、分析対象とする五つの章の中でそれらを含む節を全て挙げていく。各要素が叙述全体とどう結ばれているかに応じて、それらの節は分類されている。個々の節は箇所番号を並べることで示してある。また、全ての節を分類して列挙した後には、それらについての分析を付している。分析の文中に括弧に入れて示されている文字は、その前に掲げられた一覧表に付けられた文字に対応するものである。

■移行 ある節から次の節への移行は、次の節の最初の文に通常示されている。移行を示す表現は、次のように分類できる。

- a) 接続詞・副詞: ac ne ... quidem (7, 2 ext. 9. 7, 3 ext. 6), age (6, 2, 12. 7, 2 ext. 2a. 7, 2 ext. 10), at (7, 3 ext. 10), atque (6, 4 ext. 4), autem (6, 4, 4. 7, 2 ext. 3. 7, 2 ext. 11a. 7, 3, 7. 7, 3 ext. 3. 9, 11 ext. 1. 9, 11 ext. 2), etiam (6, 2, 10. 7, 2 ext. 5. 7, 2 ext. 8. 7, 2 ext. 15. 7, 3 ext. 9. 9, 11, 4), iam (6, 2, 11. 6, 2 ext. 2. 7, 2 ext. 4), item (7, 3 ext. 8), nam (7, 3, 5), ne ... quidem (7, 2 ext. 17. 9, 11, 7), nec (6, 4 ext. 5. 7, 2 ext. 12), quamquam (9, 11 ext. 3), quapropter (6, 2, 4), quoque (7, 2, 3. 7, 2 ext. 7. 7, 2 ext. 13. 7, 3, 3. 7, 3 ext. 5), sed (7, 2 ext. 16. 9, 11 ext. 4), vero (6, 4, 3. 7, 2, 2. 7, 3, 6. 7, 3 ext. 4. 9, 11, 3).
- b) 代名詞: idem (6, 4, 2b. 7, 2 ext. 1b. 7, 2 ext. 1c. 7, 2 ext. 1d. 7, 2 ext. 2b. 7, 2 ext. 11b. 7, 3,

- 4b).
- c) 関係代名詞・関係形容詞: qui (6, 2, 7. 6, 4 ext. 1), cuius fati ... (9, 11, 6), quo in genere ... (7, 3, 2).
- d) 前節との比較: aliquanto speciosius (7, 3, 9), nihilo segnior (6, 4, 2a), non tam atrox (9, 11, 2), par (6, 4, 1b. 7, 2, 6b).
- e) 前節との対比: hic ... ille (7, 2, 5), multo ... sceleratius (9, 11 ext. 2), quantus ... tantus (6, 4 ext. 3), sed ... quidem ... autem (6, 4 ext. 2), sic ... vero (6, 2, 2).
- f) 疑問詞: quid? (6, 2, 3. 7, 2, 4. 7, 2 ext. 6) quid ergo? (6, 2, 5).
- g) 感嘆文: quam deinde ... (7, 2, 6c), quam porro ... (7, 2 ext. 14).
- h) 移行や付加を表わす動詞: adicio (7, 2 ext. 18. 7, 3, 10), devertor (7, 3, 10), transgredior (7, 2, 6a), venio (7, 3, 8).
- i) その他: eaque ... erit (6, 2, 7 *ad fin.*), hanc ... superavit (9, 11, 5) huic ... consimilis illa (7, 3 ext. 7), inserit tantis viris ... (6, 2 ext. 1), inter has ... coniugium esse potuit (6, 2 ext. 3), quod sequitur ... (7, 3, 4a), sed ... humilior (6, 2, 8 *ad fin.*), summa in hoc ... (7, 3 ext. 1 *ad fin.*), tempus deficiet ... (7, 2 ext. 1).
- j) 移行の語句なし: 6, 2, 6. 6, 4, 5. (6, 2, 8. 6, 2, 9. 7, 3 ext. 1. 7, 3 ext. 2.)

多くの節は単純な接続詞や副詞で前の節と結ばれている(a)。それ以外の移行の方法として目を引くのは、同じ行為者の言行が続けて語られる場合で、このときには代名詞 *idem* が節の冒頭に用いられている(b)。これと対比されるのが前節に現れる人を指す関係詞による移行であり、この場合にはその人物は次の節の言行の行為者ではない(c)。前節との比較(d)や対比(e)の表現には、二つの節の間に何らかの関係性を作り出そうとするワレリウスの努力を見出すことができる。それに対して、疑問文(f)や感嘆文(g)や動詞(h)による移行は、特に前後の内容の関連がない場合にも利用されている。その他(i)様々な表現が移行を表すために使われているが、そのうち4例(6, 2, 7. 6, 2, 8. 7, 3, 10. 7, 3 ext. 1)では、前の節の最後の文に次の節への移行が含まれている。このうち3例では、前の節の最後に以降の語句があり(6, 2, 7. 6, 2, 8. 7, 3 ext. 1)、7, 3, 10では節の冒頭に、この節への移行と、この節の後から国外の例が始まることとがともに示されている<sup>361</sup>。移行が全くない節(j)は二つしかなく(括弧に入れて示した節では前の節に移行が予め示されてい

<sup>361</sup> 7, 3, 10 his uno adiecto ... exemplo ad externa revertar.

る)、極めて稀であると結論づけられる。

■行為者 行為者を表す表現は、移行の語句の直後に現れることが最も多い(移行の語句が文の二語目に来る接続詞である場合には、行為者が節の冒頭に来ることになる)。行為者は以下のように表現されている。

- a) 状況または言動を示す文の主語として:(大多数を占めるため、全て挙げることはしない)
- b) 名詞にかかる属格として<sup>362</sup>: *acta* (7, 2, 6a), *animus* (6, 2, 10), *astutia* (7, 3 ext. 5), *auctoritas* (6, 2, 4), *auxilium* (7, 3, 9), *cogitatio* (9, 11 ext. 4), *consilium* (7, 2 ext. 16. 7, 3 ext. 10), *dictum* (6, 4 ext. 5. 7, 2 ext. 13), *epistula* (7, 2 ext. 10), *factum* (7, 2, 4. 7, 2 ext. 15), *factum et dictum* (9, 11, 2), *gravitas* (6, 4, 1b. 6, 4, 2a), *pectus* (9, 11, 4), *postulatio* (6, 2, 11), *praeceptum* (7, 2 ext. 7, 7, 2 ext. 11b), *responsum* (7, 2 ext. 6), *sapientia* (7, 2, 6), *sententia* (7, 2, 3. 7, 2 ext. 4), *verba an facta* (6, 4, 4).
- c) 「伝える」「聞く」といった伝承を表わす動詞に支配された対格＋不定法の対格として:  
*accipio* (7, 2, 1), *fero* (7, 3, 4).
- d) その他の格で: 属格(7, 2 ext. 17), 与格(7, 3, 5. 7, 3 ext. 9), 対格(6, 2, 3. 7, 2 ext. 9. 7, 3 ext. 4), 奪格と主格(6, 2, 5)<sup>363</sup>, *a* + 奪格(9, 11, 1), *inter* + 対格(6, 2 ext. 3).
- e) 節の冒頭に現われない: 6, 2, 1. 6, 2, 3. 6, 4, 1a. 6, 4 ext. 1. 7, 2 ext. 11. 7, 3, 1. 7, 3 ext. 1. 7, 3 ext. 4. 9, 11 ext. 1.
- f) 前節と同じ主語が *idem* で表わされる: 上を参照。
- g) 前節と同じ主語が省略される: 7, 2, 6c.

大多数の節では、行為者は行為を表わす文の主語として、または(状況を表わす文が行為を表わす文と独立している場合には)状況を表わす文の主語として導入されている(a)。行為者を表現するそれ以外の方法のうち最も目立つものは、名詞にかかる属格で行為者が表現されている場合

---

362 これは例えば *senatus* の代わりに *acta senatūs* と言い、*M. Castricius* の代わりに *M. Castricii animus* と言うような表現のことである。以下には、行為者を表わしている属格の方は示さず、それがかかっている名詞の方のみを列挙してある。

363 やや特殊な例である。前掲の引用を見よ。

である(b)<sup>364</sup>。これらの名詞は、行為または状況を表す文の主語として用いられている場合が多い。こうした表現が多く見られる理由の一つは、表現に変化を与えるためであると考えられる。animus や pectus などの名詞は、それが存在することによって内容面で違いが生れているとは思われないため、表現に変化をつけるためにだけ使われていると言える。だがもう一つの理由として、その行為者の持っている特性を表す抽象名詞が選ばれたと考えることもできる。astutia や sapientia などはこの場合に相当するだろう。このような名詞で、行為者が主格でも属格でもない例(c, d)はそれほど多くない。しかも、これらの一部(c)は伝聞を表す動詞に支配された対格＋不定法の構文中の意味上の主語であり、事実上、主格に置かれている場合と同じと捉えられる。一つの興味深い現象は、行為者が節の冒頭ではなく、途中で導入される場合である(e)。これらの場合、行為者よりも先に状況が述べられていることが多い。これは、最初に確認した「行為者・状況・言行」という叙述の一般的順序に反している。行為者が前節と同じ場合(f)、代名詞 idem が移行と行為者を共に表現することになる(移行の分析も参照)。前節と行為者が同じであるため省略されている節は一つしかなく(g)、行為者を明示しないことは極めて稀だと言える。

■状況 言行に至る状況は次のような表現で導入されている。

- a) cum 節: 6, 2, 3. 6, 2, 5. 6, 2, 6. 6, 2, 8. 6, 2, 9. 6, 2, 10. 6, 2, 12. 6, 2 ext. 3. 6, 4, 1b. 6, 4, 2a. 6, 4, 2b. 6, 4, 3. 6, 4, 4. 6, 4 ext. 1. 6, 4 ext. 2. 6, 4 ext. 3. 7, 2, 5. 7, 2, 6a. 7, 2, 6c. 7, 2 ext. 1d. 7, 2 ext. 2b. 7, 2 ext. 3. 7, 2 ext. 6. 7, 2 ext. 15. 7, 2 ext. 18. 7, 3, 2. 7, 3, 3. 7, 3, 4a. 7, 3, 4b. 7, 3, 6. 7, 3, 7. 7, 3, 9. 7, 3, 10. 7, 3 ext. 1. 7, 3 ext. 9. 7, 3 ext. 10. 9, 11, 1. 9, 11 ext. 1.
- b) cum 以外の接続詞: postquam (9, 11, 2), ut (6, 4, 3. 7, 2 ext. 16. 7, 3, 9. 9, 11, 1).
- c) 独立奪格: 6, 2, 2. 6, 2, 3. 6, 2, 10. 6, 4, 1b. 6, 4, 2b. 6, 4, 3. 6, 4, 5. 6, 4 ext. 1. 7, 2, 3. 7, 2 ext. 1d. 7, 2 ext. 3. 7, 2 ext. 6. 7, 2 ext. 15. 7, 2 ext. 16. 7, 3, 4. 7, 3 ext. 1. 9, 11, 3. 9, 11 ext. 1.
- d) 主語に一致する分詞・形容詞: 6, 2, 1. 6, 2, 2. 6, 2, 4. 6, 2 ext. 1. 6, 4, 4. 6, 4, 5. 6, 4 ext. 3. 6, 4 ext. 5. 7, 2, 4. 7, 2, 5. 7, 2 ext. 1c. 7, 2 ext. 3. 7, 2 ext. 8. 7, 2 ext. 11a. 7, 2 ext. 17. 7, 3, 2. 7, 3, 3. 7, 3, 4a. 7, 3, 6. 7, 3, 8. 7, 3 ext. 6. 7, 3 ext. 7. 7, 3 ext. 10. 9, 11, 2. 9, 11, 5.
- e) 主語以外の語に一致する分詞: 与格の名詞と一致(6, 2, 7. 6, 2 ext. 3. 6, 4 ext. 4. 7, 2 ext.

364 注 362 を参照。

12. 7, 2 ext. 13), 対格の名詞と一致(6, 2, 11. 7, 2, 6b. 7, 2 ext. 5. 7, 2 ext. 10. 7, 3 ext. 8. 9, 11, 7).

f) 独立した文: 6, 2, 1. 6, 2, 3. 6, 2, 4. 6, 2, 8. 6, 2 ext. 2. 6, 4, 1. 7, 2 ext. 9. 7, 3, 1. 7, 3, 2. 7, 3 ext. 2. 7, 3 ext. 4. 7, 3 ext. 5. 7, 3 ext. 7. 9, 11, 2. 9, 11, 6.

状況の多く(特に短いもの)は、行為者を主語とし言行を主動詞とする文の従属節で表されている(a-c)。今回対象とする章のなかでは、こうした従属節の大半は cum 節(a)または独立奪格(b)である。特に、行為者である主語の直後に cum 節で状況を示す手法は、一つの典型と言える。また、主文の名詞のいずれかに一致する分詞を用いることも、状況の簡潔な表現としてよく用いられている(d, e)。分詞がかけられる名詞は、主語(行為者)であることが多いが(d)、その他の名詞にかかる分詞も見られる(e)。一方で、長い状況の場合には、独立した文であることが少なくない(f)。この場合、状況を表す文が行為者よりも先に置かれていることがある(行為者の分析を参照)。

■言行 言行は例外なく文の主動詞によって表されている<sup>365</sup>。したがって、他の要素のように、どのように導入されているかを問題とする必要はない。ただ、ワレリウスが言行を叙述するさいには、キケロに見られたような基本的な順序の他に、好んで用いているある一つの変形が存在する。それは、最初に言行の概略のみを短い一文で述べ、nam, enim などの接続詞を介して次の文でそれをより詳細に記述するという手法である。以下にこの手法が用いられている節、及びそれらの節で概略と詳細とがどのように結ばれているかを列挙する。

a) 接続詞: enim (6, 2, 1. 6, 2, 12. 6, 2 ext. 3. 6, 4 ext. 3. 6, 4 ext. 4. 7, 2 ext. 13. 7, 2 ext. 16. 7, 3, 3. 7, 3, 6. 7, 3, 10. 7, 3 ext. 9. 9, 11, 3. 9, 11, 4), nam (6, 2, 2. 6, 2, 5. 6, 4, 4. 6, 4 ext. 1. 7, 2, 6c. 7, 2 ext. 8. 7, 3, 2. 7, 3 ext. 4. 7, 3 ext. 7. 7, 3 ext. 10), namque (7, 3, 3. 7, 3, 7).

b) 関係詞: 6, 2, 10. 6, 2, 11. 6, 4, 1b. 6, 4, 2a. 7, 2, 3. 7, 2 ext. 4. 7, 2 ext. 5. 7, 2 ext. 7. 7, 2 ext. 10. 7, 2 ext. 17. 7, 3, 5. 7, 3, 9. 7, 3 ext. 2. 7, 3 ext. 5. 7, 3 ext. 10. 9, 11, 7. 9, 11 ext. 2.

以上のように、用いられている接続詞は「～というもの」という説明を表すものである(a)。その他、関係詞も詳細の説明を導くものとして使われている(b)。

365 言行が様々な段階を持つ複雑な行為である場合、一部が従属節で表されることはある。ただ、言行全体が従属節に置かれている節はない。

■意図 行為者の意図を表す表現は以下のように導入されている。

- a) 言行を為している主語に一致する現在分詞: 6, 2, 7. 6, 2, 12. 6, 4, 2b. 7, 3, 3.
- b) 動名詞の奪格: 6, 2, 11. 7, 2, 6a.
- c) 目的節: *ne* (6, 4, 4. 7, 2, 4. 7, 2, 6a), *quo* + 比較級 + 接続法 (7, 2 ext. 11a. 9, 11, 1), *ut* (7, 2, 5. 7, 2 ext. 8. 7, 2 ext. 17. 7, 3, 4b. 7, 3, 7. 7, 3 ext. 8).
- d) 理由節: *non quod ... sed quod* (7, 2, 1), *non quod ... sed ut* (7, 3 ext. 6<sup>366</sup>), *quia* (7, 2, 2. 7, 3, 2).
- e) 接続詞・関係代名詞・関係形容詞 + 「教える」「示す」などを意味する動詞: *monet enim* (7, 2 ext. 7), *qua consolatione demonstravit* (7, 2 ext. 2b), *qua quidem praedicatione aperte monebat* (7, 2 ext. 1b), *quo dicto ... monuit* (7, 2 ext. 9), *quo colligebat ...* (7, 2 ext. 2b).
- f) その他: *videlicet* (6, 4, 5).
- g) 言行の前ないし途中に置かれる: 6, 4, 4 (*ne* 節). 7, 3, 3 (現在分詞). 7, 3, 7. 7, 3 ext. 8 (*ut* 節).

意図を表わす主な表現は現在分詞 (a) と目的節 (c) と理由節 (d) であり、少数ながら動名詞 (b) も用いられている。これらのほとんどは、言行を表す文に従属している。理由節が用いられている例のうち、2例 (7, 2, 1. 7, 3 ext. 6) では動詞が接続法に置かれており、ワレリウスではなく行為者の考えであることが明示されている。他の2例 (7, 2, 2. 7, 3, 2) では、*timebat*, *arbitrabatur* というように、動詞自体が行為者の考えであることを示している。その他、「教える」「示す」を表わす動詞を用いたよく似た表現 (e) が第7巻第2章に集中して現われていることが注目に値する。意図は言行の後に置かれる場合がほとんどであるが、最後の4例 (g) のみは言行の前ないし途中に置かれている。これは、叙述の基本要素に他の要素が割り込んでいる珍しい例である。

■結果 言行の結果を導入するのは以下のような表現である。

- a) 接続詞なし: 6, 2, 3. 6, 2, 10. 6, 2, 11. 6, 2 ext. 1. 7, 3, 3. 7, 3 ext. 1. 9, 11, 5.

---

366 これは前半が *quod* の理由節で、後半は *ut* で始まる目的節であるが、便宜的にここに含める。

- b) 接続詞: at (6, 2, 7. 7, 2 ext. 11a), autem (7, 2, 5), enim (6, 4, 3), et (7, 3, 1), neque (7, 3 ext. 6), -que (6, 4, 4. 7, 2 ext. 18. 9, 11 ext. 1.), sed (7, 2 ext. 17).
- c) 関係代名詞・形容詞: qui (7, 3, 10), qua constantia (7, 3 ext. 9), qua ... festinatione (9, 11, 1), qua voce (6, 2, 1), quam rem (7, 3 ext. 10), quo dicto (6, 4, 2b), quo facto (7, 2, 6), quo odore (7, 3 ext. 2), quod ... osculum (7, 3, 2).
- d) 前文を受ける代名詞・副詞: hic ( 6, 4, 1a), ita (7, 3 ext. 7), tam (6, 2 ext. 2).

結果は意図と異なり、言行を表す文から独立した別の文に置かれている場合が最も多い。言行を表す文との間にも接続詞のない場合が多い(a)。接続詞がある場合(b)でも、用いられている接続詞は *et*, *neque*, *-que* のように前後の関連を明示しないものが多い。また、関係詞を用いて言行を表す文と結ばれている例(c)が比較的多く見られるが、これらの関係詞も独立した文同士をつなぐ用法であると考えられ(*qui = et is*)、前後の関連を明示しない接続詞の一種と言える。前文を受ける代名詞や副詞がある場合(d)でも、内容上の結びつきは希薄である。総じて結果は、その前に置かれた叙述の基本要素と切り離されている。

■評価 ワレリウスが個々の言行について下す評価は、次のように導入されている。

- a) 接続詞: ceterum (7, 3, 4a), enim (7, 2, 2. 7, 2 ext. 3. 7, 2 ext. 18. 7, 3, 5. 9, 11, 7), ergo (7, 3, 3), et (7, 2, 1), etenim (7, 2 ext. 1a), igitur (6, 2 ext. 1. 7, 2, 3. 7, 2 ext. 2a), itaque (7, 2 ext. 15. 9, 11, 5), nam (7, 2, 2), namque (6, 4, 1a), quapropter (6, 4, 4), quia (7, 3, 5), si quidem (7, 2, 6b), vero (7, 2, 6a).
- b) 前の内容を受ける代名詞・副詞: hic (6, 2, 5. 7, 3 ext. 4), ille (7, 2 ext. 1d. 7, 2 ext. 12), iste (7, 2 ext. 10. 7, 3, 6), ita (6, 2, 4. 6, 4 ext. 1. 7, 3 ext. 10), tam (7, 2, 5), tantus (7, 3 ext. 8), tunc (6, 2, 6).
- c) 関係代名詞・形容詞: qui (7, 2 ext. 11b. 7, 2 ext. 16. 9, 11, 3. 9, 11 ext. 2.), quod praeceptum (7, 3 ext. 3), quo sermone (6, 4 ext. 5).
- d) 名詞の付け加え<sup>367</sup>: 6, 4 ext. 3. 9, 11, 4. 9, 11, 6.
- e) 分詞: 7, 3 ext. 9.
- f) 接続詞なし: 6, 2, 3. 6, 2, 8. 6, 4, 1b. 6, 4, 3. 6, 4 ext. 2. 7, 2 ext. 1c. 7, 2 ext. 10. 7, 3, 8. 7, 3

367 いわゆる *apposition to the sentence* である。



ext. 1. 7, 3 ext. 2. 7, 3 ext. 6. 9, 11, 2. 9, 11 ext. 3.

評価を導入する方法は様々であり、先に見た意図や結果のように一定の傾向を見出すことはできない。接続詞で前と結ばれる場合が最も多いが(a)、その接続詞のニュアンスは多様である。前の内容を受ける代名詞や副詞(b)または関係詞(c)が用いられている節も多い。名詞の付加(d)や分詞(e)といった、前の要素と同じ文の中に評価が組み込まれる例は数が少ない。接続詞なしで評価が述べられる場合(f)は少なくない。これは、評価がしばしば感情的に誇張された表現(感嘆文や修辞疑問文など)で表されていることと関係すると考えられる<sup>368</sup>。

結論として、以上の各要素の分析から次のようなことが言える。一つは、ワレリウスが今回取り上げた章を通じて、かなり一貫した叙述方法に従っているということである。個々の節の内容はほぼ決まった要素から成っており、それらの間の順序も大きく動かされることはない。さらに、一つの要素を導入するためには、少数の決まった手法(決まった接続詞、分詞構文、独立奪格など)が好んで用いられ、変化が少ない。

一方で、より細かく見るならば、ある章に集中して現れる表現が幾つか存在することが分かる。例えば、言行の概略だけを先に述べ、後から詳細を述べる手法(言行の分析を参照)は、第7巻第3章で頻繁に用いられている。また、意図を導入するために「教える」、「示す」といった動詞を用いる表現は、第7巻第2章の外国の範例の中にのみ集中して現われている。これらの表現がある章で特に多く用いられているということは、ワレリウスの執筆方法に由来すると推測される。ある章に属する節を幾つか続けて書くさいに、たまたま頭に浮かんだ表現を繰り返し使い、他の箇所ではそうしなかったのだと仮定すれば、こうした偏りが説明できるからである。

## II: 白銀ラテンへの転換点としてのワレリウスの文体

本節の目的は、『著名言行録』の文体において白銀ラテンの特徴と黄金期諸著作の模倣やその改変とがどのように混合しているかを探ることにある。すなわちここでワレリウスの文体は、黄金ラ

---

368 例えば、接続詞なしで導入される評価のうち、6, 4, 1b. 6, 4, 3. 7, 3 ext. 2. 9, 11, 2 は感嘆文である。『著名言行録』の中の感嘆文、修辞疑問文については、Sinclair, 'Evolution of Silver Latin', 95-101 および *ibid.* 114-23 をそれぞれ参照。

テン期から白銀ラテン期への転換点として取り扱われる。この転換をよりよく検証するために本節では、彼とほぼ同時代のラテン散文作家であるウェレイユス・パテルクルスの『歴史』*historiae* を、『著名言行録』と同様に扱う。両者の間には文体に関して共通点があり、この時代の転換を見るには両者を一緒に扱ってその共通点や相違点を探ることが好都合だからである。

この二つの著作相互の比較は、これまで主に二つの観点から行われてきた。その一つは両者の典拠を探る試みである<sup>369</sup>。こうした試みでは、両者が共通して扱っている歴史的事件を取り上げ、それについての二人の記述を内容と表現の面から比較し、また同じ事件について扱っている他の著作とも比較することで、二つの著作が同じ典拠に由来するものかどうかや、その典拠を我々の知っている著作に同定することができるかどうかを考察する。もう一つの観点は、もっぱら両者の文体に着目するものである<sup>370</sup>。この見方からすれば、二人の著作はいわゆる白銀ラテン文学の最初の標本であると見なされ、彼らの語彙や表現や修辭的技巧が前の時代とどのように異なっているのかが重要な問題となる。この二つの観点はそれぞれ別個に論じられることがほとんどであった。

二つの研究の方向性のこうした乖離は、これらの作家の研究に欠けた部分を生み出している。典拠探索において二つの著作の表現が問題となるのは、それらが互いに一致するかまたは他の著作と一致する表現を用いている場合だけであり、それ以外の大半の部分は全く考慮されない。また、文体に関する研究では、これらの著作に存在する個々の語彙や表現そのものだけが検討対象となり、それらが使われている文脈や、それらが何らかの典拠によって影響されているかどうかは通常問題とならない。この結果、ある箇所の記述の全体に見られる語彙・表現を包括的に考察することが行われてこなかった。この節はこの欠落を埋めようとする小さな試みである。

ここでは、ポピリウス・ラエナスの使者行とアエミリウス・パウルスの子の死について、ウェレイユス(1, 10, 1-2. 1, 10, 3-5)とワレリウス(6, 4, 3. 5, 10, 2)の記述を詳細に検討する。これらの箇所を検討対象とするのは以下の理由による。二人の文章を比較検討するためには、同じ出来事が扱われていることが必要である。また、両者が利用したことが確実である典拠が我々に残されていることも必要である。そして、二人の典拠として重要であったと一般的に想定されているリウウスを検討できる箇所の方が、そうでない箇所よりも検討対象として望ましい。このように考えるとウェレイユスの著作の残存部分の大部分を占める第2巻は、カルタゴ滅亡後の時代を扱ってお

---

369 Paladini, 'Rapporti', McGonagle, 'Rhetoric and Biography'.

370 Ungewitter, *quaestiones selectae*. 個別の作家の研究では Verhaak, *Velleius Paterculus* と Sinclair, 'Evolution of Silver Latin' がここに含まれる。

り、我々はそこに関してリウィウスの本文を持っていないので、今回の考察対象からは外される。ウエイユスとワレリウスに共通して現れる 33 の出来事のうち、ウエイユス第 1 巻にあるのは 5 であり、そのうち典拠としてリウィウス(45, 12, 3-6. 45, 40, 6-8 と 45, 41, 8 - 45, 42, 1) が想定できるのがこの二つの箇所である<sup>371</sup>。

以下で具体的に探求の目的とするのは、上記の二つの出来事の記述に見られる個々の表現について、できるだけ多くの類例(パラレル)を集め、それらを分類することである<sup>372</sup>。それぞれの出来事について、まずリウィウス、ウエイユス、ワレリウスの本文を掲載する。後二者については、典拠となっているリウィウスの箇所に対応する表現は太字で区別する。その後、それ以外の部分の表現について、類例を表示する(類例の存在する表現は波線の下線で表示する)。これらの表現は、a) 類例がウエイユス、ワレリウス以前のラテン散文作家に見出されるもの、b) 類例がウエイユス、ワレリウスの中に見出されるもの(aに該当するものを除く)、c) 類例が詩人かこの二人より後の散文作家かに見出されるもの(aとbに該当するものを除く)、に分類する。なお、詩人や後代の作家からの類例は網羅的ではない。

まず、ポピリウス・ラエナスについての記述を考察する。

LIV. 45, 12, 3-6 ad Eleusinem transgresso flumen, qui locus quattuor milia ab Alexandria abest, **legati** Romani occurrerunt. quos cum **advenientis** salutasset **dextramque Popilio porrigeret, tabellas ei Popilius <senatus consultum> scriptum** habentes **tradit** atque omnium primum id legere **iubet**. quibus **perlectis** cum se consideraturum adhibitis amicis, quid faciendum sibi esset **dixisset**, Popilius pro cetera asperitate animi **virga**, quam in manu gerebat, **circumscripsit regem ac ‘priusquam hoc circulo excedas’ inquit ‘redde responsum, senatui quod referam.’** obstupefactus tam violento **imperio** parumper cum haesitasset, ‘faciam’ inquit ‘quod censet senatus.’ tum demum Popilius dextram regi tamquam socio atque amico porrexit.

VELL. 1, 10, 1-2 per idem tempus, cum Antiochus Epiphanes, qui Athenis Olympieum inchoavit, tum rex Syriae, Ptolemaeum puerum Alexandriae obsideret, missus est ad

371 ウエイユスとワレリウスに共通して現れる出来事については、McGonagle, ‘Rhetoric and Biography’, 35-85 を参照。

372 以下の類例の多くは Packard Humanities Institute(PHI) の検索によって得られたものである。類例の数のみを挙げていたり「類例がない」と述べたりしている場合は、同データベース上で検索される類例の数を意味している。

eum **legatus** M. Popilius Laenas, qui **iuberet** incepto desistere. (2) mandataque exposuit et **regem** deliberaturum **se dicentem circumcripsit virgula iussitque prius responsum reddere, quam** egrederetur finito harenae **circulo**. sic cogitationem regiam Romana disiecit constantia oboeditumque imperio.

6, 4, 3 C. vero Popilius a senatu **legatus** ad Antiochum missus, ut bello se quo Ptolomaeum lacessebat abstineret, cum **ad** eum **venisset** atque is prompto animo et amicissimo vultu **dexteram ei porrexisset**, invicem illi suam porrigere noluit, sed **tabellas senatusconsultum continentes tradidit**. quas ut **legit** Antiochus, **dixit se cum amicis** conlocuturum. indignatus Popilius quod aliquam moram interposuisset, **virga** solum quo insistebat denotavit, et ‘**prius**’, **inquit ‘quam hoc circulo excedas da responsum quod senatui referam.’** non legatum locutum, sed ipsam curiam ante oculos positam crederes: continuo enim rex adfirmavit fore ne amplius de se Ptolomaeus quereretur, ac **tum demum** Popilius manum eius **tamquam socii adprehendit**. quam efficax est animi sermonisque abscisa gravitas! eodem momento Syriae regnum terruit, Aegypti texit.

ウエレイユスのこの箇所には、他のラテン作家との間に以下のような表現の類似が見られる。

a) ウエレイユス、ワレリウス以前の散文作家に類例があるもの

per idem tempus: 主に歴史家の移行の表現。サルスティウス 3 例、リウィウス 23 例、ウエレイユス自身 5 例、タキトゥス 16 例。

incepto desistere: LIV. 7, 5, 6. 25, 2, 7. 38, 30, 5. 38, 36, 8. VAL. MAX. 6, 5 ext.2. 8, 2, 3. 9, 5, 1. CVRT. 7, 1, 15. 8, 11, 19. 他に例えば VERG. Aen. 1, 37 など。

mandata ... exponere: 使者の仕事についての一般的な表現。CIC. de orat. 2, 49. FIN. 2, 58. off. 3, 100. fam. 11, 6, 1. LIV. 3, 54, 2. 5, 36, 9. 23, 28, 4. 29, 5, 1. 43, 20, 2. TAC. hist. 4, 20.

Romana ... constantia: LIV. 30, 7, 6. 42, 62, 11. TAC. ann. 15, 20.

oboeditum ... imperio: CIC. Rab. perd. 23. Pis. 84. LIV. 3, 29, 3.

一方ワレリウスには、以下の類似が見出される。

a) ウェレイユス、ワレリウス以前の散文作家に類例があるもの

prompto animo: CAES. Gall. 3, 19, 6. CIC. fam. 3, 11, 4. ad Q. fr. 2, 12, 1. VAL. MAX. 5, 6, 8. 6, 4, 3. 9, 15, 1. CVRT. 9, 1, 1.

amicissimo voltu: VERG. Aen. 7, 265. OV. met. 3, 457. SIL. 2, 415 (ただしどれも最上級ではない).

cum amicis conlocuturum: LIV. 40, 16, 1.

moram interposuisset: カエサルの好む表現。CAES. Gall. 4, 9, 3. 4, 11, 4. civ. 1, 64, 7. 3, 12, 1. 3, 75, 1. 他には、CIC. Phil. 6, 2. 8, 17. 10, 1. ac. 1, 1. LIV. 39, 35, 2. VAL. MAX. 5, 6 ext. 4.

ante oculos positam: キケロが多用する表現(修辞学の技法の一つとして挙げたり、弁論の聴衆への呼びかけとして用いたりする)。CIC. Verr. II 5, 78, agr. 2, 53. Deiot. 20. Phil. 2, 115.

11, 7. 12, 14. 13, 4. ac. 1, 5. Parad. 11. Att. 10, 8, 7. fam. 6, 6, 6(引用). 他キケロの修辞学書に9例、『ヘレンニウス宛弁論術』に10例。CAES. Gall. 6, 37, 8. LIV. 24, 24, 8.

animi ... gravitas: CIC. Sull. 83. Sest. 60. 85. 141. Planc. 50. Deiot. 37. Phil. 7, 7. 14, 37. parad. 16. fin. 3, 1. Tusc. 1, 2. 2, 32. fam. 5, 13, 3. LIV. 22, 26, 6.

b) ワレリウス自身に類例があるもの(aに該当するものを除く)

tabellas ... continentes: 6, 2, 5.

amplius de ... quereretur: 6, 9, 15.

manum ... adprehendit : 7, 5, 2. SVET. Tib. 72, 3.

sermonis ... gravitas: 6, 9 ext. 1.

eodem momento: 1, 8 ext. 5. 2, 7, 1. 4, 7 ext. 1. 5, 10 ext. 3.

これらの類例について、以下のようなことが言えるだろう。まず、典拠であるリウィウスに由来する表現はある割合を占めており、典拠を全面的に書き換えるような意図はこの二人にはない。特にワレリウスには、典拠をほぼそのまま写したような文も認められる(ポピリウスの発言の部分)。しかしそうした表現はその他の表現とかなり細かく混じり合っており、容易に分割できるものではない。そして典拠にない表現のうちいくつかは、先行する作家にかなりの量の類例を持つ(ウェレイユスの *per idem tempus, mandata ... exposuit*、ワレリウスの *moram interposuisset* など)。こうした表現は、書く者が特に意識しないうちにそれまでの読書経験から身に着けたものであり、典拠を拡充したり要約したり言い換えたりしようとするさいに、自然に頭に浮かぶようなものであろう。また典拠にない

表現の一部は、この二人以前には類例が見当たらないが、この二人の中には類例がある(特にワレリウスはこのような表現を五つ用いている)。こうした表現は、書き手がおそらくそれまでの読書体験ではないところから身に着けたか、自分で考え出した表現であり、その人固有の言い回しといえる。またこれらは、たとえ(ここでのリウィウスのような)比較できる典拠がなかったとしても、典拠に直接由来するものではないと推測することが可能である。

続いて、アエミリウス・パウルスの二人の息子の死についてである。

LIV. 45, 40, 6-8 nam duobus e filiis, quos duobus **datis in adoptionem** solos nominis, sacrorum familiaeque heredes **retinuerat** domi, minor, <duodecim> ferme annos natus, quinque diebus **ante** triumphum, maior, quattuordecim annorum, **triduo post** triumphum decessit; quos **praetextatos** curru vehi cum patre, sibi ipsos similis destinantis triumphos, oportuerat.

LIV. 45, 41, 8 - 45, 42, 1 'postquam omnia secundo navium cursu in Italiam pervenerunt neque erat, quod ultra **precarer**, illud optavi, ut, cum ex summo retro volui **fortuna** consuisset, mutationem eius **domus mea potius quam res publica** sentiret. itaque defunctam esse fortunam publicam mea tam insigni calamitate spero, quod **triumphus** meus, velut ad ludibrium casuum humanorum, duobus **funeribus** liberorum meorum est interpositus ... ex Capitolio prope iam **expirantem** <in>veni. duos enim tamquam ex magna progenie liberorum **in adoptionem datos Cornelia et Fabia gens** habent: Paulus in domo praeter sen<em> nemo superest. sed hanc cladem **domus meae vestra felicitas** et secunda fortuna publica consolatur.' (42) Haec **tanto dicta animo** magis confudere audientium animos, quam si miserabiliter **orbitatem** suam deflendo locutus esset.

VELL. 1, 10, 3-5 L. autem Paulo magnae victoriae compoti quattuor filii fuere; ex iis duos natu maiores, unum P. Scipioni P. Africani filio, nihil ex paterna maiestate praeter speciem nominis vigoremque eloquentiae retinenti, **in adoptionem dederat**, alterum Fabio Maximo. duos minores natu **praetextatos**, quo tempore victoriam adeptus est, habuit. (4) is, cum in **contione** extra urbem **more** maiorum ante triumphi diem ordinem **actorum suorum** commemoraret, deos immortalis **precatus est** ut, si quis eorum

invideret operibus ac fortunae suae, in ipsum **potius** saeviret **quam in rem publicam**.

(5) quae vox veluti oraculo emissa magna parte eum spoliavit sanguinis sui; nam alterum ex suis quos in familia **retinuerat** liberis **ante** paucos triumphi, alterum **post** pauciores amisit dies.

5, 10, 2 Aemilius Paullus, nunc felicissimi nunc miserrimi patris clarissima repraesentatio, ex quattuor filiis formae insignis egregiae indolis duos iure adoptionis in **Corneliam Fabiamque gentem** translatos sibi ipse denegavit: duos ei fortuna abstulit. quorum alter **triumphum** patris **funere** suo quartum **ante** diem praecessit, alter in triumphali curru conspectus **post diem tertium expiravit**. itaque qui ad donandos usque liberos abundaverat, in orbitate subito destitutus est. quem casum **quo robore animi** sustinuerit oratione, quam de **rebus a se gestis** apud populum habuit, hanc adiciendo clausulam nulli ambiguum reliquit: ‘cum in maximo proventu felicitatis nostrae, Quirites, timerem ne quid mali fortuna moliretur, Iovem Optimum Maximum Iunonemque Reginam et Minervam precatus sum ut si quid adversi populo Romano immineret, totum in **meam domum** converteretur. quapropter bene habet: adnuendo enim votis meis id egerunt ut vos **potius meo casu doleatis quam ego vestro ingemescerem**.’

ウエレイユスのこの箇所には次のような類例がある。

a) ウエレイユス、ワレリウス以前の散文作家に類例があるもの

victoriae compos: LIV. 9, 43, 14. 29, 10, 8. VELL. 2, 96, 3.

speciem nominis: CIC. Phil. 13, 46. SALL. hist. 5, 21 (補い).

speciem retinere: CIC. nat. deor. 2, 9. CVRT. 4, 11, 3.

victoriam adeptus est: 多くの作家に見られるが、とりわけサルスティウスの好む表現。CIC. Phil. 3, 30. CAES. Gall. 5, 39, 4. BELL. Afr. 31, 9. SALL. Cat. 11, 7. 39, 4. 61, 7. Iug. 101, 9. VAL. MAX. 1, 7, 1. 1, 8 ext. 4. 2, 7, 8.

triumphi diem: LIV. 36, 39, 4. 39, 5, 12. VAL. MAX. 4, 1, 8.

invideret fortunae: LIV. 22, 59, 10. 45, 22, 4 (operi invidere : TAC. ann. 13, 53).

vox veluti oraculo emissa: LIV. 34, 50, 2 voces velut oraculo missas.

b) ウェレイユス自身、またはワレリウスに類例があるもの(aに該当するものを除く)

paterna maiestate: VAL. MAX. 5, 1 ext. 2 patris maiestati.

一方ワレリウスに見出される表現の類例は以下のとおりである。

a) ウェレイユス、ワレリウス以前の散文作家に類例があるもの

repraesentatio: CIC. Att. 12, 31, 2. 13, 29, 2. fam. 16, 24, 1. VAL. MAX. 3, 8 praef.

insignis formae: LIV. 27, 19, 8. 30, 12, 17. VERG. Aen. 5, 295. ただし属格で人にかかるのは稀  
(Frontin. strat. 1, 11, 13)。

egregiae indolis: CIC. de orat. 1, 131. VAL. MAX. 4, 1, 15.

ius adoptionis: CIC. dom. 34.

fortuna abstulit: CIC. fam. 5, 18, 1. LIV. perioch. 27. SEN. contr. 5, 1, 1. VELL. 2, 71, 2. Calp.  
decl. 39.

clausula: 主にキケロの用語、de orat. 3.173 など。SVET. Aug. 99, 1 adiecit et clausulam.

Iovem Optimum Maximum Iunonemque Reginam et Minervam: CIC. Scaur. 47. LIV. 3, 17, 3. 6,  
16, 2.

casu doleatis ... ingemescerem: CIC. Vatin. 31 quis tum non ingemuit, quis non doluit rei publicae  
casum?

b) ワレリウス自身に類例があるもの(aに該当するものを除く)

felicissimi ... miserrimi: 5, 6, 4. 6, 9, 14. 9, 13 ext. 2.

robore animi sustinuerit: 6, 9, 14.

maximo proventu: 3, 5, 4, 6, 9, 5.

c) 詩人またはワレリウス自身より後の作家に類例があるもの(a, bに該当するものを除く)

in orbitate destitutus: orbus と destitutus が並列されている例がある。QVINT. decl. 376, 6. PS.  
QVINT. decl. 9, 23.

ambiguum reliquit: VERG. Aen. 5, 326. TAC. ann. 5, 3.

fortuna moliretur: SEN. dial. 12, 15, 2.

adnuendo ... votis: OV. pont. 2, 8, 51. VAL. FLACC. 2, 294.



この出来事の記述についても、先のポピリウス・ラエナスの場合とほぼ同様のことが言える。ただ、ウェレイユスの *vox velut oraculo emissa* とリウィウスの類似は、ある程度長い表現が酷似していることから、読書の結果自然に身に着いた表現といったものではなく、何か意識して取り入れたものである可能性を持っているようにも思われる。また、ワレリウスのこの箇所には、*fortuna abstulit, orbitate ... destitutus* のように、後代の模擬弁論に類例が見出される場合がある。これらの表現は、特にその内容が模擬弁論に関わると推測される場合には（「不幸」や「孤独な老人」はそうであろう）、書き手がかつての修辞学校の教育の中で身に着けたのではないかと推測できる。

以上の考察はたった二つの出来事についてのウェレイユス、ワレリウスの記述を扱ったにすぎないが、ここから彼らが文章を書くさいに用いている表現の種類について以下のような三分類が想定できる。第一に目下の出来事についての直接の情報源とした典拠からの引用、第二にその他の読書によって自然に身に着いた表現（特に歴史など特定のジャンルによく使われる表現）、第三におそらく前の世代の書物の読書によらずに身に着けた独自の表現（このうち特に模擬弁論によく現れる事柄に関する表現は、修辞学校で身に着けたという推測が可能である）。また同時に、彼らがこれらの種類の表現をかなり自由に組み合わせて自らの文としていることも示唆された。ここでの考察は彼らが利用したと思われる典拠との直接の比較が可能な箇所に限定しているので、このような手法が他の場合にそのまま適用できるわけではない。しかし彼らの典拠の利用手法と文体についてより包括的に研究するために、ここで示したような視点は有効であろう。

### III: 黄金ラテン散文の継承者としてのワレリウス

すでに度々述べたように『著名言行録』は、同時代の他の著作と並んで、白銀ラテン散文の嚆矢とされている。修辞的影響の濃い彼の文体は（しばしば否定的な評価を伴って）前の世代の著作には見られなかった特徴を備えた新しい世代の文章として扱われる<sup>373</sup>。しかし、彼の前に存在した黄金ラテン期の散文作家たちと彼との間の断絶を強調し過ぎることは適切ではない。ワレリウスが利用したと推定できる典拠がキケロやリウィウスに代表されるラテン散文作家にほぼ限定されて

---

373 Ungewitter, *quaestiones selectae*, 1, Sinclair, 'Evolution of Silver Latin', 16-20 を見よ（後者は先行する研究者の意見の概観を含む）。

いることはすでに述べた<sup>374</sup>。またそれだけでなく、紀元後 30 年ごろに著作活動を行っているローマ人にとってこれらの作家が規範的な読み物であったことは、当然想定されることであり、彼はこの人々の著作にかなり親しんでいたはずである。だとすればワレリウスの文体には彼らの文章が大きく影響していると考えられ、彼と先行する諸作家との文章表現上の関係は、この作家を論ずる上で無視できない大きな問題である。

本節では、この大きな問題に新たな一つの観点から取り組むことが可能であることを示す。最初に、ワレリウスと先行諸作家との関係が今までどのような側面から研究されてきたを概観する(この概観は文体に限定されない)。その上で、前の世代のラテン散文との文体上の継続性という我々の関心にとって、それらの研究を踏まえ追求できる可能性のある分野を提示する。後半では、ごく狭い範囲に話題を限定して、この分野で何が示し得るかを示唆してみたい。この論で具体的に論じられるのは非常に小さな主題であるが、上に提示した大きな問題の探求の試みである。

『著名言行録』に関する主要な興味の一つが典拠探索、すなわちワレリウスがこれを執筆するさいに典拠とした先行の著作を捜し求めることにあったことはすでに述べた。本節で考察する問題にとって、これまで行われてきた典拠探索は精密さの点で二つに分けることができるだろう。まず、19 世紀から 20 世紀半ば過ぎまでのワレリウスに関する典拠探索の主要な成果は、ワレリウスの語る個々の出来事と同じ内容が、先行する諸著作のどこに見出されるかを発見したことである。『著名言行録』と先行著作との内容面の類似関係は、この時代の研究によって詳細に論じられ、その成果はこれまで出版された幾つかの大規模な校訂版の中で、テストイモニアという形で集成されている<sup>375</sup>。この点に関しては、現在のところさらになすべきことはさほど多くないように思われる。

次にこのような典拠探索は、ワレリウスと先行諸作家とのさらに精細な比較を可能にした。『著名言行録』とそれに先行するある著作とで単に同じ内容が語られているというだけでは、前者が後者を直接利用して書かれたことの証拠にはならない。現存しない別の作家が同じ話を語っており、ワレリウスはそちらに依拠したかも知れないからである。したがって、テストイモニアに記載されている(ワレリウスに先行する作家の)箇所がすべて彼の直接の典拠と呼べるわけではない。しかし、対

---

374 本研究第一章「(4) 典拠」を参照。

375 ワレリウスに関する典拠研究の主なものについてはワードルの一覧(注 66 に引用)を参照。主要な箇所を網羅したテストイモニアはすでに Kempf (ed. 1854) に見られる。Briscoe (ed. 1998) においても情報が追加されている(他の二次文献への参照を含む)。

応する箇所同士を詳しく比較すると、ある場合には、ワレリウスは先行の著作の表現をほぼそのまま使用していることが分かる。こうした箇所の比較検討は、主にワレリウスの著述の手法や文体を考察する研究で行われている<sup>376</sup>。その結果、ワレリウスは出来事の記述に関しては典拠の大枠をほぼそのまま利用していること、その中で細かい変化をつけるために同義語による置き換えや語順の変更などを行っていること、出来事の記述の後に独自に感情的な修辞表現を付加していることなどが分かっている。こうした手法や文体はここでは問題としないが、このような検討は、典拠探索にとっても重要な意味を持っている。『著名言行録』と先行著作との間に個々の表現に関して一致や改変を加えた上での利用などを示すことができるならば、ワレリウスが直接利用した典拠が示されたことになるからである。こうした内容と表現の両面で一致が確認できる典拠は、テストイモニアに記載されているものの一部であり、特に「確実な典拠」とでも呼べそうなものである。

このようにして、これまでの典拠探索の研究は主に、内容面の類似のみか、内容・表現両面の一致かのどちらかに着目して行われてきたと言える。これを踏まえた上で、最初に述べた文体への関心に基づいて私が次に問題としたいのは、ワレリウスと先行諸作家との間に想定し得るもう一つの関係、すなわち、内容的な関連はより希薄であるにもかかわらず表現上の一致が見出されるという可能性である。ワレリウスに関しては、これは今までほとんど研究されてこなかったと言ってよい。しかし最初に述べたように、ワレリウスは前の世代のラテン散文作家たちに親しんでいたのだから、彼の表現にはその影響が少なからず現れているはずである。そうした影響の全貌を探るためには、内容面でワレリウスが前世代の著作家に明らかに依存している箇所のみを範囲を限定した従来の研究では不十分であろう。

ワレリウスに表現上の影響を与え得たラテン散文作家として、ここではサルスティウスを取り上げる。彼の著作は(偽作を除いて)三つしか知られておらず、そのうち一つが断片であるという不利さを考慮してもなお、与えた影響を考える上で全体的な見通しを得やすいだろうからである(キケロやリウィウスの影響を考えることは、はるかに広範な視野を必要とするだろう)。『著名言行録』についての全般的な研究の中の長い一章で、ブルーマーはワレリウスが依拠している可能性のある作家を一人一人検討しているが、そこで彼は、サルスティウスについて次のようなことを述べている<sup>377</sup>。

---

376 Bliss, 'Valerius Maximus and his Sources' の他、Bloomer, *Valerius Maximus*, 230–59, C. J. Carter, 'Valerius Maximus', 40–7 を参照。

377 Bloomer, *Valerius Maximus*, 108–13.

死後の人気の高さにもかかわらず、キケロやリウィウスに比べて、彼は『著名言行録』の典拠としては影の薄い存在である。ワレリウスが彼の著作を利用したこと自体が長年否定されてきたのであり、彼が確実な典拠であったことを内容と表現の両面から示したのは、1979年のグエリーニの論文が最初であった<sup>378</sup>。この後でブルーマーはこの論文に基づいて、ワレリウスの確実な典拠と言える箇所を検討していく。こうした箇所に関する二人の指摘はおおむね的確なものであり、ここではそれを論じる必要はない。しかし、二人の研究には、我々が注目すべき別の点が含まれている。

グエリーニはサルスティウス『カティリナ』の序文と『著名言行録』の序文の類似を指摘している<sup>379</sup>。また彼は、「贅沢と欲望について」(De luxuria et libidine)と題された『著名言行録』第9巻第1章を検討し、これらの悪徳を表すためにそこで用いられている用語がサルスティウスのものであることも示している<sup>380</sup>。こうした類似は、同じ具体的な出来事を述べている箇所同士を比較する手法では見えてこないもので、「同じ典拠がワレリウスの中の異なる複数の文脈で使われていることと、サルスティウスの主題や倫理的な語彙の影響とに目を配っているという点で、一般的な典拠探索と異なる<sup>381</sup>」ものである。これにならってブルーマーも次のように指摘する。「ワレリウスはサルスティウスに見出した同じ題材を……二つの章に分割している。彼はサルスティウスの言い回しを、元々の出来事を語る範例のためだけでなく、同じ章の少し後で、サルスティウスの原典とは関係のない中身の範例のためにも借用している。この行いは、サルスティウスが彼にとって単なる一つの逸話の典拠以上のものだったことを示す<sup>382</sup>」。

この二人の研究は我々の問題にとっても重要であるが、我々は彼らの指摘した箇所だけで考察を終わらせることはできない。彼らは、個々の出来事の描写ではなくより一般的な概念に関わる箇所でも、ワレリウスとサルスティウスの中に表現上の一致が存在することを示している。彼らの関心はこれらの箇所の表現上の一致そのものではなく、それによって示されるサルスティウスの倫理的思考のワレリウスへの影響である。したがって彼らは、二人の著作家の間にこうした表現上の一致

378 Guerrini, 'Moduli sallustiani', *idem, Studi*, 29-60.

379 Guerrini 'Moduli sallustiani', 152-4; SALL. Cat. 4, 2 statui res gestas pupuli Romani carptim, ut quaeque memoria digna videbantur, perscribere. VAL. MAX. 1 praef. urbis Romae exterarumque gentium facta simul ac dicta memoratu digna, quae apud alios latius diffusa sunt quam ut breviter cognosci possint, ab inlustribus electa auctoribus digerere constitui.

380 Guerrini 'Moduli sallustiani', 158-66. luxuria と libido に加え、audacia, abundantia, pudicitia などの用語が挙げられている。

381 Bloomer, *Valerius Maximus*, 109.

382 Bloomer, *Valerius Maximus*, 109.

を引き起こすような要素が倫理的思考以外に何かありうるかと問うことはしていない。しかしこのような一致は他の要素、たとえば同じ人物を描写することによっても引き起こされうる。

『ユグルタ』のある箇所ではサルスティウスは、アフリカで対ユグルタ戦を実行するマリウスの下へ財務官であったスラが騎兵を率いて到着したという出来事を述べた後、この機会を利用してスラという人物について述べている<sup>383</sup>。

SALL. Iug. 95, 3-4 igitur Sulla gentis patriciae nobilis fuit, familia prope iam extincta maiorum ignavia, litteris Graecis atque Latinis iuxta [atque doctissime] eruditus, animo ingenti, cupidus voluptatum, sed **gloriae cupidior**; otio luxurioso esse, tamen ab negotiis numquam voluptas remorata, \*\*\* nisi quod de uxore potuit honestius consuli; facundus, callidus et amicitia facilis, ad simulanda <ac dissimulanda> negotia altitudo ingeni incredibilis, multarum rerum ac maxime **pecuniae largitor**. atque illi felicissimo omnium ante civilem victoriam numquam super industriam fortuna fuit, multique dubitavere **fortior an felicior** esset; nam postea quae fecerit, incertum habeo **pudeat an pigeat** magis disserere.

ワレリウスにはこの箇所を内容上の典拠とする箇所は存在しない。これはサルスティウスが自分の著作に挿入している主要登場人物の人物描写の一つであり、具体的な歴史上の出来事については何一つ語っていない。またここでは、「贅沢」や「欲望」といった、ワレリウスが章の主題として論じられるような概念が扱われているわけでもない。したがって、『著名言行録』の典拠として利用できる要素はないように思われる。

しかし、この節に見られる個々の表現に着目するならば、比較可能な箇所がワレリウスに見出される。『著名言行録』のスラへの言及のうち4箇所の表現には、サルスティウスのこの箇所が反映していると思われる。

8, 14, 4 L. autem Sulla ... Iugurthae a Boccho rege ad Marium perducti totam sibi **laudem tam cupide** adseruit ...

7, 5, 5 quid tam excellens, quid tam opulentum quam L. Sulla? **divitias**, imperia

383 スラについての共和政末期から帝政初期のラテン文学での描かれ方については Dowling, ‘The Clemency of Sulla’ が扱っている。ただしこの論文にはワレリウス・マクシムスについての言及は一切ない。このような例を見ても、ワレリウスにおけるスラの描写に注目する価値は高いと思われる。

**largitus est.**

6, 9, 6 duos in uno homine Sullas fuisse crediderit, turpem adulescentulum et virum, dicerem **fortem**, nisi ipse se **felicem** appellari maluisset.

2, 8, 7 **piget taedetque** per vulnera rei publicae ulterius procedere.

一つ一つの箇所類似性はそれほど大きくないかも知れないが、『ユグルタ』のこの短い一節にこのように集中して現れることは、全体として見れば意味を持っていると考えざるを得ない。なお、最後の例の **piget taedetque** は、既にグエリーニらが指摘しているように、『ユグルタ』4 節に同じ表現が見られるので、表現上そちらの影響の方が強いことは確かである<sup>384</sup>。ただし、この 2, 8, 7 は、凱旋式の仕来りに関連して、内戦で勝利した人物は凱旋式を挙げないということが説明されている箇所であり、その最後の例はまさにスラである。したがって内容面ではまさに 95 節の箇所と対応することになり、ワレリウスはここと 4 節との双方に影響されているといえる。

もう少しこの類似を補強してみたい。サルスティウスにおける上記の箇所以外でのスラへの言及を見れば、さらに一つワレリウスとの類似が加わる。

SALL. Cat. 21 admonebat *Catilina* ... multos **victoriae** Sullanae, quibus ea **praedae** fuerat.

7, 6, 4 C. autem Mario Cn. Carbone consulibus civili bello cum L. Sulla dissidentibus, quo tempore non rei publicae **victoria** quaerebatur, sed **praemium victoriae** res erat publica.

スラの勝利が勝者に(国家の損害と引き換えに)利益をもたらしたという考えが、**praeda** / **praemium** という名詞の交替を伴ってはいるが、同様の表現で語られている。また、スラと組にして語られることの多いマリウスに関しても、二人の作家が行う描写の間には類似が認められる<sup>385</sup>。

384 Guerrini ‘Moduli sallustiani’, 154; Bloomer, *Valerius Maximus*, 100-1; SALL. Iug. 4: verum ego liberius altiusque processi, dum me civitatis morum piget taedetque.

385 ワレリウスにおけるマリウスの描写については Carney, ‘Picture of Marius’を参照。

SALL. Iug. 84, 1 Marius ... antea iam **infestus nobilitati**.

*ibid.* 85, 14 (*loquitur Marius*) **contemnunt nobiles novitatem meam**.

2, 3, 1 C. Marius ... **novitatis suae conscientia vetustati non sane propitius**.

これらの箇所も、スラの時代の描写においてワレリウスがサルスティウスを意識していたことを示唆し、間接的にスラの描写における類似が意味あることを示している。

以上の議論から私は、ワレリウスのスラの描写におけるサルスティウスからの影響について以下のように結論づける。ワレリウスは、一つの範例として利用することはできないような人物描写の箇所から幾つかの表現を借りて利用している。そしてそれらの表現は、彼の著作中のスラに関わる様々な箇所に分散して現われている。これらの箇所は、同じ人物を扱ってはいるが、範例として表現しようとしている特質は全く異っている。したがって、この事例では、従来の典拠探索で追求されてきた事例よりも緩やかな内容上の関連しかもたない場合でも、ワレリウスが先行著作の表現を利用していることになる。

ここで扱ったのは、この節の最初に提示した大きな問題のごくごく小さな部分についての考察に過ぎないが、最後にここから発展させうる議論の方向性を示しておきたい。我々の結論は、ワレリウスが先行する世代のラテン散文作家たちに親しんでいた度合いが、従来の典拠探索で示されていた以上に高かった可能性を示唆する。なぜなら、上で結論づけたような先行著作の利用方法は、ワレリウスが先行する作家たちの著作をただ単に範例集の典拠として流し読み抜書きしたのではなく、個々の表現に至るまで深く親しんでいたことを意味するからである。このことは、白銀ラテンの始まりとして、前の世代と(否定的に)区別をつけられがちであった彼の文体を、前世代の諸作家のものと結びつけることになる。また、さらに多くの作家たちとの比較を進めれば、ただ単に前世代との連続を示すだけでなく、前世代の個々の作家のどのような特徴をワレリウスが捉え受け継いでいったかを示すこともできるだろう。たとえば、今回示したような人物描写におけるサルスティウスとの類似点が、他の人物についても顕著であるならば、人物描写はサルスティウスがワレリウスにとりわけ影響を与えた分野であると言えるかもしれない。さらに、類似点を多く発見することは、ワレリウスがどの点で前世代の作家たちから離れているかを示すことにもつながるはずである。無論、

これらのことを示すには今回の試みよりはるかに大規模な探求が必要である。しかし、今回スラの描写に関して行ったように表現上の類似に着目することは、その有効な手法として働くと思われる。



## 結論

本研究の目的は『著名言行録』が持つ修辞学との関わりの諸側面を明らかにすることであった。第一章で著者と著作との概観を通じてこの関わりが探求されるべき場を確認した後、続く四つの章ではそれらの場の一つ一つについてこの関わりが詳細に検討された。これらの議論を通じて得られた結論は、以下のとおりである。

第一章で著者と著作との概観を通じて確認されたのは、『著名言行録』と修辞学との関わりがどのような点に見いだされるかであった。これらは以下の諸点に要約できる。まず、当時の教育を受けた人間として、ワレリウス自身が修辞学校における模擬弁論を中心とした訓練を受けていた。この著作自体が模擬弁論におけるそのような例証や装飾のために題材を提供する役割を持っていたということは、たとえそれが唯一の目的ではないにせよ十分ありうることである(後世に作られた要約は、こうした目的により適合させるためだったと考えられる)。また修辞学校における教育の結果として彼は、模擬弁論で主題として扱われたり例証や装飾のために挙げられたりすることの多かった歴史的出来事を記憶に留めており、『著名言行録』執筆のさいには書かれた典拠に頼らずともそれらを範例として書き加えることができた。同じくこの教育の結果、彼の文体は当時の流行に沿って修辞技巧に満ちたものとなっている。ここに見出される、執筆目的、典拠、修辞学理論の知識、文体は、後続の各章の考察対象となった。

第二章では『著名言行録』の執筆目的が扱われた。この著作の執筆目的については、「修辞学的」とする説と「倫理的」とする説の二説があるが、これらの用語はともに、両論の論者が用いているよりも厳密な意味で用いなければ意味をなさない。この著作の執筆目的は、修辞学校に関連づけられるという意味で「修辞学的」である。しかしこの著作が依拠することができた伝統は倫理的なものであったと考えられる。この奇妙な状況は、ワレリウスの時代に、倫理的範例集の伝統に基づいて修辞学的範例集を作り出す動きがあったと想定すれば説明可能である。この想定は、修辞学校とそこで行われる模擬弁論との当時の状況と合致する。修辞学校での模擬弁論には倫理的教育という役割も負わされていたので、『著名言行録』がそれに役立つことを意図していた可能性もある。その場合にはこの著作の執筆目的は、倫理的教育の意図が存在したという意味で「倫理的」でもあったことになる。

第三章では、『著名言行録』の典拠としてワレリウスが修辞学校における模擬弁論をどのように利用したかが扱われた。ここでは、この著作と模擬弁論的文献との双方に類似の出来事が現われ

る事例を取り上げ、両者の描写の細部を検討することにより、両者の関連が明らかである事例と、明らかとは言えない事例を判別することができた。模擬弁論と関連が明らかである範例においては、『著名言行録』には次の特徴が一貫して見られる。ワレリウスは模擬弁論で争われる二つの立場の一方を是認し、そこで扱われる出来事をその立場から称賛ないし非難する。しかしその称賛・非難の理由として、彼は当時の模擬弁論において一般的であった論点を用いず、必ず自ら何らかの新たな論点を提示する。この新たな論点は、その範例を収めている章の主題と関連付けられている。ただしそれはかならずしもその章題自体ではなく、ワレリウスのより大きな関心と結び付けられる場合もある。このような特徴が模擬弁論的素材を扱う範例において一貫して見られる原因は、模擬弁論は他の種類の文献と異なり、あらかじめ賛否両論が付された特殊な形の典拠であって、一方だけを他方への言及なしに取り上げることが困難であったということだと考えられる。したがってワレリウスはその出来事において自分が取る立場を新しい方法で理由付けしており、その方法は、称賛すべき点として全く新たなものを付加するか、両者の議論を消化した上でさらなる視点を提示するか、あるいは模擬弁論の粉飾のごとく細部を追加・改変することによって反対側の論点を無効にするか、である。他方で、ワレリウスと模擬弁論との関係が両者の記述の細部の比較から明らかとならない場合には、前者の典拠は先行するラテン作家に求められる。ただしその場合でも、記述の一部に模擬弁論の影響を認めることができる場合も存在する。

第四章では、『著名言行録』に修辞学理論がどのように影響しているかを扱った。雄弁や裁判といった修辞学理論と深いかかわりを持つ事項を主題とする章の検討から、ワレリウスの記述は三つの点で修辞学理論に依存していることが示された。第一に、これらの章に収められた範例の一部は修辞学理論書を典拠として書かれている。第二に、修辞学理論書を典拠として書かれている範例では、ワレリウスはもとの理論書においてそれがどのような教説の例証として用いられているかを理解し、その文脈に沿った利用をしている。このことは、彼が修辞学理論書を情報源として抜書きの対象にしただけでなく、そこに述べられている理論にも習熟していたことを示す。このような文脈の理解と利用はときとして典拠としている箇所だけに止まらず、同じ事例が別の箇所でも別の文脈で用いられているときに、そちらを踏まえていると思われる場合がある。第三に、これらの章の構成には修辞学理論が影響している。章の内部については、範例が弁論の三種類や説得の三手段といった修辞学理論上の分類を踏まえて選ばれ配列されている章が見出される。また連続した章の構成については、修辞学の五区分や説得の諸手段といった修辞学理論に基づいて章が配列されている箇所が見られる。こうした構成は、ワレリウスがある主題に関連する修辞学理論を

知っており、その全体をなるべく広く網羅するように範例を選んだり章を追加したりしていた可能性を示す。またワレリウスは雄弁の持つ力のうちで、人々の感情を動かす力をとりわけ重視している。

第五章では『著名言行録』の文体について、従来扱われてこなかった側面を示す三つの試みを行った。

Iではこの著作において個々の範例がどのように記述されているかに焦点が当てられ、選び出された五つの章の全ての範例の分析をもとに、そこには一定の要素からなる決まった形式があることが示された。『著名言行録』の範例の記述は、移行、行為者、状況、行為、意図、結果、評価というほぼ決まった要素から成っており、それらの間の順序も大きく動かされることはない。さらに、一つの要素を導入するためには少数の決まった手法(決まった接続詞、分詞構文、独立奪格など)が好んで用いられ、変化が少ない。

IIではワレリウスの文体が白銀ラテンへの転換点として捉えられ、そこにおいて白銀ラテンの特徴と黄金期諸著作の模倣やその改変とがどのように混合しているかが考察された。このことは、この著作と、同時代のウェレイユスの『歴史』と、彼らの典拠であるリウィウスとの記述がともに揃っている二つの事例を取り上げ、そこに見られる表現との類似を黄金期、白銀期の他の作家に求めることによって行われた。このことから彼らが文章を書くさいに用いている表現が、目下の出来事についての直接の情報源とした典拠からの引用、その他の読書によって自然に身に着いた表現、前の世代の書物の読書によらずに身に着けた独自の表現という三つに分類できることが推定された。また同時に、彼らがこれらの種類の表現をかなり自由に組み合わせて自らの文としていることも示唆された。

IIIでは『著名言行録』における黄金期のラテン散文作家の模倣が取り上げられ、従来考慮されてこなかった可能性、すなわち内容的な関連は比較的希薄であるにもかかわらず表現上の模倣が生じているという可能性を考慮する必要があることが提示された。そのような模倣の具体例として、この著作においてスラが描写されている複数の箇所に見られる表現が、サルスティウス『ユグルタ』における彼の人物描写に依拠していることが挙げられる。この事例から、『著名言行録』における先行作家との同様の類似について考察することが、必要かつ実りある研究分野であることが示唆された。

以上の考察を通じて、本研究で目的とした『著名言行録』が持つ修辞学との関わりの諸側面の解明は達成されたと考えられる。

## 引用文献一覧

省略記号で引用される文献

*ORF: Oratorum Romanorum fragmenta liberae rei publicae*, ed. H. Malcovati, Torino, <sup>4</sup>1976.

*RE: Realenzyklopädie der klassischen Altertumswissenschaft*.

*TLL: Thesaurus linguae Latinae*.

『著名言行録』のテキスト・翻訳・注釈

J. Briscoe (ed.), *Valeri Maximi Facta et Dicta Memorabilia*, B. G. Teubner, Stuttgart & Leipzig, 1998 (Bibliotheca Teubneriana, 2 vols).

R. Combès (ed., tl.), *Valère Maxime: Faits et dits mémorables*, Les Belles Lettres, Paris, 1995-7 (2 vols, I: livres I-III, II: livres IV-VI).

R. Farranda, *Detti e fatti memorabili*, Torino, (1971) 1987 .

K. Kempf (ed.), *Valeri Maximi Factorum et Dictorum Memorabilium Libri Novem*, Georg Olms Verlag, Hildesheim & New York, 1976 (reprint of Berlin, 1854).

——— (ed.), *Valerii Maximi Factorum et Dictorum Memorabilium Libri Novem*, Stuttgart, 1966 (BTL, 第二版[1888]の再版).

D. R. Shackleton-Bailey (ed., tl.), *Valerius Maximus: Memorable Doings and Sayings*, Harvard University Press, 2000 (Loeb Classical Library, 2 vols).

A. Themann-Steinke, *Ein Kommentar zum Zweiten Buch der Facta et Dicta memorabilia*, Trier, 2008.

D. Wardle (tl., comm.), *VALERIUS MAXIMUS: Memorable Deeds and Sayings BOOK I*, Oxford, 1998.

その他

K. Alewell, ‘Über das rhetorische ΠΑΡΑΔΕΙΓΜΑ. Theorie, Beispielsammlungen, Verwendung in der römischen Literatur der Kaiserzeit’, Leipzig, 1913.

L. Alfonsi, ‘Caratteristiche della letteratura giulio-claudia’, *ANRW* II 32, 1, Berlin et al., 1984, 3-39.

J. Bellemore, ‘When Did Valerius Maximus Write the *Dicta et Facta Memorabilia?*’, *Antichthon* 23

- (1989), 67-80.
- R. Blaum, *Quaestionum Valerianarum specimen*, Strassburg, 1876.
- F. R. Bliss, 'Valerius Maximus and his Sources: A Stylistic Approach of the Problem', Diss. University of North Carolina, 1951.
- W. M. Bloomer, *Valerius Maximus and the Rhetoric of the New Nobility*, Chapel Hill, 1992.
- S. F. Bonner, *Roman Declamation in the Late Republic and Early Empire*, Liverpool, 1949.
- , *Education in Ancient Rome*, Univ. of California Press, Berkeley & Los Angeles, California, 1977.
- H. Bornecque, *Les déclamations et les déclamateurs d'après Sénèque le père*, Paris, 1902 (reprint: Hildesheim, 1967).
- G. Brescia, *Il Miles alla sbarra: [Quintiliano] Declamazione maggiori, III*, Bari, 2004.
- J. Briscoe, 'Some Notes on Valerius Maximus', *Sileno* 19 (1993), 395-408.
- , 'The Budé Valerius Maximus', *CR* 49 (1999), 76-9 (Combès, *Valère Maxime* の書評).
- T. F. Carney, 'The Picture of Marius in Valerius Maximus', *RhM* 105 (1962), 289-337.
- C. J. Carter, 'Valerius Maximus', in *Empire and Aftermath. Silver Latin II*, London, 1975, 26-56.
- M. Chassignet, 'La deuxième guerre punique dans l'historiographie romaine : fixation et évolution d'une tradition', in David (ed.) *Valeurs et mémoire*, 55-72.
- W. R. Connor, 'Vim Quandam Incredibilem —A Tradition Concerning the Oratory of Pericles—', *C&M* 23 (1962), 23-33.
- M. Coudry, 'La deuxième guerre punique chez Valère Maxime : un événement fondateur de l'histoire de Rome', in David (ed.) *Valeurs et mémoire*, 45-53.
- J.-M. David (ed.), *Valeurs et mémoire à Rome: Valère Maxime ou la vertu recomposée*, Paris, 1998.
- , 'Valère Maxime et l'Histoire de la République romaine', in David (ed.) *Valeurs et mémoire*, 119-31.
- G. Delvaux, 'Valère Maxime, cité par Plutarque, via Paetus Thraséa', *Latomus* 52 (1993), 617-22.
- M. B. Dowling, 'The Clemency of Sulla', *Historia* 49 (2000), 303-40.
- J. W. Duff & A. M. Duff, *A Literary History of Rome in the Silver Age from Tiberius to Hadrian*, London, <sup>3</sup>1964.
- J. Fairweather, *Seneca the Elder*, Cambridge, 1981.
- M. Fleck, *Untersuchungen zu den Exempla des Valerius Maximus*, Marburg, 1974.
- C. R. Gelbcke, *Quaestiones Valerianae*, Berlin, 1865.
- R. Guerrini, 'Moduli sallustiani in Valerio Massimo: il capitolo *de luxuria et libidine* (IX, 1)', *Istituto Lombardo (Rend. Lett.)* 113 (1979), 152-66.

- , *Studi su Valerio Massimo*, Pisa, 1981.
- H. C. Gotoff, *Cicero's Elegant Style: An Analysis of the Pro Archia*, University of Illinois Press, 1979.
- , 'Cicero's Style for Relating Memorable Sayings', *Illinois Classical Studies* 6 (1981) 294–316.
- L. Håkanson, 'Die quintilianischen und pseudoquintilianischen 'Deklamationen' in der neueren Forschung', in *ANRW* II 32, 4, 2272-306.
- R. Helm, 'Valerius Maximus, Seneca und die Exemplassammlung', *Hermes* 74 (1939), 130-54.
- , 'Beiträge zur Quellenforschung bei Valerius Maximus', *Rheinisches Museum* 89 (1940), 241-73.
- , 'Valerius Maximus', *RE* 2 VIII A, 1955, 90-116.
- R. Herzog, P. L. Schmidt (edd.), *Handbuch der lateinischen Literatur der Antike 5: Restauration und Erneuerung*, 1989, München.
- G. Hinojo Andrés, 'El lexico de grupos políticos en Velejo Paterculo y Valerio Máximo', *Faventia* 8 (1986), 41-56.
- R. F. Hock, E. O'Neil, *The Chreia in Ancient World*, Atlanta, 1985.
- H. Homeyer, 'Die Quellen zu Ciceros Tod', *Helikon* 17 (1977), 56-96.
- R. Honstetter, 'Exemplum zwischen Rhetorik und Literatur: Zur gattungsgeschichtl. Sonderstellung von Valerius Maximus u. Augustinus', Diss. Konstanz, 1977.
- M. Humm, 'L'image de la censure chez Valère Maxime: formation et évolution d'un paradigme', in David (ed.) *Valeurs et mémoire*, 73-93.
- R. A. Kaster, *C. Suetonius Tranquillus: De Grammaticis et Rhetoribus*, Oxford, 1995.
- A. Klotz, 'Zur Litteratur der Exempla und zur Epitoma Livii', *Hermes* 44 (1909), 198-214.
- , *Studien zu Valerius Maximus und den Exempla*, München, 1942.
- B. Krieger, *Quibus fontibus Valerius Maximus usus sit in eis exemplis enarrandis quae ad priora rerum Romanarum tempora pertinent*, Berlin, 1888.
- H. Lausberg, *Handbuch der literarischen Rhetorik*, 2 Bde., München, 1960.
- A. D. Leeman et al., *M. Tullius Cicero: De oratore libri III*, 5 Bde., Heidelberg, 1981-2008.
- C. Loutsch, 'Procédés rhétoriques de la légitimation des exemples chez Valère Maxime', in David (ed.), *Valeurs et mémoire*, 27-41.
- U. Lucarelli, *Exemplarische Vergangenheit: Valerius Maximus und die Konstruktion des sozialen Raumes in der frühen Kaiserzeit*, Göttingen, 2007.
- S. Maire, *De Diodoro Siculo Valerii Maximi auctore*, Schöneberg, 1899.

- G. Maslakov, 'Valerius Maximus and Roman Historiography. A Study of the *exempla* Tradition', *ANRW* II 32, 1, Berlin et al., 1984, 437-96.
- D. J. McGonagle, 'Rhetoric and Biography in Velleius Paterculus', Diss. Ohio, 1970.
- T. Mommsen, *Römisches Staatsrecht*, Leipzig, <sup>3</sup>1887.
- C. Morawski, 'De sermone scriptorum Latinorum aetatis quae dicitur argentea observationes', *Eos* 2 (1895), 1-12.
- H.-F. Mueller, *Roman Religion in Valerius Maximus*, London and New York, 2002.
- V. Muench, *De clausulis a Valerio Maximo adhibitis*, Vratislaviae, 1909.
- E. Norden, *Die antike Kunstprosa*, Leipzig, 1898.
- M. L. Paladini, 'Rapporti tra Velleio Patercolo e Valerio Massimo', *Latomus* 16 (1957), 232-51.
- H. Peter, (ed.), *Historicorum Romanorum reliquiae*, 2 t., Leipzig, t. 1: <sup>2</sup>1914, t. 2: 1906.
- T. Reinhardt, M. Winterbottom (edd.), *Quintilian: Book 2*, Oxford, 2006.
- F. Römer, 'Zum Aufbau der Exempelasammlung des Valerius Maximus', *WS* 103 (1990), 99-107.
- M. Roller, 'Color-Blindness: Cicero's Death, Declamation, and the Production of History', *CP* 92 (1997), 109-30.
- C. Schneider, 'La 'réception' de Valère Maxime dans le recueil des *Grandes déclamations* pseudo-quintiliennes', *InvLuc* 23 (2001), 223-37.
- D. M. Schullian, 'The Anthology of Valerius Maximus and A. Gellius', *CP* 32 (1937), 70-2.
- , 'A Revised List of Manuscripts of Valerius Maximus', in *Miscellanea Augusto Campana*, Padua, 1981, 695-728.
- B. W. Sinclair, 'Valerius Maximus and the Evolution of Silver Latin', diss. University of Cincinnati, 1980.
- , 'Declamatory *Sententiae* in Valerius Maximus', *Prometheus* 10 (1984), 141-6.
- C. Skidmore, *Practical Ethics for Roman Gentlemen*, Exeter, 1996.
- W. Suerbaum, 'Sex and crime im alten Rom: von der humanistischen Zensur zu Cato dem Censor', *WJA* 19 (1993), 85-109.
- J. Suolahti, 'Claudia Insons: Why Was a Fine Imposed on Claudia Ap. F. in 246 BC?', *Arctos* 11 (1977), 133-151.
- R. Syme, *History in Ovid*, Oxford, 1978.
- N. Thurn, 'Der Aufbau der Exempelasammlung des Valerius Maximus', *Hermes* 129 (2001), 79-94.
- G. Ueding (ed.), *Historisches Wörterbuch der Rhetorik*, 10 Bde., Tübingen, 1992-2012.
- J. Ungewitter, *De Vellei Paterculi et Valeri Maximi genere dicendi quaestiones selectae*, Donauwörth, 1903.

- H. Verhaak, *Velleius Paterculus en de rhetoriek van zijn tijd*, Nijmegen, 1954.
- D. Wardle ‘“The Sainted Julius”: Valerius Maximus and the Dictator’ *CP* 92 (1997), 323-45.
- A. Weileder, *Valerius Maximus: Spiegel kaiserlicher Selbstdarstellung*, München, 1998.
- M. Winterbottom, ‘Schoolroom and Courtroom’, in B. Vickers (ed.), *Rhetoric revalued: Papers from the International Society for the History of Rhetoric*, Binghamton, 1982, 59-70.
- J. Wisse, *Ethos and Pathos*, Amsterdam, 1989.
- A. Wright, ‘The Death of Cicero. Forming a Tradition: the Contamination of History’, *Historia* 50 (2001), 436-52.
- 吉田俊一郎、「クインティリアーヌスの審議弁論に関する理論について」、『西洋古典学研究』第 54 号 (2006 年)、岩波書店、64-75。



## 『著名言行録』の章題一覧

- 第1巻: 1. De religione ibid. De neglecta religione 2. De simulata religione (Par.) / Qui religionem simulaverunt (Nepot.) 3. De superstitionibus (Nepot.) 4. De auspicio (Par.) 5. De ominibus 6. De prodigiis 7. De somniis 8. De miraculis
- 第2巻: 1-6. De institutis antiquis 7-8. De disciplina militari 9. De censoria nota 10. De maiestate
- 第3巻: 1. De indole 2. De fortitudine 3. De patientia 4. De humili loco natis qui clari evaserunt 5. Qui a parentibus claris degeneraverunt 6. Qui ex illustribus viris in veste aut cetero cultu licentius sibi quam mos patrius permittebat indulserunt 7. De fiducia sui 8. De constantia
- 第4巻: 1. De moderatione 2. Qui ex inimicitiis iuncti sunt amicitia aut necessitudine 3. De abstinentia et continentia 4. De paupertate 5. De verecundia 6. De amore coniugali 7. De amicitia 8. De liberalitate
- 第5巻: 1. De humanitate et clementia 2. De gratis 3. De ingratis 4-6. De pietate erga parentes et fratres et patriam 7. De parentum amore et indulgentia in liberos 8. De severitate patrum in liberos 9. De parentum adversus suspectos liberos moderatione 10. De parentibus qui obitum liberorum forti animo tulerunt
- 第6巻: 1. De pudicitia 2. Libere dicta aut facta 3. De severitate 4. Graviter dicta aut facta 5. De iustitia 6. De fide publica 7. De fide uxorum erga viros 8. De fide servorum 9. De mutatione morum aut fortunae
- 第7巻: 1. De felicitate 2. Sapienter dicta aut facta 3. Vafre dicta aut facta 4. Strategemata 5. De repulsis 6. De necessitate 7. De testamentis quae rescissa sunt 8. Quae rata manserunt cum causas haberent cur rescindi possent ibid. Quae adversus opiniones hominum heredes habuerunt
- 第8巻: 1. Infames rei quibus de causis absoluti aut damnati sint 2. De privatis iudiciis insignibus 3. Quae mulieres apud magistratus pro se aut pro aliis causas egerunt 4. De quaestionibus 5. De testibus 6. Qui quae in aliis vindicarant ipsi commiserunt 7. De studio et industria 8. De otio 9. Quanta vis sit eloquentiae 10. Quantum momentum sit in pronuntiatione et apto motu corporis 11. Quam magni effectus artium sint ibid. Quaedam nulla arte effici posse 12. Quaedam nulla arte effici posse 13. Suae quemque artis optimum et auctorem esse et disputatorem 14. De senectute 15. De cupiditate gloriae 16. Quae cuique magna contigerunt

第9卷: 1. De luxuria et libidine 2. De crudelitate 3. De ira aut odio 4. De avaritia 5. De superbia et impotentia 6. De perfidia 7. De vi et seditione 8. De temeritate 9. De errore 10. De ultione 11. Dicta improba aut facta scelerata 12. De mortibus non vulgaribus 13. De cupiditate vitae 14. De similitudine formae 15. De iis qui infimo loco nati mendacio se clarissimis familiis inserere conati sunt